

2020年8月

発行登録追補日論見書
(契約締結前交付書面及び
無登録格付に関する説明書を含む)



バークレイズ・バンク・ピーエルシー

バークレイズ・バンク・ピーエルシー 2025年9月24日満期
トルコ・リラ建ゼロクーポン社債

— 売出人 —

エイチ・エス証券株式会社

(注)発行会社は、令和2年7月28日付で「バークレイズ・バンク・ピーエルシー 2030年8月28日満期 円建て 早期償還条項付 固定利付社債 (愛称：パワーリターン102008)」の売出しについて、令和2年7月31日付で「バークレイズ・バンク・ピーエルシー 2030年8月28日満期 円建て 固定利付コーラブル社債」の売出しについて、令和2年7月31日付で「バークレイズ・バンク・ピーエルシー 2027年8月27日満期 円建て 固定利付コーラブル社債」の売出しについて、令和2年7月31日付で「バークレイズ・バンク・ピーエルシー 2023年8月25日満期 米ドル建て 固定利付コーラブル社債」の売出しについて、また令和2年8月14日付で「バークレイズ・バンク・ピーエルシー 2023年9月8日満期 期限前償還条項付 日経平均株価・S&P500 複数株価指数連動 円建社債」について、それぞれ訂正発行登録書を関東財務局長に提出しております。当該各社債の売出しに係る目論見書は、この発行登録追補目論見書とは別に作成及び交付されますので、当該各社債の内容はこの発行登録追補目論見書には記載されておられません。

1. 本社債に係る外国会社報告書、外国会社半期報告書、外国会社臨時報告書及びその訂正に係る書類は、英語により記載されます。
2. 本社債は、1933年合衆国証券法（その後の改正を含み、以下「合衆国証券法」といいます。）に基づき登録されておらず、今後登録される予定もありません。合衆国証券法の登録義務を免除された一定の取引による場合を除き、合衆国内において、又は米国人に対し、米国人の計算で、若しくは米国人のために、本社債の募集、売出し又は販売を行ってはなりません。本段落において使用された用語は、合衆国証券法に基づくレギュレーションSにより定義された意味を有しております。

The Notes have not been and will not be registered under the United States Securities Act of 1933, as amended (the “Securities Act”), and may not be offered or sold within the United States or to, or for the account or benefit of, U.S. persons except in certain transactions exempt from the registration requirements of the Securities Act. Terms used in this paragraph have the meanings given to them by Regulation S under the Securities Act.

3. 本社債の元利金はトルコ・リラで支払われますので、外国為替相場の変動により影響を受けることがあります。
4. この特記事項の直後に挿入される本社債に関する契約締結前交付書面及び「無登録格付に関する説明書」と題する書面は、本社債の売出人であるエイチ・エス証券株式会社の作成に係るものであり、目論見書の一部を構成するものではありません。

外貨建て債券の契約締結前交付書面

(この書面は、金融商品取引法第37条の3の規定によりお渡しするものです。)

この書面には、外貨建て債券のお取引を行っていただく上でのリスクや留意点が記載されています。あらかじめよくお読みいただき、ご不明な点はお取引開始前にご確認ください。

○外貨建て債券のお取引は、主に募集・売出し等や当社が直接の相手方となる等の方法により行います。

○外貨建て債券は、金利水準、為替相場の変化や発行者の信用状況に対応して価格が変動すること等により、損失が生ずるおそれがありますのでご注意ください。

手数料など諸費用について

- 外貨建て債券を募集・売出し等により、または当社との相対取引により購入する場合は、購入対価のみをお支払いただきます。
- 外貨建て債券の売買、償還等にあたり、円貨と外貨を交換する際には、外国為替市場の動向をふまえて当社が決定した為替レートによるものとします。

金融商品市場における相場その他の指標にかかる変動などにより損失が生ずるおそれがあります

- 外貨建て債券の市場価格は、基本的に市場の金利水準の変化に対応して変動します。金利が上昇する過程では債券価格は下落し、逆に金利が低下する過程では債券価格は上昇することになります。したがって、償還日より前に換金する場合には市場価格での売却となりますので、売却損が生ずる場合があります。また、市場環境の変化により流動性（換金性）が著しく低くなった場合、売却することができない可能性があります。
- 金利水準は、各国の中央銀行が決定する政策金利、市場金利の水準（例えば、既に発行されている債券の流通利回り）や金融機関の貸出金利等の変化に対応して変動します。
- 外貨建て債券は、為替相場（円貨と外貨の交換比率）が変化することにより、為替相場が円高になる過程では外貨建て債券を円貨換算した価値は下落し、逆に円安になる過程では外貨建て債券を円貨換算した価値は上昇することになります。したがって、売却時あるいは償還時の為替相場の状況によっては為替差損が生ずるおそれがあります。
- 通貨の交換に制限が付されている場合は、元利金を円貨へ交換することや送金ができない場合があります。

債券の発行者または元利金の支払の保証者の業務または財産の状況の変化などによって損失が生ずるおそれがあります

- 外貨建て債券の発行者や、外貨建て債券の元利金の支払いを保証している者の信用状況に変化が生じた場合、市場価格が変動することによって売却損が生ずる場合があります。
- 外貨建て債券の発行者や、外貨建て債券の元利金の支払いを保証している者の信用状況の悪化等により、元本や利子の支払いの停滞若しくは支払不能の発生又は特約による元本の削減等がなされるリスクがあります。

なお、金融機関が発行する債券は、信用状況が悪化して破綻のおそれがある場合などには、発行者の本拠所在地国の破綻処理制度が適用され、所管の監督官庁の権限で、債権順位に従って元本や利子の削減や株式への転換等が行われる可能性があります。ただし、適用される制度は発行者の本拠所在地国により異なり、また今後変更される可能性があります。

- 外貨建て債券のうち、主要な格付機関により「投機的要素が強い」とされる格付がなされているものについては、当該発行者等の信用状況の悪化等により、元本や利子の支払いが滞ったり、支払不能が生ずるリスクの程度はより高いと言えます。

債券の発行者等または当該通貨等の帰属する国や地域の政治および経済状況の変化、法令・規制の変更などによって損失が生じるおそれがあります

- 外貨建て債券の発行者、保証会社もしくは当該通貨等の帰属する国や地域、または取引市場の帰属する国や地域の政治・経済・社会情勢の変化および法令・規制等の変更やそれらに関する外部評価の変化、天変地異等により、外貨建て債券の価格が変動することによって損失が生じるおそれや、売買や受渡が制限される、あるいは不能になるおそれがあります。また、通貨不安等により大幅な為替変動が起こり、円貨への交換が制限される、あるいはできなくなるおそれがあります。
- 一般に、新興国については、先進国に比べて上記のリスクの程度はより高いと言えます。

外貨建て債券のお取引は、クーリング・オフの対象にはなりません

- 外貨建て債券のお取引に関しては、金融商品取引法第 37 条の 6 の規定の適用はありません。

○その他留意事項

日本証券業協会のホームページ (<http://www.jsda.or.jp/shiraberu/foreign/meigara.html>) に掲載している外国の発行者が発行する債券のうち国内で募集・売出しが行われた債券については、金融商品取引法に基づく開示書類が英語により記載されています。

外貨建て債券に係る金融商品取引契約の概要

当社における外貨建て債券のお取引については、以下によります。

- 外貨建て債券の募集若しくは売出しの取扱い又は私募の取扱い
- 当社が自己で直接の相手方となる売買
- 外貨建て債券の売買の媒介、取次ぎ又は代理

外貨建て債券に関する租税の概要

個人のお客様に対する外貨建て債券（一部を除く。）の課税は、原則として以下によります。

- 外貨建て債券の利子（為替損益がある場合は為替損益を含みます。）については、利子所得として申告分離課税の対象となります。外国源泉税が課されている場合は、外国源泉税を控除した後の金額に対して国内で源泉徴収されます。この場合には、確定申告により外国税額控除の適用を受けることができます。
- 外貨建て債券の譲渡益及び償還益（それぞれ為替損益がある場合は為替損益を含みます。）は、上場株式等に係る譲渡所得等として申告分離課税の対象となります。
- 外貨建て債券の利子、譲渡損益及び償還損益は、上場株式等の利子、配当及び譲渡損益等との損益通算が可能です。また、確定申告により譲渡損失の繰越控除の適用を受けることができます。
- 割引債の償還益は、償還時に源泉徴収されることがあります。

法人のお客様に対する外貨建て債券の課税は、原則として以下によります。

- 外貨建て債券の利子、譲渡益、償還益（それぞれ為替損益がある場合は為替損益を含みます。）については、法人税に係る所得の計算上、益金の額に算入されます。なお、お客様が一般社団法人又は一般財団法人など一定の法人の場合は、割引債の償還益は、償還時に源泉徴収が行われます。
- 国外で発行される外貨建て債券（一部を除く。）の利子に現地源泉税が課税された場合には、外国源泉税を控除した後の金額に対して国内で源泉徴収され、申告により外国税額控除の適用を受けることができます。

なお、税制が改正された場合等は、上記の内容が変更になる場合があります。
詳細につきましては、税理士等の専門家にお問い合わせください。

譲渡の制限

- 振替債（我が国の振替制度に基づき管理されるペーパーレス化された債券をいいます。）である外貨建て債券は、その償還日又は利子支払日の前営業日を受渡日とするお取引はできません。また、国外で発行される外貨建て債券についても、現地の振替制度等により譲渡の制限が課される場合があります。

当社が行う金融商品取引業の内容及び方法の概要

当社が行う金融商品取引業は、主に金融商品取引法第 28 条第 1 項の規定に基づく第一種金融商品取引業であり、当社において外貨建て債券のお取引や保護預けを行われる場合は、以下によります。

- 国外で発行される外貨建て債券のお取引にあたっては、外国証券取引口座の開設が必要となります。また、国内で発行される外貨建て債券のお取引にあたっては、保護預り口座又は振替決済口座の開設が必要となります。
- お取引のご注文をいただいたときは、原則として、あらかじめ当該ご注文に係る代金又は有価証券の全部又は一部（前受金等）をお預けいただいた上で、ご注文をお受けいたします。
- 前受金等を全額お預けいただいていない場合、当社との間で合意した日までに、ご注文に係る代金又は有価証券をお預けいただきます。
- ご注文にあたっては、銘柄、売り買いの別、数量、価格等お取引に必要な事項を明示していただきます。これらの事項を明示していただけなかったときは、お取引ができない場合があります。また、注文書をご提出いただく場合があります。
- ご注文いただいたお取引が成立した場合には、取引報告書をお客様にお渡しいたします（郵送又は電磁的方法による場合を含みます。）。

当社の概要

商号等 エイチ・エス証券株式会社 金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第35号
本店所在地 〒163-6027 東京都新宿区西新宿 6-8-1 住友不動産新宿オークタワー27階
加入協会 日本証券業協会
指定紛争解決機関 特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター
資本金 30億円
主な事業 金融商品取引業
設立年月 2006年9月
連絡先 03-4560-0233(コンプライアンス統括部)又はお取引のある支店にご連絡ください。

以上

当社に対するご意見・苦情等に関するご連絡窓口

当社に対するご意見・苦情等に関しては、以下の窓口で承っております。

住所：〒163-6027 東京都新宿区西新宿 6-8-1 住友不動産新宿オークタワー27階

電話番号：03-4560-0233（コンプライアンス統括部）

受付時間：月曜日～金曜日（祝日を除く） 8時20分～17時20分

金融ADR制度のご案内

金融ADR制度とは、お客様と金融機関との紛争・トラブルについて、裁判手続き以外の方法で簡易・迅速な解決を目指す制度です。

金融商品取引業等業務に関する苦情及び紛争・トラブルの解決措置として、金融商品取引法上の指定紛争解決機関である「特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター(FINMAC)」を利用することができます。

住所：〒103-0025 東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号 第二証券会館

電話番号：0120-64-5005

（FINMACは公的な第三者機関であり、当社の関連法人ではありません。）

受付時間：月曜日～金曜日（祝日を除く） 9時00分～17時00分

無登録格付に関する説明書 (ムーディーズ・インベスターズ・サービス)

格付会社に対しては、市場の公正性・透明性の確保の観点から、金融商品取引法に基づく信用格付業者の登録制が導入されております。

これに伴い、金融商品取引業者等は、無登録格付業者が付与した格付を利用して勧誘を行う場合には、金融商品取引法により、無登録格付である旨及び登録の意義等を顧客に告げなければならないこととされております。

○登録の意義について

登録を受けた信用格付業者は、①誠実義務、②利益相反防止・格付プロセスの公正性確保等の業務管理体制の整備義務、③格付対象の証券を保有している場合の格付付与の禁止、④格付方針等の作成及び公表・説明書類の公衆縦覧等の情報開示義務等の規制を受けるとともに、報告徴求・立入検査、業務改善命令等の金融庁の監督を受けることとなりますが、無登録格付業者は、これらの規制・監督を受けておりません。

○格付会社グループの呼称等について

格付会社グループの呼称：ムーディーズ・インベスターズ・サービス
グループ内の信用格付業者の名称及び登録番号：ムーディーズ・ジャパン株式会社
(金融庁長官(格付)第2号)

○信用格付を付与するために用いる方針及び方法の概要に関する情報の入手方法について

ムーディーズ・ジャパン株式会社のホームページ(ムーディーズ日本語ホームページ(https://www.moodys.com/pages/default_ja.aspx))の「信用格付事業」をクリックした後に表示されるページ)にある「無登録業者の格付の利用」欄の「無登録格付説明関連」に掲載されております。

○信用格付の前提、意義及び限界について

ムーディーズ・インベスターズ・サービス(以下、「ムーディーズ」という。)の信用格付は、事業体、与信契約、債務又は債務類似証券の将来の相対的信用リスクについての、現時点の意見です。ムーディーズは、信用リスクを、事業体が契約上・財務上の義務を期日に履行できないリスク及びデフォルト事由が発生した場合に見込まれるあらゆる種類の財産的損失と定義しています。信用格付は、流動性リスク、市場リスク、価格変動性及びその他のリスクについて言及するものではありません。また、信用格付は、投資又は財務に関する助言を構成するものではなく、特定の証券の購入、売却、又は保有を推奨するものではありません。ムーディーズは、いかなる形式又は方法によっても、これらの格付若しくはその他の意見又は情報の正確性、適時性、完全性、商品性及び特定の目的への適合性について、明示的、黙示的を問わず、いかなる保証も行っておりません。

ムーディーズは、信用格付に関する信用評価を、発行体から取得した情報、公表情報を基礎として行っております。ムーディーズは、これらの情報が十分な品質を有し、またその情報源がムーディーズにとって信頼できると考えられるものであることを確保するため、全ての必要な措置を講じています。しかし、ムーディーズは監査を行う者ではなく、格付の過程で受領した情報の正確性及び有効性について常に独自の検証を行うことはできません。

この情報は、2020年6月23日に信頼できると考えられる情報源から作成しておりますが、その正確性・完全性を当社が保証するものではありません。詳しくは上記ムーディーズ・ジャパン株式会社のホームページをご覧ください。

以 上

無登録格付に関する説明書 (S&P グローバル・レーティング)

格付会社に対しては、市場の公正性・透明性の確保の観点から、金融商品取引法に基づく信用格付業者の登録制が導入されております。

これに伴い、金融商品取引業者等は、無登録格付業者が付与した格付を利用して勧誘を行う場合には、金融商品取引法により、無登録格付である旨及び登録の意義等を顧客に告げなければならないこととされております。

○登録の意義について

登録を受けた信用格付業者は、①誠実義務、②利益相反防止・格付プロセスの公正性確保等の業務管理体制の整備義務、③格付対象の証券を保有している場合の格付付与の禁止、④格付方針等の作成及び公表・説明書類の公衆縦覧等の情報開示義務等の規制を受けるとともに、報告徴求・立入検査、業務改善命令等の金融庁の監督を受けることとなりますが、無登録格付業者は、これらの規制・監督を受けておりません。

○格付会社グループの呼称等について

格付会社グループの呼称：S&P グローバル・レーティング

グループ内の信用格付業者の名称及び登録番号：S&P グローバル・レーティング・ジャパン株式会社
(金融庁長官(格付)第5号)

○信用格付を付与するために用いる方針及び方法の概要に関する情報の入手方法について

S&P グローバル・レーティング・ジャパン株式会社のホームページ

(<http://www.standardandpoors.co.jp>)の「ライブラリ・規制関連」の「無登録格付け情報」

(<http://www.standardandpoors.co.jp/unregistered>)に掲載されております。

○信用格付の前提、意義及び限界について

S&P グローバル・レーティングの信用格付は、発行体または特定の債務の将来の信用力に関する現時点における意見であり、発行体または特定の債務が債務不履行に陥る確率を示した指標ではなく、信用力を保証するものでもありません。また、信用格付は、証券の購入、売却または保有を推奨するものでなく、債務の市場流動性や流通市場での価格を示すものでもありません。

信用格付は、業績や外部環境の変化、裏付け資産のパフォーマンスやカウンターパーティの信用力変化など、さまざまな要因により変動する可能性があります。

S&P グローバル・レーティングは、信頼しうると判断した情報源から提供された情報を利用して格付分析を行っており、格付意見に達することができるだけの十分な品質および量の情報が備わっていると考えられる場合にのみ信用格付を付与します。しかしながら、S&P グローバル・レーティングは、発行体やその他の第三者から提供された情報について、監査・デュー・デリジェンスまたは独自の検証を行っておらず、また、格付付与に利用した情報や、かかる情報の利用により得られた結果の正確性、完全性、適時性を保証するものではありません。さらに、信用格付によっては、利用可能なヒストリカルデータが限定的であることに起因する潜在的なリスクが存在する場合もあることに留意する必要があります。

この情報は、2020年6月23日に信頼できると考えられる情報源から作成しておりますが、その正確性・完全性を当社が保証するものではありません。詳しくは上記 S&P グローバル・レーティング・ジャパン株式会社のホームページをご覧ください。

以 上

【表紙】

【発行登録追補書類番号】 1-外 1-62

【提出書類】 発行登録追補書類

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 令和 2 年 8 月 21 日

【会社名】 バークレイズ・バンク・ピーエルシー
(Barclays Bank PLC)

【代表者の役職氏名】 最高財務責任者
(Chief Financial Officer)
スティーブン・ユワート
(Steven Ewart)

【本店の所在の場所】 英国 ロンドン市 E14 5HP チャーチル・プレイス 1
(1 Churchill Place, London E14 5HP, United Kingdom)

【代理人の氏名又は名称】 弁護士 樋 口 航

【代理人の住所又は所在地】 東京都千代田区大手町一丁目 1 番 1 号 大手町パークビルディング
アンダーソン・毛利・友常法律事務所

【電話番号】 03-6775-1000

【事務連絡者氏名】 弁護士 溝 口 圭 紀
同 塩 越 希
同 瓜 生 和 也
同 津 江 紘 輝

【連絡場所】 東京都千代田区大手町一丁目 1 番 1 号 大手町パークビルディング
アンダーソン・毛利・友常法律事務所

【電話番号】 03-6775-1000

**【発行登録の対象とした
売出有価証券の種類】** 社債

【今回の売出金額】 24,000,000 トルコ・リラ (円貨換算額 342,720,000 円)

(上記円貨換算額は 1 トルコ・リラ=14.28 円の換算率 (2020 年 8 月 19 日現在の株式会社三菱 UFJ 銀行の対顧客電信売買相場の仲値) による。)

【発行登録書の内容】

提出日	令和元年 8 月 1 日
効力発生日	令和元年 8 月 9 日
有効期限	令和 3 年 8 月 8 日
発行登録番号	1-外 1
発行予定額又は発行残高の上限	発行予定額 10,000 億円

【これまでの売出実績】
 (発行予定額を記載した場合)

番号	提出年月日	売出金額	減額による 訂正年月日	減額金額
1-外1-1	令和元年8月23日	787,000,000円	該当なし。	
1-外1-2	令和元年8月23日	1,044,000,000円		
1-外1-3	令和元年8月26日	2,910,000,000円		
1-外1-4	令和元年8月26日	450,000,000円		
1-外1-5	令和元年8月30日	300,000,000円		
1-外1-6	令和元年9月9日	100,000,000円		
1-外1-7	令和元年9月18日	769,000,000円		
1-外1-8	令和元年9月18日	3,135,000,000円		
1-外1-9	令和元年10月2日	100,000,000円		
1-外1-10	令和元年10月16日	480,000,000円		
1-外1-11	令和元年11月14日	500,000,000円		
1-外1-12	令和元年11月15日	2,000,000,000円		
1-外1-13	令和元年11月18日	1,150,000,000円		
1-外1-14	令和元年11月20日	1,877,000,000円		
1-外1-15	令和元年11月29日	635,000,000円		
1-外1-16	令和元年11月29日	955,000,000円		
1-外1-17	令和元年11月29日	1,500,000,000円		
1-外1-18	令和元年11月29日	500,000,000円		
1-外1-19	令和元年12月6日	238,692,096円		
1-外1-20	令和元年12月10日	206,820,000円		
1-外1-21	令和元年12月16日	1,392,000,000円		
1-外1-22	令和2年1月6日	700,000,000円		
1-外1-23	令和2年1月8日	500,000,000円		
1-外1-24	令和2年1月20日	500,000,000円		
1-外1-25	令和2年1月23日	300,000,000円		
1-外1-26	令和2年1月23日	823,000,000円		
1-外1-27	令和2年1月24日	1,000,000,000円		
1-外1-28	令和2年3月12日	102,240,000円		
1-外1-29	令和2年3月13日	187,320,000円		
1-外1-30	令和2年3月19日	1,000,000,000円		

1-外1-31	令和2年4月2日	3,000,000,000円		
1-外1-32	令和2年4月6日	600,000,000円		
1-外1-33	令和2年4月17日	1,294,000,000円		
1-外1-34	令和2年4月21日	187,000,000円		
1-外1-35	令和2年5月29日	800,000,000円		
1-外1-36	令和2年5月29日	5,000,000,000円		
1-外1-37	令和2年5月29日	3,211,000,000円		
1-外1-38	令和2年6月2日	2,300,000,000円		
1-外1-39	令和2年6月2日	1,000,000,000円		
1-外1-40	令和2年6月5日	344,300,000円		
1-外1-41	令和2年6月11日	5,000,000,000円		
1-外1-42	令和2年6月12日	8,000,000,000円		
1-外1-43	令和2年6月17日	103,680,000円		
1-外1-44	令和2年6月18日	800,000,000円		
1-外1-45	令和2年6月18日	6,964,000,000円		
1-外1-46	令和2年6月19日	2,845,000,000円		
1-外1-47	令和2年6月19日	422,820,000円		
1-外1-48	令和2年6月26日	1,576,000,000円		
1-外1-49	令和2年6月29日	1,913,000,000円		
1-外1-50	令和2年6月29日	300,000,000円		
1-外1-51	令和2年7月1日	1,000,000,000円		
1-外1-52	令和2年7月1日	248,000,000円		
1-外1-53	令和2年7月2日	1,230,000,000円		
1-外1-54	令和2年7月3日	5,000,000,000円		
1-外1-55	令和2年7月3日	7,000,000,000円		
1-外1-56	令和2年7月3日	1,170,000,000円		
1-外1-57	令和2年7月8日	250,000,000円		
1-外1-58	令和2年7月15日	1,895,000,000円		
1-外1-59	令和2年7月16日	4,606,000,000円		
1-外1-60	令和2年7月17日	4,868,000,000円		
1-外1-61	令和2年8月20日	1,009,000,000円		
実績合計額		100,078,872,096円	減額総額	0円

【残額】
(発行予定額－実績合計額－減額総額)

899,921,127,904 円

(発行残高の上限を記載した場合)

番号	提出年月日	売出金額	償還年月日	償還金額	減額による 訂正年月日	減額金額
該当なし。						
実績合計額		該当なし。	償還総額	該当なし。	減額総額	該当なし。

【残高】
(発行残高の上限－実績合計額＋償還総額－減額総額)

該当なし。

【安定操作に関する事項】 該当なし。

【縦覧に供する場所】 該当なし。

目 次

	頁
第一部 証券情報	1
第1 募集要項	1
第2 売出要項	1
1 売出有価証券	1
2 売出しの条件	2
第3 第三者割当の場合の特記事項	18
第二部 公開買付けに関する情報	19
第三部 参照情報	20
第1 参照書類	20
1 有価証券報告書及びその添付書類	20
2 四半期報告書又は半期報告書	20
3 臨時報告書	20
4 外国会社報告書及びその補足書類	20
5 外国会社四半期報告書及びその補足書類並びに外国会社半期報告書及びその補足書類	20
6 外国会社臨時報告書	20
7 訂正報告書	20
第2 参照書類の補完情報	20
第3 参照書類を縦覧に供している場所	20
第四部 保証会社等の情報	21
「参照方式」の利用適格要件を満たしていることを示す書面	22
有価証券報告書に記載すべき事項に関し重要な事実が発生したことを示す書面	23
事業内容の概要及び主要な経営指標等の推移	72

注) 本書において、別段の記載がある場合を除き、下記の用語は下記の意味を有する。

「発行会社」、「当行」又は	
「計算代理人」	バークレイズ・バンク・ピーエルシー
「バークレイズ・グループ」	バークレイズ・ピーエルシー及びその子会社
「英国」又は「連合王国」	グレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国
「円」又は「円貨」	日本の法定通貨
「トルコ・リラ」又は「クルシュ」	トルコ共和国の法定通貨

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

該当なし。

第2【売出要項】

1【売出有価証券】

【売出社債（短期社債を除く。）】

銘 柄	パークレイズ・バンク・ピーエルシー 2025年9月24日満期 トルコ・リラ建ゼロクーポン社債（以下「本社債」という。）（注1）		
売出券面額の総額又は 売出振替社債の総額	24,000,000トルコ・リラ	売出価額の総額	24,000,000トルコ・リラ
記名・無記名の別	無記名式	各社債の金額	10,000トルコ・リラ
償還期限（満期日）	2025年9月24日（ロンドン時間）（以下「満期日」という。）（「修正翌営業日調整」（以下に定義される。）により調整される。かかる満期日の調整に関し、発行会社により利息その他の追加額が支払われることはない。）		
利 率	該当なし		
売出しに係る社債 の所有者の住所及び 氏名又は名称	エイチ・エス証券株式会社 （以下「売出人」という。）	東京都新宿区西新宿六丁目8番1号 住友不動産新宿オークタワー27階	
摘 要	<p>(1) 信用格付 本社債に関し、金融商品取引法第66条の27に基づく登録を受けた信用格付業者から提供され、又は閲覧に供される信用格付はない。</p> <p>(2) その他 その他の本社債の条件については、「2 売出しの条件」を参照のこと。</p>		

(注1) 本社債は、パークレイズ・バンク・ピーエルシーにより、発行会社の2019年6月20日付グローバル・ストラクチャード・セキュリティーズ・プログラム及び下記（注2）に記載のマスター代理人契約に基づき、2020年9月23日に発行される予定である。本社債が証券取引所に上場される予定はない。

(注2) 本社債は、発行会社、計算代理人兼フレンチ・クリアードIPAとしてのパークレイズ・バンク・ピーエルシー、発行・支払代理人兼名義書換代理人兼交換代理人としてのザ・バンク・オブ・ニューヨーク・メロン（発行・支払代理人兼名義書換代理人兼交換代理人としてのザ・バンク・オブ・ニューヨーク・メロンを以下「発行・支払代理人」、「名義書換代理人」又は「交換代理人」といい、文脈上必要な場合は、ルクセンブルク代理人（以下に定義される。）、フランクフルト代理人（以下に定義される。）及び発行会社により任命されることのある追加の支払代理人と併せて「支払代理人」といい、また文脈上必要な場合は、ニューヨーク代理人（以下に定義される。）及び発行会社により任命されることのある追加の名義書換代理人と併せて「名義書換代理人」という。）、ニューヨークにおける登録機関（以下「ニューヨーク登録機関」という。）兼ニューヨーク市における代理人（以下「ニューヨーク代理人」という。）としてのザ・バンク・オブ・ニューヨーク・メロン、フランクフルトにおける代理人（以下「フランクフルト代理人」という。）としてのザ・バンク・オブ・ニューヨーク・メロン、ルクセンブルクにおける代理人（以下「ルクセンブルク代理人」という。）兼ルクセンブルクにおける登録機関（以下「ルクセンブルク登録機関」といい、ニューヨーク登録機関と併せて、また個別に「登録機関」という。）としてのザ・バンク・オブ・ニューヨーク・メロン・エヌイー/エヌブイ（ルクセンブルク支店）、計算代理人としてのパークレイズ・キャピタル・セキュリティーズ・リミテッド、フランスIPAとしてのビーエヌピー・パリバ・セキュリティーズ・サービスズ、スイスIPAとしてのビーエヌピー・パリバ・セキュリティーズ・サービスズ、パリ、スキュルサル・ド・チューリッヒ、スウェーデンIPAとしてのスカンディナビスカ・エンスキルダ・バンケンAB（publ）、フィンランドIPAとしてのスカ

ンディナビスカ・エンスキルダ・バンケンAB (publ)、ノルウェーIPAとしてのスカンディナビスカ・エンスキルダ・バンケンAB (publ)、デンマークIPAとしてのスカンディナビスカ・エンスキルダ・バンケンAB (publ)、並びにCREST代理人としてのコンピューターシェア・インベスター・サービスズ・ピーエルシーの間において2020年6月18日付で締結されたマスター代理人契約（以下「マスター代理人契約」という。この用語には、随時補足及び／又は変更及び／又は修正再表示及び／又は置換されるマスター代理人契約を含む。）に従い、マスター代理人契約の利益を享受して発行される社債券（以下「本社債券」又は「本社債」といい、この用語は、(i)包括形式により表章される本社債券（以下「包括社債券」又は「包括社債」という。）に関して、当該本社債券の指定通貨における最低の指定券面額の単位（適用ある条件決定補足書に規定する。）、(ii)包括社債券との交換（又は一部交換）により発行される確定社債券、及び(iii)包括社債券を意味する。）のシリーズの1つである。

本社債券の所持人（以下「本社債権者」という。）及び利付無記名式確定社債券に付された利息の支払のための利札（以下「利札」という。）の所持人（以下「利札所持人」という。）は、マスター代理人契約及び適用ある条件決定補足書の諸条項の全てについて通知を受けているものとみなされ、それらの利益を享受し、それらに拘束されるものである。下記「2 売出しの条件、社債の要項の概要」における記載の一部は、マスター代理人契約の詳細な条項の概要であり、その詳細な条項に基づくものである。

本社債権者及び利札所持人は、2020年6月18日付で発行会社により発行された約款（Deed of Covenant）（本社債の発行日までになされた補足及び／又は変更及び／又は修正再表示及び／又は置換を含む。）の利益を享受する権利を有する。

「修正翌営業日調整」とは、当該日が営業日でない場合に、翌営業日が当該日となる（但し、それにより翌暦月にずれ込む場合には、当該日は直前の営業日に繰り上げられる。）調整方法をいう。

「営業日」とは、(a)ロンドン、ニューヨーク、東京及びイスタンブールにおいて商業銀行及び外国為替市場が支払の決済を行い、通常の業務（外国為替及び外貨預金取引を含む。）を営んでいる日及び(b)関連決済システムに係る決済システム営業日をいう。

「決済システム営業日」とは、関連決済システムが決済指図の受理及び執行のために営業している日（又は、受渡障害事由が発生していなければそのように営業していたと思われる日）をいう。

「関連決済システム」とは、ユーロクリア・バンク・エスユー/エヌブイ及びその承継人、並びにクリアストリーム・バンキング・ソシエテ・アノニム及びその承継人をいう。

2【売出しの条件】

売出価格	額面金額の53.56% (注1)	申込期間	2020年8月24日から 2020年9月18日まで
申込単位	額面20,000トルコ・リラ以上 額面10,000トルコ・リラ単位	申込証拠金	なし
申込受付場所	売出人の日本における 本店及び所定の営業所（注2）	受渡期日	2020年9月24日 (日本時間)
売出しの委託を受けた者の住所及び氏名又は名称	該当なし	売出しの委託契約の内容	該当なし

(注1) 本社債の申込人は、受渡期日に売出価格をトルコ・リラ又は相当する円貨額にて支払う。

(注2) 本社債の申込み及び払込みは、売出人の定める「外国証券取引口座約款」（以下「約款」という。）に従ってなされる。各申込人は、売出人からあらかじめ約款の交付を受け、約款に基づく取引口座の設定を申し込む旨記載した申込書を提出する必要がある。売出人との間に開設した外国証券取引口座を通じて本社債を取得する場合、約款の規定に従い本社債の券面の交付は行わない。

(注3) 本社債は、1933年合衆国証券法（その後の改正を含み、以下「合衆国証券法」という。）に基づき登録されておらず、今後登録される予定もない。本社債は、合衆国税法の適用を受ける。合衆国証券法の登録義務を免除された一定の取引による場合を除き、合衆国内において、又は米国人（U.S. Person）に対し、米国人の計算で、若しくは米国人のた

めに、本社債の募集、売出し又は販売を行ってはならない。この（注3）において使用された用語は、合衆国証券法に基づくレギュレーションSにより定義された意味を有する。

（注4）本社債は、欧州経済領域（EEA）又は英国のリテール投資家に対し、募集、売出し、販売又はその他の方法で入手可能にすることが意図されたものではなく、また、募集、売出し、販売又はその他の方法で入手可能にされてはならない。ここでいう「リテール投資家」とは、(i) 指令2014/65/EU（その後の改正を含む。以下「MiFID II」という。）第4(1)条(11)に定義されたリテール顧客、(ii) 指令（EU）2016/97（保険販売業務指令）の定義に該当する顧客（ただし、MiFID II第4(1)条(10)に定義されたプロフェッショナル顧客としての資格を有しないものをいう。）又は(iii) 規制2017/1129/EUで定義された適格投資家に当たらない者のいずれか（又はその複数）に該当する者をいう。このため、リテール投資家に対して、本社債を募集、売出し、販売又はその他の方法で入手可能にする際に規制（EU）No 1286/2014（その後の改正を含む。以下「PRIIPs規制」という。）上要求される重要情報書類は作成されておらず、リテール投資家に対する本社債の募集、売出し、販売又はその他の方法により入手可能にすることは、PRIIPs規制違反となる可能性がある。

社債の要項の概要

1. 利息

本社債には利息は付されない。

2. 償還及び買入れ

(1) 満期償還

後記の規定に従い期限前に償還、買入れ又は消却される場合を除き、本社債は、発行会社によって、満期日に、その額面金額でトルコ・リラにより償還される。

(2) 発行会社課税事由、通貨障害事由、法の変更及び異常な市場障害の発生後の期限前償還及び／又は調整
発行会社は、「発行会社課税事由」（以下に定義される。）及び／又は「通貨障害事由」（以下に定義される。）及び／又は「法の変更」（以下に定義される。）及び／又は「異常な市場障害」（以下に定義される。）（以下「追加障害事由」という。）が発生した場合には、以下の規定に従う。

(i) 発行会社は、計算代理人に、かかる追加障害事由が本社債に及ぼす経済的効果であって商業上合理的な結果をもたらすものを考慮するため、また当該本社債を保有することによる社債権者に対する経済的効果を実質的に維持するために本要項及び／又は本社債に関連するその他の規定に対して適当な調整を行うことの可否を判断するよう要請することができる。計算代理人が、適当な調整が可能であると判断した場合、発行会社はかかる調整の発効日を決定し、かかる調整について本社債権者に通知し、かかる調整を実施するために必要な手続をとる。計算代理人が、商業上合理的な結果をもたらす、かつ当該本社債を保有することによる社債権者に対する経済的効果を実質的に維持することができるような調整を行うことが不可能と判断した場合には、計算代理人はその旨発行会社に通知し、いかなる調整も行われぬ。

(ii) 発行会社は、本社債権者に対し10営業日前までに（かかる通知期間を以下「期限前償還通知期間」という。）取消不能の通知（かかる通知を以下「追加障害事由償還通知」という。）を行った上で、期限前償還通知期間の最終日（かかる日を以下「期限前現金償還日」という。）において当該シリーズの本社債の全てを償還し、各本社債権者に対し、当該本社債権者の保有する各本社債について、当該期限前現金償還日において期限前償還額（以下に定義される。）に相当する金額を支払うことができる（この場合、発行会社は、かかる償還に先立って、（本社債の償還と併せて考えた場合）かかる追加障害事由が本社債に及ぼす効果を考慮する上で適当と思われる調整を、本要項又は本社債に関連するその他の規定に対して行うこともできる。）。

「通貨障害事由」とは、任意のシリーズに関して、一つ又は複数の通貨に影響を及ぼす事象の発生又はかかる事象の公的な宣言で、決済通貨に関する義務を履行し又はその他の方法でかかるシリーズの支払・決済又はヘッジを行う発行会社の能力が著しく阻害され又は損なわれると発行会社がその裁量により判断するものをいう。

「法の変更」とは、本社債の約定日（2020年8月12日）以降、①適用される法律、規則、規程、命令、判決若しくは手続（税法、並びに適用ある規制当局、税務当局及び／又は取引所の規則、規程、命令、判決又は手続を含むがこれらに限らない。）の採択若しくは公布若しくは変更、又は②正当な管轄権を有する裁判所、法廷若しくは規制当局（米国商品先物取引委員会又は関連する取引所若しくは取引施設を含むがこれらに限らない。）による適用される法律若しくは規則の公式又は非公式の解釈の公表、変更若しくは公示（税務当局が講じたあらゆる措置を含む。）により、発行会社が、(a)約定日において関連するヘッジ当事者が想定していた方法での発行会社及び／若しくはその関連会社による本社債に関連するヘッジ・ポジション、若しくは本社債に係る証券、オプション、先物、デリバティブ若しくは外国為替に関する契約の保有、取得、取引、若しくは処分が、違法となるか、若しくは違法となることが相当程度見込まれるか、若しくは違法となったか、又は(b)発行会社若しくはそのいずれかの関連会社が(x)本社債に基づく自身の義務の履行において（租税債務の増加、税制上の優遇措置の減少、その他の当該会社の課税状況に対する不利な影響による場合を含むがこれらに限らない。）、若しくは(y)本社債に関連するヘッジ・ポジション、若しくは本社債に係る証券、オプション、先物、デリバティブ若しくは外国為替に関する契約の取得、設定、再設定、代替、維持、解約若しくは処分において、負担する費用が著しく増加することになると判断した場合をいう。

「期限前償還額」とは、本社債の期限前償還又は消却に関して、期限前償還又は消却を発生させた事由の発生後の本社債の市場価値の比例按分額として計算代理人により決定される、決済通貨建ての額面金額（適用ある場合、発生した利息額を含む。）をいう。かかる金額は、本社債の期限前償還又は消却を発生させた事由の発生後、合理的に可能な限り早期に、計算代理人が適当と判断する要素を参照して計算代理人により決定される。かかる要素には、①当該時点における、参照資産の市場価格又は価値及びその他の関連する経済変数（金利、また適用ある場合には外国為替レート等）、②本社債が予定満期日若しくは失効日及び／又は予定早期償還日若しくは行使日まで償還されなかったと仮定した場合の本社債の残存期間、③本社債が予定満期日若しくは失効日及び／又は予定早期償還日若しくは行使日まで償還されなければ支払われるべきであったと思われる、当該時点における最低の償還額又は消却額、④内部の価格決定モデル、並びに⑤その他の市場参加者が本社債と同様の証券の買値として提示しうる価格が含まれるが、これらに限らない。計算代理人は、上記の市場価値を決定する際、ヘッジ・ポジション及び／又は関連する資金調達関連の取決めの解約に関連して発行会社又はその関連会社が負担し又は負担することとなる、一切の費用、料金、手数料、発生額、損失、源泉徴収額及び経費に関する控除を反映するために当該金額を調整することができる。

「ヘッジ・ポジション」とは、発行会社又はその関連会社が個別に又はポートフォリオ・ベースで本社債に関する発行会社の義務をヘッジするために購入、売却、加入又は継続する一つ又はそれ以上の①証券、オプション、先物、デリバティブ若しくは外国為替に関するポジション若しくは契約、②株式貸借契約、又は③その他の商品若しくは合意をいう。

「異常な市場障害」とは、約定日（2020年8月12日）以降における、本社債に基づく発行会社の義務の全部又は一部の履行を妨げたと発行会社が決定する、異常な事象又は状況（（国内外の）法律の制定、（国内外の）公共機関の介入、自然災害、戦争、ストライキ、封鎖、ボイコット又はロックアウトその他同様の事象又は状況を含むがこれらに限らない。）をいう。

「関連会社」とは、ある法人（以下「当該法人」という。）に関して、当該法人によって直接的若しくは間接的に支配されている法人、当該法人を直接的若しくは間接的に支配している法人又は当

該法人と直接的若しくは間接的に共通の支配下にある法人をいう。「支配」とは、ある法人の議決権の過半数を保有することをいう。

「発行会社課税事由」とは、英国（又は英国の、若しくは英国内に所在する、課税権限を有する当局若しくは行政下部機関）における法律若しくは規則の変更若しくは改正、又はかかる法律若しくは規則の適用若しくは公的解釈に関する変更、又は課税当局による決定、確認若しくは勧告であつて、約定日（2020年8月12日）以降に効力が生じるものにより、発行会社が本要項第5項に基づき追加額の支払を義務付けられるか、又はかかる支払を義務付けられることが相当程度見込まれることをいう。

(3) 買入れ及び消却

発行会社又はそのいずれかの子会社は随時、公開市場その他において、いかなる価格においても本社債（但し、当該社債に関する満期が到来していない一切の利札が当該社債券に添付されており、又は当該社債券とともに提出されることを条件とする。）を買入れることができる。

前記のとおり発行会社若しくはそのいずれかの子会社により又は発行会社若しくはそのいずれかの子会社に代わって買入れが行われた本社債は全て、これを満期が到来していない一切の利札とともに発行・支払代理人に提出することにより消却のために提出することができ（但し、これは義務ではない。）、そのように提出された場合、発行会社により償還された全ての本社債とともに、直ちに（当該社債券に添付された、又は当該社債券とともに提出された、満期が到来していない一切の利札とともに）消却される。前記のとおり消却のために提出されたあらゆる社債は、再発行又は再販売することはできず、かかる社債に関する発行会社の義務は免除される。

(4) 違法性及び実行不能性

発行会社が、誠実に、かつ合理的な方法で、(i)財政的、政治的若しくは経済的状況の変化、若しくは為替レートの変動の結果、又は(ii)発行会社若しくは関連する子会社若しくは関連会社が、政府、行政若しくは司法関係の当局若しくは権限を有する機関の適用する現行若しくは将来の法律、規程、規則、判決、命令若しくは指令若しくはそれらの解釈を誠実に遵守した結果として、本社債に基づく発行会社の義務の全部又は一部の履行が、違法若しくは実行不能となったか又は違法若しくは実行不能となることが相当程度見込まれると判断した場合には、発行会社はその裁量により、社債権者に通知した上で、本社債を償還又は消却することができる。

発行会社が本項(4)に従って本社債を償還又は消却することを決定した場合、各本社債は期限前償還額にて支払期日が到来する。支払は本要項に従い、社債権者に通知される方法で行われる。

3. 支払

本社債に関する元利金の支払は、以下の規定に従い、米国外に所在する支払代理人の指定事務取扱店舗において（元本の支払の場合及び償還後の利息の場合には）関連する社債券又は（償還後の利息以外の利息の場合には）関連する利札（適宜）を呈示及び提出すること（又は、支払われるべき金額若しくは受領可能資産の一部の支払若しくは交付の場合には、それらに裏書すること）と引き換えに、また決済条件に従うことを条件として行われ、(a)支払の場合は、（該当する場合には、非米国実質所有の証明を行うことを条件として）口座開設銀行宛てに振り出される、関連通貨で支払われる小切手により、又は（所持人の選択により）口座開設銀行における当該通貨建ての口座（日本の非居住者に対する日本円での支払の場合、非居住者口座とする。）への振込みにより、また(b)交付の場合には、社債権者に通知される方法により行われる。

無記名式の本社債の所持人は、本項に従ってなされる振込みが支払期日後に当該所持人の口座に到達したことによりかかる社債につき支払われるべき金額の受領が遅れたことについて、利息その他の支払を受ける権利を有さない。

本社債券には、発行・支払代理人により又は発行・支払代理人に代わって、当該社債券についてなされた各支払及び交付が記録され、かかる記録はその支払又は交付がなされたことの明白な証拠となる。

無記名式確定社債券への交換が不当に留保又は拒否された場合を除いて、いかなる無記名式包括社債券に関しても、交換日後に期限が到来する支払又は交付は、なされないものとする。

本社債又は利札に関して特定の金額が支払われるべきものと明示されている、又はその他の方法で支払われるべきものと決定されているその日が、(i)営業日、且つ(ii)（確定社債券の場合に限り）社債券又は利札の呈示場所において、商業銀行及び外国為替市場が支払の決済を行い、通常の業務（外国為替及び外貨預金取引を含む。）を営んでいる土日以外の日でない場合には、その支払は(i)営業日、且つ(ii)（確定社債の場合に限り）社債券又は利札の呈示場所において、商業銀行及び外国為替市場が支払の決済を行い、通常の業務（外国為替及び外貨預金取引を含む。）を営んでいる土日以外の日に該当する直後の日まで行われず、かかる社債券又は利札の所持人は、かかる支払遅延について追加の支払を受ける権利を有さない。

本要項において、「交換日」とは、交換を要求する通知がなされた日から60暦日以上経過した日で、発行・支払代理人の指定事務取扱店舗が所在する都市及び（該当する場合には）関連決済システムが所在する都市において銀行が営業している日をいう。

なお、当初の発行・支払代理人の名称及びその指定事務取扱店舗は以下に記載するとおりである。

発行・支払代理人

ザ・バンク・オブ・ニューヨーク・メロン
(The Bank of New York Mellon)
英国 ロンドン E14 5AL ワン・カナダ・スクエア
(One Canada Square, London E14 5AL, United Kingdom)

4. 本社債の地位

本社債及びそれに関する利札は発行会社の無担保かつ非劣後の債務を構成し、本社債間において同順位である。本社債及びそれに関する利札に基づく発行会社の支払義務は、発行会社のその他の現在及び将来の無担保・非劣後の債務（強制的かつ一般的に適用される法律の規定により優先権が認められる債務を除く。）と同順位である。本社債は、発行会社の預金を証明するものではなく、いかなる政府又は政府機関によっても保証されていない。

5. 課税

発行会社が租税に関する源泉徴収又は控除を行うことが法律により要求される場合その他本要項に開示されている場合を除き、社債権者は、利息の支払、利息額、若しくは本社債の所有、譲渡、売却、償還、権利執行若しくは消却、又は決済金額及び／若しくは本社債に関するその他の支払（適宜）に起因し、或いはそれらに関連して支払われるべき一切の租税を支払わなければならない。発行会社は、社債権者が負担するかかる租税について責任を負わず、その他の方法でかかる租税に関する金額を支払う義務を負わない。

本社債に関する支払は全て、英国（又は英国の、若しくは英国内に所在する、課税権限を有する当局若しくは行政下部機関（それぞれを「税務当局」という。））により賦課、徴収、回収、源泉徴収又は査定されるあらゆる性質の現在又は将来の租税に関する源泉徴収又は控除のない状態で、かかる源泉徴収又は控除を行うことなく、支払われる。但し、かかる源泉徴収又は控除が法律上要求される場合はこの限りではない。

英国（若しくは税務当局）により又は英国内で賦課、徴収、回収、源泉徴収又は査定されるあらゆる性質の現在又は将来の租税に関する源泉徴収又は控除が法律上要求される場合でも、本社債に関する支払から源泉徴収又は控除することが要求される租税、賦課課税又は公課を填補するために発行会社が社債権者に対して追加額を支払うことはない。

本要項において(I)「元本」は本社債に関して支払われるべきあらゆるプレミアム、決済金額、及び本要項第2項に従って支払われるべき元本の性質を有するその他一切の金額を含むものとみなされ、(II)「利息」は一切の利息額及び本要項第2項(又はこれに対する変更若しくは補足)に従って支払われるべきその他一切の金額を含むものとみなされ、(III)「元本」及び/又は「利息」は本項に基づいて支払われるべきあらゆる追加額を含むものとみなされる。

6. 債務不履行事由

以下のいずれかの事由(それぞれを「債務不履行事由」という。)が発生し継続している場合、発行・支払代理人又は発行会社(適宜)が本社債権者からの下記の通知を受領する前に、当該債務不履行事由が発行会社によって是正されるか又は本社債権者によって宥恕されない限り、本社債権者は、かかる社債が期限前償還額にて償還されるべき旨を発行会社及び発行・支払代理人に対して通知することができ、かかる社債は全ての場合において直ちに償還期限が到来する。

- (a) 発行会社が期限前償還額、満期償還額又は本社債に関するその他の支払額(利息を除く。)を支払期日までに支払わず、かかる不履行が30暦日にわたり継続した場合。
- (b) 発行会社が本社債のその他の条項に違反した場合で、かかる違反が本社債権者の利益を実質的に損なう方法によるものであり、且つ当該違反が、発行済みの本社債の額面金額又は数(適宜)の少なくとも4分の1を保有し、違反の治癒を要請する本社債権者から発行会社が違反の通知を受領してから30暦日以内に治癒されない場合。
- (c) 発行会社を清算する旨の命令がなされた場合又はその旨の有効な決議が可決された場合(再建、合併又は吸収合併の計画に関連する場合を除く。)

債務不履行事由の発生後のいずれかの時点で期限前償還額を計算する際、計算代理人は、かかる債務不履行事由が本社債の時価に及ぼす影響を無視するものとする。

7. 時効

発行会社に対する、本社債及び/又は利札(本項においては利札引換券は含まれない。)にかかる支払に関する請求は、それらについての適切な支払日から10年(元本の場合)又は5年(利息の場合)以内に行われなければならない限り、時効消滅し、無効となる。

8. 社債券の交換

社債券又は利札が紛失、盗失、毀損、汚損又は破損した場合、かかる社債券又は利札は、適用される一切の法令及び関連証券取引所又はその他の関連当局の規制要件に従って、発行・支払代理人、又は発行会社が随時かかる目的のために指定し、その指定につき社債権者に通知するその他の支払代理人若しくは名義書換代理人の指定事務取扱店舗において、交換に関して発生する料金、経費及び租税を請求者が支払った上で、また発行会社が要求する証拠、担保及び補償その他の条件に従って、交換することができる。本社債券又は利札が毀損又は汚損した場合には、代替りの社債券又は利札が発行される前に当該社債券又は利札を提出しなければならない。

9. 追加の発行

発行会社は随時その自由裁量で、社債権者又は利札所持人の同意を得ることなく、本社債と同様の条件が適用されるあらゆるシリーズの追加の社債を設定及び発行することができ、かかる社債は当該シリーズの社債に統合され、それらとともに一つのシリーズを構成する。

10. 通知

(1) 社債権者に対する通知

社債権者に対するあらゆる通知は、以下のいずれかに従ってなされた場合に、適式になされ効力を有するものとみなされる。

- (a) 英国で一般に刊行されている日刊新聞（「フィナンシャル・タイムズ」となる予定）において公告された場合。この場合、最初に公告された日において通知がなされたものとみなされる。
- (b) （本社債が関連証券取引所に上場されており、又は関連当局により取引を認められている場合は）当該証券取引所又はその他の関連当局の規則及び規制に従って通知がなされた場合。この場合、かかる規則及び規制に従って最初に送信又は公告がなされた日に通知がなされたものとみなされる。
- (c) 上記で要求されている公告又は郵送に代えて、社債権者に対する通知を関連決済システムに対して送付することができるが、適用ある場合には、前(b)に従って要求される公告その他の要件も遵守することを条件とする。この場合、（その後の公告又は郵送にかかわらず、）該当する関連決済システムに転送されるよう発行・支払代理人に対して最初に送信された日において通知がなされたものとみなされる。

前(a)又は(b)に従って要求される公告を行うことができない場合、通知は、欧州で刊行されているその他の主要な英文の日刊新聞において公告された場合に、その最初の公告日において有効に行われたものとみなされる。

利札の所持人は、あらゆる目的上、本項に従って社債権者に送付された通知の内容について通知を受けたものとみなされる。

(2) 発行会社及び代理人に対する通知

あらゆるシリーズについて、発行会社及び／又は代理人に対する一切の通知は、マスター代理人契約に規定された住所に宛てて、又は本項に従って社債権者に送付される通知により発行会社及び／又は代理人が指定するその他の者又は場所に宛てて送付されるものとする。

(3) 通知の有効性

いずれかの通知が有効であり又は適式に完成され、適切な様式でなされているか否かについての判断は、発行会社及び関連決済システムにより、発行・支払代理人と相談の上でなされ、かかる判断は発行会社、諸代理人及び社債権者に対して決定的かつ拘束力を有するものである。

無効、不完全及び／又は適切な様式でないと判断された通知は、発行会社及び関連決済システム（該当する場合）がそれぞれ別途合意しない限り、無効となる。本規定は、新たな又は訂正された通知を交付するために通知を交付する者の権利を損なうものではない。

発行会社、支払代理人、登録機関又は名義書換代理人は、かかる通知が無効、不完全及び／又は適切な様式でないと判断された場合には、当該通知を提出した社債権者に迅速にその旨を通知するべく、一切の合理的な努力を尽くす。自身の側に過失又は故意の不正行為がない場合には、発行会社、関連決済システム又は代理人（適宜）のいずれも、通知が無効、不完全若しくは適切な様式でない旨の社債権者に対する通知又は判断に関連して自身が行った行為又は不作為につきいかなる者に対しても責任を負わない。

本要項の他の規定にかかわらず、本要項に従うことを条件として、発行会社又は計算代理人が本要項により必要とされる通知を行わないことは、発行会社又は計算代理人が本要項に基づき行う行為（本要項の調整又は本社債の期限前償還若しくは消却を含む。）の有効性又は拘束力に影響を与えない。

11. 変更及び集会

(1) 本要項の変更

発行会社は、社債権者の同意を得ることなく、本要項に対して、発行会社の単独の意見において社債権者の利益を実質的に損なわない変更、或いは形式的、軽微若しくは技術的な性質の変更、又は明白な誤りを訂正するため若しくは発行会社が設立された法域における強制的な法律の規定を遵守するため若しくは本要項中に含まれる瑕疵ある規定を是正、訂正若しくは補足するための変更を行うことができる。

かかる変更の一切は社債権者に対して拘束力を有し、かかる変更の一切は、その後可及的速やかに社債権者に通知される。かかる通知を送付しなかった或いはかかる通知を受領しなかったとしても、それらはかかる変更の有効性に影響しない。

(2) 社債権者集会

マスター代理人契約には、特別決議（マスター代理人契約に定義される。）による本要項又はマスター代理人契約の変更の承認を含め、社債権者の利益に影響する事項を審議するための社債権者の集会の招集に関する規定が含まれている。社債権者には、少なくとも21暦日（通知が送付された日及び集会が開催されることとなっている日を除く。）前に、集会の日時及び場所を明記した通知が送付される。

かかる集会は、発行会社又は当該時点において発行済みの本社債の額面金額の10%以上を保有する社債権者により、招集することができる。社債権者集会の定足数（特別決議（以下に定義される。）を可決するための集会の場合を除く。）は、本社債の過半数（保有又は代表される本社債の額面金額又は数量を基準として）を保有又は代表する2名以上の者とする。但し、かかる集会の議事に（とりわけ）下記(i)乃至(vii)の議案の審議が含まれる場合には、定足数は当該時点において発行済みの本社債の額面金額の75%以上又は（延会の場合は）25%以上を保有又は代表する2名以上の者とする。(i)本社債の満期日若しくは償還日、本社債の行使日若しくは失効日、或いは本社債に関する利息若しくは利息額の支払日を変更すること、(ii)本社債の額面金額若しくは本社債の償還若しくは行使につき支払われるべきプレミアムを減額若しくは消却すること、(iii)本社債に関する利率を引き下げ、若しくは本社債に関する利率若しくは利息の金額を算定する方法若しくは基準、若しくは本社債に関する利息額を算定する基準を変更すること、(iv)条件決定補足書に、利率の上限及び／若しくは下限、若しくは取引可能金額若しくは受領可能資産の上限及び／若しくは下限が定められている場合には、かかる上限及び／若しくは下限を引き下げること、(v)決済金額若しくは受領可能資産を算定する方法若しくは基準を変更すること（要項に定められている変更を除く。）(vi)本社債の支払通貨若しくは表示通貨を変更すること、又は(vii)社債権者集会に必要な定足数若しくは特別決議の可決に必要な過半数に関する規定を変更すること。マスター代理人契約には、発行済みの本社債の額面金額の90%以上を保有する所持人により、又はかかる所持人に代わって署名された書面による決議は、あらゆる目的上、適式に招集及び開催された社債権者集会において可決された特別決議と同様に効力を有するものとみなされる旨規定されている。かかる書面による決議は一つの文書として作成することも、同じ形式の複数の文書として作成することもでき、各文書は1名又は複数名の社債権者により又はかかる社債権者に代わって署名されるものとする。

マスター代理人契約の条件に従い適式に招集及び開催された集会において、かかる集会で投じられた票の75%以上の過半数により可決された決議を特別決議とする。かかる集会において適式に可決された特別決議は、自身が集会に出席していたか否かにかかわらず、全ての社債権者に対して拘束力を有する。

12. 諸代理人

(1) 諸代理人の任命

発行・支払代理人、支払代理人、登録機関、名義書換代理人及び計算代理人は、発行会社の代理人としてのみ行為するものであり、社債権者（又は所持人）に対していかなる義務も負わず、また社債権者（又は所持人）のために或いは社債権者（又は所持人）との間で、代理人又は信託の関係を有さない。発行・支払代理人、支払代理人、登録機関、名義書換代理人、計算代理人又は発行会社のいずれも、発行・支払代理人、支払代理人、登録機関、名義書換代理人、計算代理人又は発行会社としての自身の義務及び職務につき、社債権者（又は所持人）の受託者又は顧問として行為するものではない。発行会社は随時、既に任命した発行・支払代理人、その他の支払代理人、登録機関、名義書換代理人又は計算代理人を変更又は解任し、追加の又は別の支払代理人又は名義書換代理人を任命する権利を有する。但し、発行会社が常に、(a)発行・支払代理人1名、(b)（記名式社債券に関しては）登録機関1名、(c)（記名式社債券に関しては）名義書換代理人1名、(d)（本要項により要求される場合には）1名又は複数の計算代理人、(e)欧州の主要

都市2つ以上に指定事務取扱店舗を有する支払代理人、及び(f) 本社債が上場されるその他の証券取引所により要求されるその他の代理人を擁していることを条件とする。代理人の解任及び代理人の指定事務取扱店舗の変更に関する通知は、社債権者に送付される。

(2) マスター代理人契約の変更

発行会社は、それが社債権者の利益を実質的に損うものでないと発行会社が判断した場合、又はかかる変更が形式的、軽微若しくは技術的な性質のものであるか、明白な誤りを訂正するため、適用法の強制的な規定を遵守するため、或いはマスター代理人契約に含まれる瑕疵ある規定を是正、訂正若しくは補足するために変更が行われる場合に限り、マスター代理人契約の変更を認め、又は同契約に対する違反若しくは違反の予定、若しくは同契約の不遵守を宥恕若しくは承認することができる。

かかる変更は社債権者に対して拘束力を有し、変更後可及的速やかに社債権者に通知される。但し、かかる通知が送付されなかった又は社債権者により受領されなかった場合でも、かかる変更の有効性又は拘束力に影響を及ぼすものではない。

(3) 発行会社及び諸代理人の責任

発行会社又は諸代理人のいずれも、(国内外の)法律の制定、(国内外の)公共機関の介入、戦争、ストライキ、封鎖、ボイコット又はロックアウトその他同様の事象又は状況に起因する損失又は損害につき、責任を負わない。ストライキ、封鎖、ボイコット及びロックアウトに関する責任の制限は、当事者のいずれかがかかる措置を講じた場合又はそれらの対象となった場合にも適用されるものとする。発行会社又は諸代理人のいずれかが、かかる事由の発生により支払又は交付の実施を妨げられる場合、当該事象又は状況が解消されるまでの間、かかる支払又は交付を延期できるものとし、この場合、かかる延期につき追加額の支払又は交付を行う義務は生じない。

(4) 計算代理人による決定

別段の定めのない限り、本要項における決定、検討、判断、選択及び計算は全て、計算代理人が行う。かかる決定、検討、判断、選択及び計算のそれぞれに、本項(4)が適用される。かかる決定、検討、判断、選択及び計算に際し、計算代理人は、発行会社によるヘッジ契約の影響を考慮に入れる。全ての場合において、計算代理人は誠実に、また商業上合理的な方法でその裁量を行使し、かかる決定及び計算を行うものとし、(明白な又は証明された誤謬がある場合を除いて)かかる決定及び計算は、最終的なものであり、発行会社、諸代理人及び社債権者に対して法的拘束力を有する。

(5) 発行会社による決定

発行会社は、本要項に従ってその裁量を行使し、一定の決定、検討、判断、選択及び計算を行うことを要求される場合がある。全ての場合において、発行会社は誠実に、また商業上合理的な方法でその裁量を行使し、かかる決定及び計算を行うものとし、(明白な又は証明された誤謬がある場合を除いて)かかる決定及び計算は、最終的なものであり、諸代理人及び社債権者に対して法的拘束力を有する。

13. 1999年(第三者の権利に関する)契約法

いかなる者も、1999年(第三者の権利に関する)契約法に基づいて本社債の条件を実施する権利を有さない。

14. 準拠法及び管轄

(a) 本要項に従うことを条件として、本社債、利札及びマスター代理人契約、並びにそれらに起因又は関連して生じる一切の契約外の義務は、イングランド法に準拠し、同法に従って解釈される。

(b) 本要項に従うことを条件として、本社債、利札及び/又はマスター代理人契約に起因又は関連して生じる一切の紛争については、イングランドの裁判所がその専属的管轄権を有し、したがってそれらに起因又は関連して生じるあらゆる訴訟又は法的手続はかかる裁判所に提起される。

15. 様式、額面、所有権及び譲渡

(1) 様式、額面

本社債は、各本社債の額面10,000トルコ・リラの無記名式で発行され、記名式社債券に交換することはできない。

本社債は当初、包括様式により発行され、特定の事由が生じた場合に限り確定様式の本社債券に交換することができ、包括様式の社債券は当該包括社債券の要項に従って確定社債券に交換される。かかる事由が生じた場合、発行会社は迅速に社債権者に通知する。

(2) 所有権

社債券及び利札の所有権はマスター代理人契約の規定に従って交付により移転する。

発行会社及び関連する諸代理人は、（法律により別途要求されるか、又は正当な管轄権を有する裁判所により別途命令を受けた場合を除き）あらゆる無記名式社債券又は利札の所持人（以下に定義される。）を、あらゆる目的上（かかる社債券の支払期日超過の有無を問わず、また所有権、信託若しくはかかる社債券に対する持分に関する通知、かかる社債券面上（又はそれを表章する包括社債券面上）の書き込み、又はかかる社債券の盗失若しくは紛失にかかわらず）その完全な所有者とみなし、そのように扱い、いかなる者も所持人をそのように扱うことにつき責任を負わない。

本要項において、「社債権者」とは、無記名式社債券の持参人又は記名式社債券がその名義において登録されている者をいい、「所持人」とは、無記名式社債券又は利札に関しては当該無記名式社債券又は利札の持参人をいい、記名式社債券に関しては記名式社債券がその名義において登録されている者をいう。

(3) 無記名式社債券の譲渡

前記の規定に従うことを条件として、無記名式本社債券及び利札の所有権は、交付により移転する。

課税上の取扱い

課税一般について

以下に記載された情報は、現在本社債について適用される税法及び慣行の完全な要約ではない。本社債に関する取引（購入、譲渡及び／又は償還を含む）、本社債に対する金利又はプレミアムの発生又は受領及び本社債の所持人の死亡は、投資家に税務上の影響を与える可能性がある。税務上の影響は、とりわけ見込み投資家の税務上の居住地及び／又は地位によって異なりうる。それゆえ投資家は、本社債に関する取引により生ずる税務上の取扱い、又は各自が税務上居住者とされる、若しくは納税の義務を負っている法域における税法上の影響について、各自の税務顧問に助言を求めるべきである。とりわけ、関係課税当局が本社債に基づく支払をどのように特徴付けるかについては、いかなる表明もなされない。

本社債の買主及び／又は売主は、本社債の発行価格又は購入価格（異なる場合）に加えて、印紙税及びその他の税の支払を要求される可能性がある。

以下に定義される用語は、関連する項目のみを目的として定義される。

1. 英国の租税

以下は、英国の現行の税法及び英国歳入税関庁の公表済みの実務に基づく一般的な記載であり、英国の課税に関する特定の側面のみに関連して、発行会社が英国の現行の法律及び実務につき理解している事項を要約したものである。下記は、全ての事項を網羅したものではない。また、本社債の実質的所有者のみに関するものであり、特別規則の適用対象となる、特定のクラスの納税者（本社債の取引を業とする者、特定のプロ投資家及び発行会社と関係を有する者）に対しては適用されない。

投資家で、英国以外の法域で課税される可能性のある者又は課税状況について確信が持てない者は、各自で専門家の助言を受けるべきである。

(1) 源泉徴収税

(a) 発行会社のみによる利息の支払

発行会社は、発行会社が2007年所得税法（以下「本件法」という。）の第991条に定義される銀行である限り、かつ、本社債に対する利息が本件法第878条に定義される通常の業務過程において支払われる限り、英国の租税に関して源泉徴収又は控除を行うことなく利息を支払うことができる。

(b) 特定の本社債権者への利息の支払

本社債の利息は、その支払が行われる時点において発行会社が以下のいずれかに該当すると合理的に確信できる場合にも、英国の租税に関して源泉徴収又は控除を行うことなくこれを支払うことができる。

(i) 本社債につき支払われる利息を実質的に受ける権利を有する者が、かかる利息の支払に関して英国法人税の課税対象となっていること。

(ii) 支払が本件法第936条に記載の課税が免除される団体又は者の区分の一つに対してなされること。

但し、英国歳入税関庁が、（かかる利息の支払が、支払が行われる時点において「除外される支払」に該当しないと同庁が確信する合理的な根拠を有する場合において）税金を控除した上で利息を支払うよう指示した場合はこの限りではない。

(c) 適格私募

さらに、非上場の本社債の一定の所持人は、当該非上場本社債につき支払われる利息に関して英国の租税が一切源泉徴収されないことを確保するための、英国の適格私募に関する制度による恩恵を受けることができる可能性がある（但し、関連する全ての条件を満たしていることを前提とする。）。

(d) その他の源泉徴収

その他の場合には、他の非課税規定（上記の非課税規定とは異なるもの）若しくは免除規定を利用できる場合、又はかかる免除について適用される二重課税防止条約により英国歳入税関庁から別途の指示を受けた場合を除いて、基準税率により、本社債の利息の支払から英国の所得税に関して一定の額の源泉徴収を行うことを要する場合がある。

さらに、他の非課税若しくは免除規定を利用できる場合、又はかかる免除について適用される二重課税防止条約により英国歳入税関庁から別途の指示を受けた場合を除いて、英国の課税上、かかる支払が利息に該当しないものの、年次の支払又は（現物決済が可能な社債券の場合は）「マニユファクチャード・ペイメント」のいずれかに該当する場合には、基準税率により、本社債の支払から英国の所得税に関して一定の額の源泉徴収を行うことを要する場合がある。

(e) 解釈

上記において言及される「利息」とは、英国の税法上の「利息」をいい、特に、プレミアム付きで償還される本社債の償還額のプレミアム要素は、上述した源泉徴収税に関する規定の対象となる利息の支払を構成する場合がある。特定の場合においては、本社債が割引で発行される際の割引額についても同様である。なお、上記の内容は、他の法律上有効であるか、又は本社債若しくはその関連文書の条件により設けられることのある、「利息」又は「元本」の別段の定義を考慮していない。

(2) 英国の印紙税及び印紙税保留税

(a) 発行

一般に、本社債の発行に対して英国の印紙税又は印紙税保留税（以下「SDRT」という。）は課されない。但し、下記(i)、(ii)及び(iii)の全ての条件が満たされる場合には、本社債の預託証券シス

テム又はクリアランス・サービス（又はそれらのノミニー）に対する発行に対して1.5%の税率によるSDRTが課される場合がある。

- (i) 本社債が「免除される借入資本」（下記参照）に該当しないこと。
- (ii) 本社債が、資本税指令（理事会指令2008/7/EC）第5条(2)の範囲に含まれていないこと。
- (iii) 現物決済の規定が存在すること。

預託証券システム又はクリアランス・サービス（又はそれらのノミニー）以外での発行に対しては、さらに1.5%を上限とする税率による印紙税が課される場合がある。本社債は、それが「借入資本」（1986年財政法第78条に定義）に該当し、かつ、下記の4つの権利のうちいずれも付されていない（また、下記(ii)乃至(iv)の場合には、いずれも付されたことがない）場合に、「免除される借入資本」に該当することとなる。

- (i) 有価証券の所持人のための、有価証券を株式若しくはその他の有価証券に転換することを選択する権利、又は株式若しくはその他の有価証券（同じ内容の借入資本を含む。）を取得する権利。
- (ii) その金額が、資本の名目金額に対する合理的な商業リターンを上回る利息に対する権利。
- (iii) その金額が、程度を問わず、事業若しくはその一部の業績、又はいずれかの資産の価値を参照して決定されるものであり又はそのように決定されることとなった、利息に対する権利。
- (iv) 払戻しに関して、資本の名目金額を上回り、かつロンドン証券取引所のオフィシャル・リストに掲載されている借入資本の発行条件に基づいて一般的に（同等の資本の名目金額に対して）払い戻される金額に合理的に相当しない金額に対する権利。

(b) 本社債の譲渡

クリアランス・サービスを介して保有される本社債に対する権利の譲渡は、第97条Aに基づく選択を行っていない限り、英国の印紙税又はSDRTを発生させるものではない。

本社債が、免除される借入資本に該当せず、かつクリアランス・サービスを介して保有されていない場合には、以下が適用される。

- (i) かかる本社債を譲渡する合意がなされた場合、課税対象となる対価に対して0.5%の税率でSDRTが課される可能性がある。
- (ii) また、かかる本社債を譲渡するためのあらゆる書類について、0.5%の印紙税が課される可能性がある。

但し、印紙税に関する債務が、SDRTに関する債務が発生してから6年以内に支払われた場合には、SDRTに関する債務は取り消され、又は（場合によっては）払い戻される。

(c) 本社債の償還又は決済

本社債について現物決済が可能な場合、特定の場合においては、本社債の現物決済に対して0.5%の印紙税又はSDRTが課される可能性がある。かかる印紙税又はSDRTが課される場合において、決済が預託証券システム又はクリアランス・サービスに対する関連資産の移転によって行われる場合には、印紙税は1.5%とより高い税率で課される可能性がある。

(d) クリアランス・サービス

前記において、ユーロクリア・バンク及びクリアストリーム・ルクセンブルクが運営する決済システムは「クリアランス・サービス」に該当するが、ユーロクリア・ユーケー・アンド・アイルランドが運営するCRESTシステムは「クリアランス・サービス」に該当しない。

2. 日本国の租税

以下は本社債に関する日本国の租税上の取扱いの概略を述べたにすぎず、本社債に投資しようとする投資家は、各投資家の状況に応じて、本社債に投資することによるリスクや本社債に投資することが適当か否かについて各自の会計・税務顧問に相談する必要がある。

日本国の租税に関する現行法令（以下「日本の税法」という。）上、本社債は公社債として取り扱われるべきものと考えられるが、その取扱いが確定しているわけではない。仮に日本の税法上、本社債が公社債として取り扱われなかった場合には、本社債に対して投資した者に対する課税上の取扱いは、以下に述べるものと著しく異なる可能性がある。

(i) 本社債は、特定口座を取り扱う金融商品取引業者の特定口座において取り扱うことができる。

(ii) 本社債の譲渡又は償還による損益のうち、日本国の居住者に帰属する譲渡益又は償還差益は、20.315%（所得税、復興特別所得税及び地方税の合計）の税率による申告分離課税の対象となる。但し、特定口座のうち当該口座内で生じる所得に対する源泉徴収を日本国の居住者が選択したもの（源泉徴収選択口座）における本社債の譲渡又は償還による所得は、確定申告を不要とすることができ、その場合の源泉徴収税率は、申告分離課税における税率と同じである。また、内国法人に帰属する譲渡損益又は償還差損益は当該法人のその事業年度の日本国の租税の課税対象となる所得の金額を構成する。

(iii) 日本国の居住者は、本社債の譲渡損益及び償還差損益について、一定の条件で、他の社債や上場株式等の譲渡所得、利子所得及び配当所得と損益通算及び繰越控除を行うことができる。

(iv) 外国法人の発行する社債から生ずる償還差益は、日本国に源泉のある所得として取り扱われたい。したがって、本社債に係る償還差益で、日本国に恒久的施設を持たない日本国の非居住者及び外国法人に帰属するものは、通常日本国の所得に関する租税は課されない。同様に、本社債の譲渡により生ずる所得で日本国に恒久的施設を持たない日本国の非居住者及び外国法人に帰属するものは、日本国の所得に関する租税は課されない。

本社債に関するリスク要因

本社債への投資には一定のリスクが伴う。各投資家は、本社債へ投資することが適切か否か判断するにあたり、以下に記載されるリスク要因及びその他のリスク要因を検討すべきである。但し、以下の記載は本社債に関連する全てのリスクを完全に網羅することを意図したものではない。

本社債につき支払われる金額

本社債の元金はトルコ・リラにより支払われる。かかる支払額の日本円相当額は、支払日に有効な日本円・トルコ・リラ間の為替レートにより異なる。そのため、元金の支払額の日本円建ての相当価値は変動する場合があり、日本円により投資を行った者は、本社債に対する日本円による投資額を全額回収することができない場合がある。トルコ・リラは米ドル、ユーロ等の主要通貨と比べ、外国為替レートの変動幅が大きく、円で換算した場合の支払額も、米ドル、ユーロ等の主要通貨の場合と比べ、より大きく変動する可能性が高いといえる。したがって、日本円・トルコ・リラ間の為替レートなど外国為替レートの変動に関連したリスクを理解し、かつかかるリスクに耐えることができ、さらにかかる変動が本社債の価値にどのような影響を及ぼしうるかを理解する投資家に限り、本社債の購入を検討すべきである。

日本円・トルコ・リラ間の為替レート

上述のとおり、日本円・トルコ・リラ間の為替レートの変動は、トルコ・リラによる元金支払額の日本円相当額に影響を及ぼし、したがって、償還期限前の本社債の価値にも影響を及ぼす。通常の状況の

もとは、本社債の日本円建ての相当価値は、トルコ・リラが日本円に対し強くなる場合には上昇し、逆の場合には下落することが予想される。

発行会社の格付、財務状況及び業績

発行会社の信用格付、財務状況若しくは業績が実際に変化した場合又はその変化が予想される場合、本社債の市場価値に影響を及ぼすことがある。

信用リスク

本社債の償還の確実性は、発行会社の信用力に依拠する。発行会社の信用状況が損なわれた場合、本社債を購入した投資家に投資元本割れ等の損失が生じる可能性がある。

カントリーリスク

トルコ共和国における、政治・経済・社会情勢の変動や天変地異等により、途中売却やトルコ・リラの日本円への交換が制限される、あるいはできなくなる可能性がある。

流動性及び市場性

本社債についてその流通性や市場性は必ずしも保証されるものではなく、償還前の売却が困難になった場合、そのことが売却価格に悪影響を及ぼすおそれがある。

時価評価

償還前の本社債の価格は、金利の変動、発行会社の経営・財務状況の変化及びそれに伴う外部信用評価の変化（例えば格付機関による格付の変更）等により上下するため、時価評価の対象とされている場合、本社債の時価が投資元本を下回る場合には償還前においても損失を被り、また、実際に償還前に売却する場合、売却金額が投資元本を割り込むことがある。

発行会社の格付け

一般的に発行会社の格上げが行われると本社債の価格は上昇し、格下げが行われると本社債の価格は下落すると予想される。

税制

将来において、本社債についての課税上の取扱いが変更される可能性がある。よって、本社債を保有しようとする者は、本社債の購入、所有若しくは売却に関する税金面での取扱いにつき、必要に応じて税務顧問の助言を受けることが望ましい。

【募集又は売出しに関する特別記載事項】

パークレイズ・グループの銀行又は投資会社が破綻する又はその可能性がある場合における規制措置（破綻処理当局による各種法定の破綻処理権限の行使を含む。）が、本社債の価値に重大な悪影響を与える可能性がある

当行及びパークレイズ・グループは、実質的な破綻処理権限に服する

2009年銀行法（その後の改正を含む。）（「銀行法」）に基づき、イングランド銀行（又は一定の状況においては英国財務省）には、PRA、FCA及び英国財務省と適宜協議の上、特別破綻処理制度（「SRR」）

の一環として、大きな権限が付与されている。これらの権限により、イングランド銀行（又はその承継人若しくは後任者及び／又は英国バイルイン権限（以下に定義される。）を行使することができる英国のその他の機関）（「破綻処理当局」）は、英国の銀行又は投資会社及びこれらの一定の関連会社（現在、当行も含まれている。）（それぞれを「該当する事業体」という。）に関して、破綻処理の条件が満たされると破綻処理当局が確信する状況において、様々な破綻処理措置及び安定化に関するオプション（バイルイン・ツールを含むがこれに限定されない。）を実行することができる。

本社債の保有者においては、破綻処理が行われる場合、該当する事業体への公的財政支援は、関連する破綻処理当局によってバイルイン・ツールを含む破綻処理ツールが可能な限り最大限検討され、利用された後に、最後の手段としてのみ利用可能となるものと捉えるべきである。発行会社及び／又は本社債に関してバイルイン・ツールが行使された場合、本社債について支払われるべき元本、利息若しくはその他の金額の全部若しくは一部が取り消され、及び／又は本社債が発行会社若しくはその他の者の株式、その他の社債若しくはその他の債務に転換され、又は本社債の条件に対してその他の修正若しくは変更が行われる可能性がある。

破綻処理権限が行使された場合、又は行使することが示唆された場合、いかなる本社債の価値にも重大な悪影響が及び、本社債の保有者が本社債に対する投資の価値の一部又は全額を失うことにつながる可能性がある。

「英国バイルイン権限」とは、英国において有効に設立された銀行、銀行グループ会社、信用機関及び／又は投資機関の破綻に関連し、また、英国において発行会社又はその子会社に適用される法令、規則、規定又は要件（①信用機関及び投資会社の再建及び破綻処理の枠組みを策定した欧州議会及び理事会の2014年5月15日付EU指令2014/59/EU（その後の改正を含む。また、「離脱日」（2018年EU離脱法に定義され、英国がEUを脱退する日を指す。）以降イングランド法のために施行され、差し替えられ、採択され、制定され、維持されるものを含む。）に関連して、並びに／又は②銀行法に基づく英国破綻処理制度等に関連して、施行され、採択され若しくは制定される法令、規則、規定若しくは要件も含むが、これらに限らない。）に基づき随時認められる、法定の償却及び／又は転換権限（これらに基づいて、銀行、銀行グループ会社、信用機関若しくは投資機関又はその関連会社の債務が、削減され、取り消され、及び／若しくは発行会社又はその他の者の株式、その他の有価証券又は債務に転換される可能性がある。）をいう。

破産手続前の段階で発動された破綻処理権限は、予測することができない可能性があり、不服を申し立てる保有者の権利は、制限される可能性がある。

SRRにより付与された破綻処理権限は、該当する事業体に関する破産手続が開始される前の段階で行使されることが想定されたものである。破綻処理権限の目的は、該当する事業体の事業の全部又は一部が幅広い公共の利益に関して懸念を生じさせるような財政難に陥る又はその可能性が高い場合において、かかる状況に対応することにある。

英国銀行法は破綻処理権限の行使に関して特定の条件を設けており、さらに、2015年5月に公表された欧州銀行監督局のガイドラインは金融機関が破綻している、或いは破綻する可能性があるか否かの決定において破綻処理当局が適用する客観的な判断要素を定めているが、破綻処理当局が、当行及び／又はパークレイズ・グループのその他のメンバーに影響を及ぼす破産手続前の特定の状況において、また破綻処理権限を行使するか否かを決定するにあたって、かかる条件についていかにして判断するかは、不明確である。

破綻処理当局はまた、破綻処理権限の行使の決定について、本社債の保有者に事前に通知する義務を負わない。そのため本社債の保有者は、かかる権限の潜在的行使について、またその行使の結果、当行、パークレイズ・グループ及び本社債に及ぶ潜在的影響について予測できない可能性がある。

さらに、本社債の保有者は、破綻処理当局が破綻処理権限（バイルイン・ツールを含む。）を行使することを決定した場合に、その決定に対し、不服を申し立てる権利、停止を求める権利又は司法手続若しくは行政手続等による見直しを求める権利を非常に制限される可能性がある。

保証された預金はベイルイン・ツールの対象から除外されており、その他優先預金（及び保証された預金）は、当行が発行する社債よりも優先順位が高いため、かかる社債は、当行の（その他優先預金のような）その他の一定の非劣後債務よりもベイルインの対象となる可能性が高い。

銀行再生・破綻処理指令（BRRD）の要求する改正の1つとして、英国の関連法令の改正が行われ（1986年英国倒産法を含む。）、破産手続における優先順位に関して法定の序列が設定された。

第一に、英国金融サービス補償機構に基づき保証されている預金（「保証された預金」）は、「通常の」優先債権として既存の優先債権と同順位とし、第二に、EEA銀行のEEA支店又は非EEA支店における個人及び零細企業、中小企業のその他すべての預金（「その他優先預金」）は、「通常の」優先債権の次の「第2順位」の優先債権とする。また、英国におけるEU預金保険指令の実施は、法人預金（預金者が公共部門機関又は金融機関である場合を除く。）や一時的な大口預金を含めて広い範囲の預金を対象とするため、2015年7月から保証された預金の種類及び額を拡大した。これらの変更によって、優先債権者の種類の規模が拡大されることとなる。これらの優先預金は、本社債の保有者を含む当行のその他の無担保優先債権者よりも破産手続における優先順位が高い。さらに、保証された預金は、ベイルイン・ツールの対象から除外される。その結果、ベイルイン・ツールが破綻処理当局によって行使された場合、本社債は、当行のその他優先預金等のその他の非劣後債務と比較して、ベイルインの対象となる可能性が高くなる。

本社債の条件に基づいて、本社債の保有者は、破綻処理当局による英国ベイルイン権限の行使に拘束されることに同意した。

当行は、本リスク要因のために、英国以外の法域の法律に基づく社債を発行することができる。当該社債の条件には、英国ベイルイン権限の行使に係る同意及び承諾に関する規定を含むものとする。

そのため、英国ベイルイン権限は、本社債の保有者が、本社債に対する投資の価値の全部若しくは一部を失い、又は本社債の価値を大きく下回り、通常債券に与えられる保護よりもはるかに小さい保護しか受けられない可能性のある異なる担保を本社債から受ける方法で行使され得る。さらに、関連する破綻処理当局は、本社債の保有者に事前通知を行うことなく又は本社債の保有者の同意を得ることなく、英国ベイルイン権限を行使し得る。

また、本社債の条件に基づいて、本社債に関する関連する破綻処理当局による英国ベイルイン権限の行使は、債務不履行事由（本社債の条件に定義される。）には該当しない。投資を予定する者は、より詳しい情報について本社債の条件を参照されたい。

信用格付機関による当行の信用格付の引き下げは、本社債の流動性又は時価に悪影響を及ぼす可能性がある。信用格付の引き下げは、とりわけ、信用格付機関が使用する格付方法の変更を要因として生じうる。

当行に付与された格付は、信用格付機関が格付の根拠に関する状況によって正当化されると判断した場合には、信用格付機関により完全に撤回され、保留され、又は引き下げられる可能性がある。格付は時間と共に変化する数多くの要因の影響を受けうるものである。かかる要因には、当行の戦略及び経営能力、当行の財務状態（資本、資金調達及び流動性に関するものを含む。）、当行の主要市場における競争及び経済の状況、当行が事業を営む業界への政治的支援の水準、並びに発行者の法的構造、事業活動及び債権者の権利に影響を及ぼす法律上及び規制上の枠組みのそれぞれに対する信用格付機関の評価が含まれる。信用格付機関は特定の業界又は政治的若しくは経済的地域に属する発行者に適用する格付方法を修正する可能性もある。発行者の信用格付に影響を及ぼす要因が悪化（適用する格付方法の変更による場合を含む。）したと信用格付機関が判断する場合、信用格付機関は発行者及び／又は発行者の証券に付与された格付を引き下げ、保留し、又は撤回する可能性がある。将来、信用格付機関による格付方法の修正及び当行の格付に対するアクションが発生する可能性がある。

当行が1つ又は複数の格付を維持しないと決定した場合、或いは信用格付機関が当行の信用格付を撤回し、保留し、又は引き下げた場合、或いはかかる撤回、保留又は引き下げが見込まれる場合（或いは

信用格付機関が引き下げ、保留又は撤回を意図して当行の信用格付を「クレジット・ウォッチ」に指定した場合)、かかる事由は、上記の要因の結果として発生したかその他により発生したかにかかわらず（また、かかる事由に先立って本社債が格付を付与されていたか否かにかかわらず）、本社債の流動性又は時価に悪影響を及ぼしうる。

第3【第三者割当の場合の特記事項】

該当なし。

第二部【公開買付けに関する情報】

該当なし。

第三部【参照情報】

第1【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

1【有価証券報告書及びその添付書類】

該当なし。

2【四半期報告書又は半期報告書】

該当なし。

3【臨時報告書】

該当なし。

4【外国会社報告書及びその補足書類】

事業年度 2019年度（自平成31年1月1日 至令和元年12月31日）
令和2年4月30日 EDINETにより関東財務局長に提出

5【外国会社四半期報告書及びその補足書類並びに外国会社半期報告書及びその補足書類】

該当なし。

6【外国会社臨時報告書】

該当なし。

7【訂正報告書】

該当なし。

第2【参照書類の補完情報】

該当なし。

第3【参照書類を縦覧に供している場所】

該当なし。

第四部【保証会社等の情報】

該当なし。

「参照方式」の利用適格要件を満たしていることを示す書面

会社名 パークレイズ・バンク・ピーエルシー
代表者の役職氏名 最高財務責任者
スティーブン・ユワート

- 1 当社は1年間継続して有価証券報告書を提出しております。
- 2 当社は、本邦において発行登録書の提出日（令和元年8月1日）以前5年間にその募集又は売出しに係る有価証券届出書又は発行登録追補書類を提出することにより発行し、又は交付された社債券の券面総額又は振替社債の総額が100億円以上であります。

（参考）

（平成29年12月22日（受渡期日）の売出し）

パークレイズ・バンク・ピーエルシー 2020年12月22日満期 期限前償還条項（トリガーステップダウン）
ノックイン条項 ボーナスクーポン条項付 2 指数（日経平均株価・S&P500 指数）連動 円建社債
券面総額又は振替社債の総額 90 億円

（平成29年12月28日（受渡期日）の売出し）

パークレイズ・バンク・ピーエルシー 2020年12月24日満期 早期償還判定水準逡減型 早期償還条項付 ノ
ックイン型日経平均株価連動円建社債
券面総額又は振替社債の総額 20 億円

有価証券報告書に記載すべき事項に関し重要な事実が発生したことを示す書面

パークレイズ・バンク・ピーエルシーは有価証券報告書に記載すべき事項に関し重要な事実が発生したことを示す書面として、次の各書面を添付します。

- ・ パークレイズ・バンク・ピーエルシー2020年度上半期決算報告書
- ・ パークレイズ・バンク・ピーエルシー、パークレイズ・バンク・ピーエルシー・グループおよびパークレイズ・グループ

Barclays Bank PLC Interim Results Announcement

バークレイズ・バンク・ピーエルシー
2020 年度上半期決算報告書

2020 年 6 月 30 日

目次

決算報告書

ページ

注	1
財務レビュー	2
リスク管理	
• リスク管理および主要リスク	4
• 信用リスク	6
• 市場リスク	14
• 財務および資本リスク	15
取締役の責任に関する声明	17
パークレイズ・バンク・ピーエルシーに対する独立監査人のレビュー報告書	18
要約連結財務書類	19
財務書類に対する注記	25
その他の情報	45

注

本書中の「パークレイズ・バンク・グループ」は、パークレイズ・バンク・ピーエルシーおよびその子会社を表します。別途記載のない限り、損益計算書の分析では 2020 年 6 月 30 日に終了した 6 カ月間の数値と 2019 年 6 月 30 日に終了した 6 カ月間の比較数値を、貸借対照表の分析では 2020 年 6 月 30 日現在の数値と 2019 年 12 月 31 日現在の比較数値を記載しています。英語原文の「£m」および「£bn」はそれぞれ百万ポンドおよび十億ポンド、英語原文の「\$m」および「\$bn」はそれぞれ百万米ドルおよび十億米ドル、ならびに英語原文の「€m」および「€bn」はそれぞれ百万ユーロおよび十億ユーロを表します。

モデルに基づく、あるいは継続的な調整や修正の対象となる減損の計算など、判断を要する主要な分野がいくつかあります。報告数値は、ある特定の時点の最善の見積りおよび判断を反映したものです。

本書で使用している用語のうち、該当する規制当局の指針または国際財務報告基準(IFRS)で定義されていない用語は、「Glossary」で説明しており、home.barclays/investor-relations/reports-and-events/latest-financial-results からご確認いただけます。

2020 年 7 月 28 日に取締役会に承認された本書中の情報は、2006 年会社法第 434 条の意義の範囲内における法定財務書類を構成するものではありません。2019 年 12 月 31 日終了事業年度の法定財務書類は、2006 年会社法第 495 条に基づく無限定適正意見の監査報告書を含んでいます(2006 年会社法第 498 条に基づく記載は含まれません)。当該財務書類は、2006 年会社法第 441 条に準拠して英国会社登記所に提出されています。

これらの業績は、公表後、実務上可能な限り速やかに米国証券取引所(SEC)に様式 6-K として提出されます。SEC への提出後、様式 6-K のコピーは SEC のウェブサイト www.sec.gov から入手可能となります。

パークレイズ・バンク・グループは債券発行市場において頻繁に債券を発行しており、正式な投資家向け説明会やその他の臨時会合を通じて定期的に投資家の皆様とお会いしています。これまでと同様に、パークレイズ・バンク・グループは、次の半期においても全世界の投資家の皆様とパークレイズ・バンク・グループの業績やその他の問題について協議する機会を設ける所存です。

将来に関する記述

本書には、1934 年米国証券取引所法第 21E 条(改正)および 1933 年米国証券法第 27A 条(改正)の意義の範囲内における、パークレイズ・バンク・グループの将来に関する記述が含まれています。将来に関する記述は将来の業績を保証するものではなく、実際の業績もしくはその他の財政状態や経営成績に関する指標は将来に関する記述に含まれるものと大幅に異なる可能性がありますので、読者の皆様はご注意ください。これらの将来に関する記述は、過去または現在の事実のみに関連するものではないという特徴があります。将来に関する記述では、「可能性がある」、「予定である」、「目指す」、「継続する」、「努める」、「予期する」、「目標とする」、「予測する」、「期待する」、「見積もる」、「意図する」、「計画する」、「ゴール」、「考える」、「達成する」、または他の同様の意味をもつ表現を使用することがあります。本書に関連して、将来に関する記述は文書による場合もあれば、パークレイズ・バンク・グループの経営陣が口頭で行う場合もあります(財務アナリスト向けの経営陣によるプレゼンテーションを含みますが、この限りではありません)。将来に関する記述の例としては、パークレイズ・バンク・グループの将来の財政状態、収益増加、資産、減損費用、引当金、事業戦略、資本、レバレッジおよびその他の規制上の比率、配当金の支払(配当性向および予測支払戦略を含みます)、バンキング・金融市場において予想される成長の水準、予想される費用または費用削減、コミットメントおよび目標、資本支出の見積り、将来の業務に関する計画および目標、IFRS の影響に関する、または関連する記述または予測、ならびに過去の事実ではないその他の記述等があります。将来に関する記述は、将来の事象および状況に関連するものであるため、その性質上、リスクおよび不確実性を伴います。将来に関する記述は記述時点のものであり、法律の改正、IFRS に基づく基準および解釈指針の進展(会計上・規制上の基準の解釈および適用に関して進展する実務を含みます)、現在および将来の法的手続ならびに規制上の調査の結果、将来における特定行為に係る引当金の水準、政府および規制当局の方針および行動、地政学的リスクならびに競争の影響によって左右される可能性があります。さらに、以下を含みますが、これらに限らない要因が影響を及ぼすおそれがあります。かかる要因としては、過去、現在および将来の期間に適用される自己資本、レバレッジおよびその他の規制上の規則、英国、米国、ユーロ圏および全世界のマクロ経済および景気、クレジット市場におけるボラティリティの影響、金利および外国為替レートの変動等の市場関連リスク、クレジット市場エクスポージャーの評価の変更の影響、発行済証券の評価の変更、資本市場のボラティリティ、パークレイズ・バンク・グループ内の事業体または当該事業体が発行した証券の信用格付の変更、コロナウィルス(COVID-19)のパンデミックによる直接的および間接的影響、EU からの英国の離脱により生じる不安定さおよびそれによりその後起こりうる英国内および世界的な混乱、ならびに将来の事業買収、売却およびその他の戦略的な取引の成功が挙げられます。これらの様々な影響および要因は、パークレイズ・バンク・グループの制御が及ばないものです。したがって、パークレイズ・バンク・グループの実際の財政状態、将来の業績、配当金の支払、ならびに自己資本、レバレッジもしくはその他の規制上の比率、または財務・非財務指標もしくはパフォーマンス指標は、パークレイズ・バンク・グループの将来に関する記述に記載された記述または指針とは大きく異なる可能性があります。パークレイズ・バンク・グループの将来の財政状態や経営成績に影響を及ぼす可能性のあるその他のリスクおよび要因は、パークレイズ・グループの SEC への提出物(パークレイズ・グループの 2019 年 12 月 31 日終了事業年度の様式 20-F に係る年次報告書および 2020 年 6 月 30 日に終了した 6 カ月間の様式 6-K に係る 2020 年度の間決算報告書を含みますが、これに限りません)に記載されており、SEC のウェブサイト www.sec.gov からご確認いただけます。

開示および進行中の事項に関する情報に関して各管轄地域(英国や米国が含まれますが、この限りではありません)に適用される法律および規則に基づいた当グループの義務がありますが、それ以外には、当グループは、新しい情報や将来の事象等により、またはそれ以外の理由により、将来に関する記述のアップデートを公表したり改訂したりする義務を負いません。

バークレイズ・バンク・グループの業績(半期)

	2020年6月30日 現在 (百万ポンド)	2019年6月30日 現在 (百万ポンド)	増減率(%)
収益合計	8,637	7,122	21
信用に係る減損費用	(2,674)	(510)	
営業収益純額	5,963	6,612	(10)
営業費用	(4,548)	(4,842)	6
訴訟および特定行為	(19)	(68)	72
営業費用合計	(4,567)	(4,910)	7
その他の収益純額	127	23	
税引前利益	1,523	1,725	(12)
税金	(230)	(260)	12
税引後利益	1,293	1,465	(12)
その他の持分商品保有者	(333)	(294)	(13)
株主帰属利益	960	1,171	(18)

	2020年6月30日 現在 (億ポンド)	2019年12月31日 現在 (億ポンド)
貸借対照表関連の情報		
現金および中央銀行預け金	1,558	1,259
現金担保および決済残高(資産)	1,309	795
貸付金(償却原価ベース)	1,502	1,416
トレーディング・ポートフォリオ資産	1,095	1,133
損益計算書を通じて公正価値で測定する金融資産	1,555	1,295
デリバティブ金融資産	3,077	2,296
資産合計	10,960	8,767
預り金(償却原価ベース)	2,457	2,139
現金担保および決済残高(負債)	1,133	677
公正価値で測定すると指定された金融負債	2,221	2,044
デリバティブ金融負債	3,080	2,289

	2020年6月30日 現在 (億ポンド)	2019年12月31日 現在 (億ポンド)
資本および流動性メトリクス		
普通株式 Tier1 (CET1) 比率 ^{1,2}	14.3%	13.9%
バークレイズ・バンク・ピーエルシーの DOL サブグループにおける流動性カバレッジ比率	166%	141%
バークレイズ・バンク・グループの余剰流動性	2,340	1,690

- 1 バークレイズ・バンク・ピーエルシーは現在、単独連結ベースにてブルーデンス(健全性)規制機構(PRA)の規制を受けています。上記の開示は、単独連結ベースのバークレイズ・バンク・ピーエルシーの資本メトリクスを示しています。詳細については、英語原文16ページの「財務および資本リスク」をご参照ください。
- 2 CET1 資本比率は、自己資本要求規制(CRR)(報告日時点で適用される自己資本要求規制 II (CRR II)による改正を含む)のIFRS 第9号経過措置ルールに基づくアレンジメントを適用して算出されています。CRR II の導入に関する詳細については、英語原文の16ページをご参照ください。

バークレイズ・バンク・グループ概要

バークレイズ・バンク・ピーエルシーはバークレイズ・グループの一部を構成するノン・リングフェンス銀行であり、コーポレート・アンド・インベストメント・バンク(CIB)、コンシューマー、カードおよび決済事業(CC&P)ならびに本社から構成されています。

グループの業績

バークレイズ・バンク・ピーエルシーは、COVID-19 のパンデミックの最中、導入された各種支援プログラムを通じて融資または財政的支援を行い、また、資本市場での起債および株式による資金調達を可能にすることで、顧客およびクライアントを継続的に支援しました。財政的な困難に直面する顧客やクライアントを支えるために、200,000 件を超える一時的支払免除を含む支援策も実施しました。

税引前利益は 12%減の 15 億 2,300 万ポンドとなりました。これは、CC&P が 5 億 300 万ポンドの税引前損失に転じたことに起因して、税引前利益が 11 億 500 万ポンド減少したことによるものです。この減少は、CIB の利益が 7 億 5,000 万ポンド増の 22 億 300 万ポンドとなったこと、また、本社の損失が 1 億 7,700 万ポンド(2019 年度上半期: 3 億 3,000 万ポンド)と前年度上半期と比較して減少したことにより一部相殺されました。

- 収益合計は 21%増の 86 億 3,700 万ポンドとなりました。
 - － CIB の収益は、顧客の取引活動の増加、スプレッドの拡大およびボラティリティの上昇を反映して市場業務で 73%増加したこと、バンキング手数料が 8%増加したことを受けて、35%増の 69 億 7,300 万ポンドとなりました。この増加は、2020 年度上半期における貸付ポジションに係る公正価値評価損、ならびに関連ヘッジに係る時価評価損およびキャリアコストに係る損失の影響によりコーポレートの収益が 17%減少したことにより一部相殺されました。
 - － CC&P の収益は、COVID-19 のパンデミックの影響により共同ブランドのクレジットカード残高が減少したこと、利ざやの縮小および支払活動が減少したことに起因して 21%減の 17 億 4,200 万ポンドとなりました。2020 年度第 2 四半期には、加盟店の支払手数料に関する 2020 年度第 2 四半期の最高裁判所の判決の結果生じたパークレイズのビザ・インク優先株の評価損 1 億ポンドが含まれています。
 - － 本社の収益費用は、主に従来資本性商品資金調達費用の減少を受けて 65%改善し、7,800 万ポンドとなりました。
- 信用に関する減損費用は 26 億 7,400 万ポンド(2019 年度上半期:5 億 1,000 万ポンド)に増加しました。
 - － CIB の信用に関する減損費用は 13 億 2,000 万ポンド(2019 年度上半期:9,600 万ポンド)に増加しました。この増加はシングル・ネームのホールセール貸付費用および COVID-19 シナリオ¹による 5 億 9,100 万ポンドを反映するもので、中央銀行、政府およびその他機関による支援策の影響の見積りにより一部相殺されました。
 - － CC&P の信用に関する減損費用は 12 億 9,900 万ポンド(2019 年度上半期:3 億 9,600 万ポンド)に増加しました。この増加は改訂 COVID-19 シナリオの影響を反映するもので、中央銀行、政府およびその他機関による支援策の影響の見積りにより一部相殺されました。
 - － 本社の信用に関する減損費用は 5,500 万ポンド(2019 年度上半期:1,800 万ポンド)に増加しました。これはイタリア住宅ローン・ポートフォリオに関する COVID-19 シナリオの影響によるものです。
- 営業費用合計は 7%減の 45 億 6,700 万ポンドとなりました。
 - － CIB の営業費用合計は、現在の環境下におけるコスト効率化およびコスト規律により、4%減の 34 億 6,200 万ポンドとなりました。
 - － CC&P の営業費用合計は、COVID-19 のパンデミックの影響によるコスト効率化およびマーケティングに係る支出の減少を反映して、12%減の 10 億 6,100 万ポンドとなりました。
 - － 本社の営業費用合計は、訴訟および特定行為に係る費用の減少により、48%減の 4,400 万ポンドとなりました。
- その他の収益純額は 1 億 400 万ポンド増の 1 億 2,700 万ポンドとなりました。これは、パークレイズ・グループ内の複数の子会社の売却に伴う売却益を反映しています。
- 2020 年度上半期の税金は 2 億 3,000 万ポンド(2019 年度上半期:2 億 6,000 万ポンド)となり、実効税率は 15.1%(2019 年度上半期:15.1%)でした。

貸借対照表、資本および流動性

- 現金および中央銀行預け金は、余剰流動性において 299 億ポンド増の 1,558 億ポンドとなりました。
- 現金担保および決済残高(資産)および現金担保および決済残高(負債)は、主に取引活動の増加を受けて、それぞれ 514 億ポンド増の 1,309 億ポンド、456 億ポンド増の 1,133 億ポンドとなりました。
- 貸付金は、CIB における貸付の増加により 86 億ポンド増の 1,502 億ポンドとなり、これは CC&P におけるカード残高の減少により一部相殺されました。
- 損益計算書を通じて公正価値で測定する金融資産は、担保付貸付の増加を受けて、260 億ポンド増の 1,555 億ポンドとなりました。
- デリバティブ金融資産およびデリバティブ金融負債はそれぞれ 781 億ポンド増の 3,077 億ポンド、791 億ポンド増の 3,080 億ポンドとなりました。これは、主要金利カーブの低下およびトレーディング量の増加を受けています。
- 預り金(償却原価ベース)は CIB クライアントの流動性拡大を受けて 318 億ポンド増の 2,457 億ポンドとなりました。
- 公正価値で測定すると指定された金融負債は、担保付貸付の増加を受けて、177 億ポンド増の 2,221 億ポンドとなりました。
- 2020 年 6 月 30 日現在の単独連結ベースのパークレイズ・バンク・ピーエルシーの CET1 資本比率は 14.3%であり、規制上の最低自己資本要件を上回っています。
- パークレイズ・バンク・グループの余剰流動性は、顧客預り金が増加したこと、また、現在の環境下において慎重な資金および流動性ポジションを維持するための措置が実行されたことにより、2,340 億ポンド(2019 年 12 月:1,690 億ポンド)に増加しました。

¹ COVID-19 シナリオに関する説明については、英語原文の 10 ページの「測定に関する不確実性」をご参照ください。

リスク管理および主要リスク

パークレイズ・バンク・グループのリスク管理における事業グループの役割と責任、リスクおよび法令順守は全社的リスク管理フレームワークで定義されています。フレームワークの目的はパークレイズ・バンク・グループの主要リスクや、事業活動におけるリスク選好度を決定するパークレイズ・バンク・グループのプロセス、およびその結果として関連するリスク・テイクングに関して設定する上限を特定することです。

フレームワークは信用リスク、市場リスク、財務および資本リスク、オペレーショナル・リスク、モデル・リスク、コンダクト・リスク、レピュテーション・リスクおよび法的リスクの 8 つの主要リスクを特定しています。これらリスクの詳細ならびに管理手法については、パークレイズ・バンク・ピーエルシーの 2019 年度の英文年次報告書(44 ページから 49 ページ)をご覧ください。home.barclays/annualreport でも公開されています。当期において、これらの主要リスクおよび以前に特定された既存のまたは新たな重要リスクに大きな変化はありませんが、2020 年度上半期に追加で識別された重要リスクのうち、2 つ以上の主要リスクに影響を与える可能性のあるものについては、その詳細を以下に記載しています。

当期における信用リスク、市場リスク、財務および資本リスクの概要は以下のセクションもご参照ください。

COVID-19 の影響に関連するリスク

COVID-19 のパンデミックはこれまでに、世界中の企業やその事業を取り巻く経済環境に重要な影響を及ぼしており、それは今後も続くと考えられます。パンデミックとそれが世界経済に与える影響には、特に、パークレイズ・バンク・グループなどの金融機関の収益性、資本および流動性に重大かつ不利な影響を与える要因が数多くあります。

COVID-19 のパンデミックにより、パークレイズ・バンク・グループの世界中の顧客、取引先および従業員に混乱が生じています。パークレイズ・バンク・グループが事業を展開している大半の管轄地域では、人々の移動に厳しい制限を設けており、その結果、当該管轄地域の経済活動に大きな影響が及んでいます。これらの制限は、各管轄地域の政府によって決定されており(緊急権の行使を含みます)、その影響(行使の時期およびその後の制限の解除を含みます)は、管轄地域によって異なる可能性があります。これが 2020 年を通してどのように進展するか(COVID-19 の次の流行の波が来るのか、解除された制限が再び課されるかどうか、またそれはどのような方法で行われるかなどを含みます)は依然として不透明であり、パークレイズ・バンク・グループは引き続き状況を注視していきます。パークレイズ・バンク・グループは COVID-19 への緊急対応計画を策定したものの、従業員の感染による人員不足や外部によるサービスの供給不能により、インフラ、業務プロセス、テクノロジー・サービスに混乱が生じた場合、当グループの事業遂行能力に不利な影響が生じる可能性があります。これにより、顧客の重大な損害、パークレイズ・バンク・グループの顧客が被った損失の弁済費用、潜在的な訴訟費用(規制上の科料、罰金およびその他の制裁金を含みます)、ならびに風評被害が発生する可能性があります。

パークレイズ・バンク・グループが事業を展開している多くの管轄地域では、COVID-19 のパンデミックの影響を最も大きく受けた地域に財政的支援を提供するスキームが中央銀行、各国政府、規制当局によって開始されています。これらのスキームは着実なペースで設計および実行されており、貸手(パークレイズを含みます)は、スキームと既存の法規制との相互作用の解決を含め、スキーム実行に関連して発生した運用上の課題に引き続き取り組んでいます。これらのスキームがパークレイズ・バンク・グループの顧客、それによりパークレイズ・バンク・グループにどのような影響を及ぼすかは現段階では依然として不透明です。しかし、特定の措置(特定の顧客貸付商品に対する一時的支払免除措置、特定商品の手数料の廃止や免除など)により、パークレイズ・バンク・グループの一部のポートフォリオで稼働される実効金利にマイナスの影響が及び、また、特定商品で稼働される手数料収益が減少する可能性があります。世界的な金利の低下は、パークレイズ・バンク・グループの特定ポートフォリオで稼働される利息収入純額にマイナスの影響を与えると考えられます。いずれの要因も、パークレイズ・バンク・グループの収益性にマイナスの影響を及ぼす可能性があります。さらに、COVID-19 のパンデミックに伴い開始された中央銀行が支援するローンやその他の融資スキームの導入およびそれらへの参加は、パークレイズ・バンク・グループのリスク調整後資産(RWA)、減損レベル、また資本ポジションにとりわけ、RWA および減損の計算に適用された経過措置が終了した場合)マイナスの影響を与える可能性があります。パークレイズ・バンク・グループが、借手に対して返済の一時的猶予または追加的な財務的救済を与えるよう政府または規制当局から要求された場合、この影響はさらに悪化する可能性があります。

これらのスキームおよび各国政府が提供するその他の財政支援スキーム(雇用維持や一時帰休スキームなど)の期限切れ、解除または終了に伴い、パークレイズ・バンク・グループは特定ポートフォリオにおいて多額の債務不履行および延滞を抱える可能性があり、デフォルト債務に対する回収および強制措置を開始する可能性があります。債務不履行となった借手がパークレイズ・バンク・グループの特定行為により損害を受けた場合、集団訴訟などの民事訴訟手続、規制当局による問責、多額の科料およびその他の制裁金、ならびに風評被害が発生する可能性があります。その他にも、パークレイズ・バンク・グループと債務不履行となった借手との間で、融資契約やその他の信用に基づく契約上の違反、法的権利または義務の執行などの事項に関連して、法的紛争が発生する可能性があります。これらの事項において不利な点が判明した場合には、パークレイズ・バンク・グループの権利が意図した通りに行使されない可能性があります。法的リスク、ならびに法律上、競争上および規制上の事項の詳細については、英語原文の 38 ページの注記 14 をご参照ください。

多くの政府や中央銀行(特に英国や米国)が講じる措置は、景気後退や COVID-19 後の環境下の潜在的な深刻さについての見解を示す可能性があります。商業的、規制的、リスク的な観点からは、過去の危機的状況とは著しく異なり、長期にわたって続く可能性があります。COVID-19 のパンデミックにより、パークレイズ・バンク・グループが事業を展開している多くの管轄地域で GDP が低下しており、同地域での失業率の上昇と住宅価格の下落が予想されています。これらの要因はすべて、パークレイズ・

リスク管理

バンク・グループによる予想信用損失(ECL)のモデル化に重要な影響を及ぼしています。その結果、バークレイズ・バンク・グループでは、2020年度上半期のECLがそれ以前の期間に比べて増加しており、この傾向は2020年度下半期にも続く可能性があります。経済環境は依然として不透明であり、COVID-19のパンデミックおよび関連する拡散防止策の継続期間、ならびに中央銀行、政府およびその他機関による支援策の長期的な有効性によっては、将来の減損費用はさらなるボラティリティ(マクロ経済変数予測の変動によるものを含みます)の影響を受ける可能性があります。ECLの計算に使用したマクロ経済変数の詳細については、英語原文の10ページをご参照ください。また、ECLは、COVID-19のパンデミックの直接的な影響を受けた特定のセクター(石油・ガス、小売、航空会社、ホスピタリティ・レジャーなど)におけるシングル・ネームのエクスポージャーに係るデフォルト水準の上昇により、不利な影響を受ける可能性があります。

さらに、バークレイズ・バンク・グループは、ビジネス上の意思決定および戦略策定の際の参考情報にする、リスクを計測・制限する、エクスポージャーを評価(減損の計算を含みます)する、ストレス・テストを実施する、自己資本の適正を評価するなど、ビジネスおよびリスク管理活動において幅広くモデルを利用しています。モデルは、その性質上、仮定およびインプットに依拠するため、不十分かつ不完全な現実の表現であり、したがって、そのアウトプットの正確性に影響を与えるエラーおよび/または誤用が生じる可能性があります。COVID-19のパンデミックのような前例のないシナリオに対応するには、信頼性の高い過去の基準やデータがないため、上述の状況が悪化する可能性があります。モデル・リスクに関する詳細については、バークレイズ・バンク・ピーエルシーの2019年度の英文年次報告書の48ページをご参照ください。

COVID-19のパンデミックによる世界的な経済活動の混乱は、バークレイズ・バンク・グループののれんや無形資産などのその他の資産、バークレイズ・バンク・ピーエルシーの子会社に対する投資の価値に不利な影響を及ぼす可能性があります。また、資本市場のボラティリティまたは低迷による貸付および取引量の減少により、バークレイズ・バンク・グループの利益に影響を及ぼす可能性があります。その他の潜在的なリスクとしては、バークレイズ・バンク・グループのリスク調整後資産および資本ポジションにマイナスの影響を与える可能性のある信用格付けの移行や、政府や中央銀行が資金調達と流動性を支援するために実施した重要な取組みにもかかわらず、(特に)顧客の引き出しが増加したことによる潜在的な流動性ストレスなどが挙げられます。さらに、顧客によるクレジットカードの利用が大幅に増加した場合、バークレイズ・バンク・グループのリスク調整後資産および資本ポジションにマイナスの影響を及ぼす可能性があります。

COVID-19のパンデミックに対応して中央銀行や政府が講じた措置、その他の支援措置も、資本を制限する可能性があります。政府および/または規制当局が課す制限措置により、経営陣が柔軟に事業を管理し、資本を分配および配分することが難しくなる可能性があります。

上記のすべての事象は、バークレイズ・バンク・グループの事業、財政状態、経営成績、見通し、流動性、資本ポジションおよび信用格付け(信用格付機関による見通しまたは格付けの潜在的な変更を含みます)、ならびにバークレイズ・バンク・グループの顧客、従業員および取引先に重大かつ不利な影響を及ぼす可能性があります。

信用リスク

商品別の貸付金(償却原価ベース)

下表は、資産分類別のステージごとの貸付金(償却原価ベース)および減損引当金の内訳を示しています。

IFRS 第9号に基づく減損引当金では、実行済みと未実行の両方のカウンターパーティ・エクスポージャーを考慮します。リテール・ポートフォリオでは、予想信用損失が個別計上されないため、引当金がエクスポージャーを超えない範囲で、減損引当金の合計が実行済みのエクスポージャーに配分されます。超過額は、貸借対照表の負債の部に引当金として計上されます。ホールセール・ポートフォリオでは、未実行のエクスポージャーに対する減損引当金が、貸借対照表の負債の部に引当金として計上されます。

2020年6月30日現在	ステージ ²				合計	ステージ ³	合計 ¹
	ステージ ¹	期日 未到来	30日以上 延滞	30日未満 延滞			
エクスポージャー総額	(百万ポンド)	(百万ポンド)	(百万ポンド)	(百万ポンド)	(百万ポンド)	(百万ポンド)	(百万ポンド)
住宅ローン	9,670	638	62	179	879	1,142	11,691
クレジットカード、無担保ローンおよびその他のリテール貸付	20,659	6,077	206	348	6,631	2,036	29,326
ホールセール・ローン	75,699	33,288	2,961	634	36,883	2,161	114,743
合計	106,028	40,003	3,229	1,161	44,393	5,339	155,760
減損引当金							
住宅ローン	12	28	11	15	54	350	416
クレジットカード、無担保ローンおよびその他のリテール貸付	456	1,096	86	158	1,340	1,511	3,307
ホールセール・ローン	206	654	92	24	770	858	1,834
合計	674	1,778	189	197	2,164	2,719	5,557
エクスポージャー純額							
住宅ローン	9,658	610	51	164	825	792	11,275
クレジットカード、無担保ローンおよびその他のリテール貸付	20,203	4,981	120	190	5,291	525	26,019
ホールセール・ローン	75,493	32,634	2,869	610	36,113	1,303	112,909
合計	105,354	38,225	3,040	964	42,229	2,620	150,203
引当率	(%)	(%)	(%)	(%)	(%)	(%)	(%)
住宅ローン	0.1	4.4	17.7	8.4	6.1	30.6	3.6
クレジットカード、無担保ローンおよびその他のリテール貸付	2.2	18.0	41.7	45.4	20.2	74.2	11.3
ホールセール・ローン	0.3	2.0	3.1	3.8	2.1	39.7	1.6
合計	0.6	4.4	5.9	17.0	4.9	50.9	3.6
2019年12月31日現在							
エクスポージャー総額	(百万ポンド)	(百万ポンド)	(百万ポンド)	(百万ポンド)	(百万ポンド)	(百万ポンド)	(百万ポンド)
住宅ローン	9,604	544	48	82	674	1,056	11,334
クレジットカード、無担保ローンおよびその他のリテール貸付	29,541	3,806	304	340	4,450	2,129	36,120
ホールセール・ローン	89,200	6,489	354	672	7,545	1,163	97,878
合計	128,345	10,839	706	1,094	12,639	4,348	145,332
減損引当金							
住宅ローン	16	24	9	7	40	292	348
クレジットカード、無担保ローンおよびその他のリテール貸付	362	523	99	162	784	1,471	2,617
ホールセール・ローン	114	219	8	7	234	383	731
合計	492	766	116	176	1,058	2,146	3,696
エクスポージャー純額							
住宅ローン	9,588	520	39	75	634	764	10,986
クレジットカード、無担保ローンおよびその他のリテール貸付	29,179	3,283	205	178	3,666	658	33,503
ホールセール・ローン	89,086	6,270	346	665	7,281	780	97,147
合計	127,853	10,073	590	918	11,581	2,202	141,636
引当率	(%)	(%)	(%)	(%)	(%)	(%)	(%)
住宅ローン	0.2	4.4	18.8	8.5	5.9	27.7	3.1
クレジットカード、無担保ローンおよびその他のリテール貸付	1.2	13.7	32.6	47.6	17.6	69.1	7.2
ホールセール・ローン	0.1	3.4	2.3	1.0	3.1	32.9	0.7
合計	0.4	7.1	16.4	16.1	8.4	49.4	2.5

1 上表に含まれていない減損の対象となるその他の金融資産には、現金担保および決済残高、その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産、未収収益ならびにその他資産が含まれます。これらのエクスポージャー総額の合計は、1,871億ポンド(2019年12月:1,255億ポンド)、減損引当金は1億6,800万ポンド(2019年12月:2,200万ポンド)です。これはステージ¹の資産1,817億ポンド(2019年12月:1,247億ポンド)に係るECL 3,300万ポンド(2019年12月:1,000万ポンド)、ステージ²のその他の包括利益資産を通じて公正価値で測定する資産53億ポンド(2019年12月:8億ポンド)に係る2,000万ポンド(2019年12月:200万ポンド)、およびステージ³のその他資産1億1,500万ポンド(2019年12月:1,000万ポンド)に係る1億1,500万ポンド(2019年12月:1,000万ポンド)で構成されています。ローン・コミットメントおよび金融保証契約に係るECL合計は5億9,300万ポンド(2019年12月:2億5,200万ポンド)です。

信用リスク

エクスポージャー総額および減損引当金(ローン・コミットメントおよび金融保証に係る引当金を含む)の変動

下表は、エクスポージャーおよび減損引当金の期首残高から期末残高への調整を示しています。12 カ月 ECL、全期間の ECL、信用減損の用語説明はバークレイズ・バンク・ピーエルシーの 2019 年度の英文年次報告書の 149 ページをご参照ください。バークレイズ・バンク・グループは当期末時点で購入または組成した信用に関する大規模な減損資産を保有していません。下表のステージ間の振替は当年度期首に実施したものととして反映しています。変動期間は 6 カ月間として測定されています。

貸付金(償却原価ベース)

	ステージ ₁		ステージ ₂		ステージ ₃		合計	
	エクスポージャー ヤー総額 (百万ポンド)	ECL (百万ポンド)	エクスポージャー ヤー総額 (百万ポンド)	ECL (百万ポンド)	エクスポージャー ヤー総額 (百万ポンド)	ECL (百万ポンド)	エクスポージャー ヤー総額 (百万ポンド)	ECL (百万ポンド)
住宅ローン								
2020 年 1 月 1 日現在	9,604	16	674	40	1,056	292	11,334	348
ステージ ₁ からステージ ₂ への振替	(394)	(1)	394	1	-	-	-	-
ステージ ₂ からのステージ ₁ への振替	114	3	(114)	(3)	-	-	-	-
ステージ ₃ への振替	(64)	-	(67)	(6)	131	6	-	-
ステージ ₃ からの振替	17	-	31	1	(48)	(1)	-	-
当年度の事業活動	410	-	-	-	-	-	410	-
エクスポージャーおよびリ スク・パラメーターの変更に よる資金引き出し純額、返 済、再測定および変動純額	334	(6)	28	22	39	61	401	77
最終返済額	(351)	-	(67)	(1)	(29)	(1)	(447)	(2)
処分	-	-	-	-	-	-	-	-
償却 ¹	-	-	-	-	(7)	(7)	(7)	(7)
2020 年 6 月 30 日現在 ²	9,670	12	879	54	1,142	350	11,691	416
クレジットカード、無担保ローンおよびその他のリテール貸付								
2020 年 1 月 1 日現在	29,541	362	4,450	784	2,129	1,471	36,120	2,617
ステージ ₁ からステージ ₂ への振替	(3,520)	(78)	3,520	78	-	-	-	-
ステージ ₂ からのステージ ₁ への振替	948	134	(948)	(134)	-	-	-	-
ステージ ₃ への振替	(153)	(10)	(397)	(171)	550	181	-	-
ステージ ₃ からの振替	21	4	50	5	(71)	(9)	-	-
当年度の事業活動	2,416	23	66	11	5	1	2,487	35
エクスポージャーおよびリ スク・パラメーターの変更に よる資金引き出し純額、返 済、再測定および変動純額	(3,447)	55	259	824	160	513	(3,028)	1,392
最終返済額	(1,472)	(10)	(94)	(12)	(63)	(4)	(1,629)	(26)
バークレイズ・グループへ の振替 ³	(2,182)	(16)	(92)	(25)	(47)	(41)	(2,321)	(82)
処分 ⁴	(1,493)	(8)	(183)	(20)	(71)	(45)	(1,747)	(73)
償却 ¹	-	-	-	-	(556)	(556)	(556)	(556)
2020 年 6 月 30 日現在 ²	20,659	456	6,631	1,340	2,036	1,511	29,326	3,307

1 2020 年度上半期の償却総額は 6 億 4,300 万ポンド(2019 年度上半期:6 億 2,700 万ポンド)、償却後戻入額は 100 万ポンド(2019 年度上半期:4,700 万ポンド)でした。償却総額から償却後戻入額を差し引いた償却純額は 6 億 4,200 万ポンド(2019 年度上半期:5 億 8,000 万ポンド)でした。

2 上表に含まれていない減損の対象となるその他の金融資産には、現金担保および決済残高、その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産ならびにその他の資産が含まれます。これらのエクスポージャー総額の合計は 1,871 億ポンド(2019 年 12 月:1,255 億ポンド)、減損引当金は 1 億 6,800 万ポンド(2019 年 12 月:2,200 万ポンド)です。これはステージ₁ の資産 1,817 億ポンド(2019 年 12 月:1,247 億ポンド)に係る ECL 3,300 万ポンド(2019 年 12 月:1,000 万ポンド)、ステージ₂ のその他の包括利益資産を通じて公正価値で測定する資産、現金担保および決済残高(資産)53 億ポンド(2019 年 12 月:8 億ポンド)に係る 2,000 万ポンド(2019 年 12 月:200 万ポンド)、およびステージ₃ のその他の資産 1 億 4,500 万ポンド(2019 年 12 月:1,000 万ポンド)に係る 1 億 1,500 万ポンド(2019 年 12 月:1,000 万ポンド)で構成されています。

3 クレジットカード債権、無担保貸付およびその他のリテール貸付ポートフォリオにおいて報告されるバークレイズ・グループへの振替には、当期におけるバークレイズ・パートナー・ファイナンスのリテール・ポートフォリオのバークレイズ・プリンシパル・インベストメント・リミテッドへの振替が含まれます。

4 クレジットカード債権、無担保貸付およびその他のリテール貸付ポートフォリオにおいて報告される処分には、バークレイズ・パートナー・ファイナンスによるモーターファイナンス事業の売却が含まれます。

信用リスク

貸付金(償却原価ベース)

	ステージ ₁		ステージ ₂		ステージ ₃		合計	
	エクスポージャー総額 (百万ポンド)	ECL (百万ポンド)	エクスポージャー総額 (百万ポンド)	ECL (百万ポンド)	エクスポージャー総額 (百万ポンド)	ECL (百万ポンド)	エクスポージャー総額 (百万ポンド)	ECL (百万ポンド)
ホールセール・ローン								
2020年1月1日現在	89,200	114	7,515	234	1,163	383	97,878	731
ステージ ₁ からステージ ₂ への振替	(24,051)	(55)	24,051	55	-	-	-	-
ステージ ₂ からのステージ ₁ への振替	1,589	12	(1,589)	(12)	-	-	-	-
ステージ ₃ への振替	(688)	(2)	(507)	(39)	1,195	41	-	-
ステージ ₃ からの振替	139	-	109	1	(248)	(1)	-	-
当年度の事業活動	19,309	19	4,128	212	42	12	23,479	243
エクスポージャーおよびリスク・パラメーターの変更による資金引き出し純額、返済、再測定および変動純額	10,474	136	4,791	334	349	539	15,614	1,009
最終返済額	(20,273)	(18)	(1,606)	(15)	(260)	(36)	(22,139)	(69)
処分	-	-	(9)	-	-	-	(9)	-
償却 ¹	-	-	-	-	(80)	(80)	(80)	(80)
2020年6月30日現在 ²	75,699	206	36,883	770	2,161	858	114,743	1,834

当期における ECL の変動から減損費用/(戻入)への調整

住宅ローン	75
クレジットカード、無担保ローンおよびその他のリテール貸付	1,319
ホールセール・ローン	1,183
処分および償却により認識が中止された資産を除く ECL の変動	2,577
回収および償還 ³	(280)
為替およびその他の調整 ⁴	(103)
ローン・コミットメントおよびその他の金融保証契約に係る減損戻入	331
その他の金融資産に係る減損費用 ²	149
2020年6月30日現在	2,674

- 2020年度上半期の償却総額は6億4,300万ポンド(2019年度上半期:6億2,700万ポンド)、償却後戻入額は100万ポンド(2019年度上半期:4,700万ポンド)でした。償却総額から償却後戻入額を差し引いた償却純額は6億4,200万ポンド(2019年度上半期:5億8,000万ポンド)でした。
- 上表に含まれていない減損の対象となるその他の金融資産には、現金担保および決済残高、その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産ならびにその他の資産が含まれます。これらのエクスポージャー総額の合計は1,871億ポンド(2019年12月:1,255億ポンド)、減損引当金は1億6,800万ポンド(2019年12月:2,200万ポンド)です。これはステージ₁の資産1,817億ポンド(2019年12月:1,247億ポンド)に係るECL3,300万ポンド(2019年12月:1,000万ポンド)、ステージ₂のその他の包括利益資産を通じて公正価値で測定する資産、現金担保および決済残高(資産)53億ポンド(2019年12月:8億ポンド)に係る2,000万ポンド(2019年12月:200万ポンド)、およびステージ₃のその他資産1億1,500万ポンド(2019年12月:1,000万ポンド)に係る1億1,500万ポンド(2019年12月:1,000万ポンド)で構成されています。
- 回収および償還には、第三者の保証契約からの返済に関連する利益純額2億7,900万ポンドおよび償却後戻入額100万ポンドが含まれます。
- 外国為替および金利、ならびに手数料仮勘定が含まれます。

信用リスク

ローン・コミットメントおよび金融保証

	ステージ ₁		ステージ ₂		ステージ ₃		合計	
	エクスポージャー総額 (百万ポンド)	ECL (百万ポンド)	エクスポージャー総額 (百万ポンド)	ECL (百万ポンド)	エクスポージャー総額 (百万ポンド)	ECL (百万ポンド)	エクスポージャー総額 (百万ポンド)	ECL (百万ポンド)
住宅ローン								
2020年1月1日現在	34	-	-	-	-	-	34	-
ステージ間の振替純額	-	-	-	-	-	-	-	-
当年度の事業活動	136	-	-	-	-	-	136	-
エクスポージャーおよびリスク・パラメーターの変更による資金引き出し純額、返済、再測定および変動純額	10	-	-	-	-	-	10	-
限度額管理	(19)	-	-	-	-	-	(19)	-
2020年6月30日現在	161	-	-	-	-	-	161	-
クレジットカード、無担保ローンおよびその他のリテール貸付								
2020年1月1日現在	78,257	22	2,053	15	67	14	80,377	51
ステージ間の振替純額	(2,633)	2	2,394	(1)	239	(1)	-	-
当年度の事業活動	3,641	1	57	-	1	1	3,699	2
エクスポージャーおよびリスク・パラメーターの変更による資金引き出し純額、返済、再測定および変動純額	5,735	16	(74)	27	(273)	7	5,388	50
限度額管理	(5,165)	-	(261)	-	(4)	(3)	(5,430)	(3)
2020年6月30日現在	79,835	41	4,169	41	30	18	84,034	100
ホールセール・ローン								
2020年1月1日現在	183,001	63	12,053	97	636	41	195,690	201
ステージ間の振替純額	(38,412)	(22)	37,380	15	1,032	7	-	-
当年度の事業活動	24,878	7	3,389	30	107	-	28,374	37
エクスポージャーおよびリスク・パラメーターの変更による資金引き出し純額、返済、再測定および変動純額	10,996	13	794	285	(232)	(18)	11,558	280
限度額管理	(36,233)	(7)	(2,764)	(18)	(239)	-	(39,236)	(25)
2020年6月30日現在	144,230	54	50,852	409	1,304	30	196,386	493

測定の不確実性

バークレイズ・バンク・グループは5つのシナリオ・モデルを用いてECLを計算しています。COVID-19のパンデミックを取り巻く状況を除けば、通常、ベースライン・シナリオは、英国財務省(短期および中期予測)、ブルームバーグ(経済予測の中央値に基づきます)、およびアーバン・ランド・インスティテュート(米国住宅価格)などの主要ソースから収集した外部コンセンサス予想に基づいて作成されます。これに加えて、関連する確率加重を用いた2つの下方シナリオ(下方シナリオ1および下方シナリオ2)と2つの上方シナリオ(上方シナリオ1および上方シナリオ2)を導出しています。下方シナリオは通常、内部ストレス・テストと同程度の深刻度に設定され、IFRS第9号の特定の感応度と非線形の影響が考慮されています。下方シナリオ2は通常、イングランド銀行の年間景気循環シナリオ、およびムーディーズが策定するシナリオの中で最も厳しいシナリオをベンチマークとしていますが、同一には設計されていません。上方シナリオは通常、適切な最近の好ましいベンチマーク・シナリオに合わせて調整された上限の下で、下方シナリオと対称になるよう設定されています。これらのシナリオには8つの経済変数(英国および米国市場双方のGDP、失業率、住宅価格指数(HPI)、基準金利)、ならびに過去の相関関係に基づいた統計モデルを使用した拡大変数が組み込まれています。上方ショックと下方ショックは、5年間のストレス・ホライズンで推移するように設計されており、5つのすべてのシナリオは約8年後に定常状態に収束します。ECLを計算する際、それぞれのシナリオに確率加重が割り当てられます。

COVID-19のパンデミックの発生後、バークレイズ・バンク・グループは2020年3月、市場で入手可能な最新の経済予測を反映したベースライン・シナリオ(内部の仮定と組み合わせたもの)を作成し、バークレイズ、中央銀行および政府が講じた重要な支援策によるバークレイズ・バンク・グループの主要な市場における影響を見積もりました。このシナリオは、英国と米国の双方で2020年にGDPが大幅に縮小、失業率が急上昇すると仮定しており、確率加重の再調整が必要なものでした。このシナリオに代わり、バークレイズ・バンク・グループの主要な市場において現在実施されている各種支援策の影響を一部組み込んだ最新の経済予測におおよそ基づいた改訂ベースライン・シナリオが、2020年6月に作成されました。また、2020年6月に上方シナリオと下方シナリオが(改訂ベースライン・シナリオである「COVID-19シナリオ」と合わせて)再作成されました。下方シナリオは、ソーシャルディスタンス施策によりGDPの低下が長引くと考えられることから、ベースライン・シナリオよりも低い経済成長率を反映しています。経済成長は、下方シナリオ1では2020年後半に回復し始めるとされる一方、下方シナリオ2では2021年まで回復しないとされています。上方シナリオは、感染率の急激な減少と、ほぼ完全に再開した経済活動のもとで、ベースライン・シナリオよりも速い経済成長の回復を反映しています。また、シナリオ加重も2020年6月に見直され、テールシナリオ(上方シナリオ2、下方シナリオ2)に対して適用される加重がより重くなりました。これは、COVID-19のパンデミックを取り巻く状況を踏まえると、これまでの四半期と比べて経済環境に対して著しい不確実性があることを反映しています。

経済環境は依然として不透明であり、COVID-19のパンデミックおよび関連する拡散防止策の継続期間、ならびに中央銀行、政府およびその他機関による支援策の長期的な有効性によっては、将来の減損費用はさらなるボラティリティ(マクロ経済変数予測の変動によるものを含みます)の影響を受ける可能性があります。

次ページの表は、COVID-19のベースライン・シナリオで使用される主要マクロ経済変数と、各シナリオに適用される確率加重を示したものです。

信用リスク

ECL の計算に用いたベースライン平均マクロ経済変数

	2020 年	2021 年	2022 年	予想最悪点
	(%)	(%)	(%)	(%)
2020 年 6 月 30 日現在				
英国 GDP ¹	(8.7)	6.1	2.9	(51.4)
英国失業率 ²	6.6	6.5	4.4	8.0
英国 HPI ³	0.6	2.0	-	(1.5)
英国基準金利	0.2	0.1	0.1	0.1
米国 GDP ³	(4.2)	4.4	(0.3)	(30.4)
米国失業率 ⁴	9.3	7.6	5.5	13.4
米国 HPI ⁵	1.1	1.8	(0.8)	(1.9)
米国フェデラル・ファンド金利	0.5	0.3	0.3	0.3

1 季節調整済実質GDP年平均値の変動；季節調整済年率(SAAR)を用いた予想最悪点。

2 英国平均失業率(16歳以上)。

3 英国HPI年平均値の変動=ハリファックス・オール・ハウジズ、オール・バイヤーズ・インデックス(前年末比)；前年末比での年間ドローダウンの累計に基づく最悪点。

4 米国平均民間失業率(16歳以上)。

5 英国HPI年平均値の変動=FHFA住宅価格指数(前年末比)；前年末比での年間ドローダウンの累計に基づく最悪点。

シナリオ確率加重

	上方 シナリオ ₂	上方 シナリオ ₁	ベースライ ン・シナリオ	下方 シナリオ ₁	下方 シナリオ ₂
	(%)	(%)	(%)	(%)	(%)
2020 年 6 月 30 日現在					
シナリオ確率加重	20.3	22.4	25.4	17.5	14.4
2019 年 12 月 31 日現在					
シナリオ確率加重	10.1	23.1	40.8	22.7	3.3

信用リスク

マクロ経済変数(特定ベース)¹

	上方 シナリオ ² (%)	上方 シナリオ ¹ (%)	ベースライ ン・シナリオ (%)	下方 シナリオ ¹ (%)	下方 シナリオ ² (%)
2020年6月30日現在					
英国 GDP ²	32.7	26.4	5.4	1.6	1.2
英国失業率 ³	3.5	3.6	4.9	9.6	10.9
英国 HPI ⁴	45.3	27.2	2.3	(15.0)	(33.4)
英国基準金利 ³	0.1	0.1	0.2	0.3	0.2
米国 GDP ²	19.1	13.5	3.3	2.0	(3.1)
米国失業率 ³	4.1	4.4	6.3	15.4	18.7
米国 HPI ⁴	32.3	20.9	2.3	(8.8)	(19.7)
米国フェデラル・ファンド金利 ³	0.3	0.3	0.3	0.4	0.4
2019年12月31日現在					
英国 GDP ²	4.2	2.9	1.6	0.2	(4.7)
英国失業率 ³	3.4	3.8	4.2	5.7	8.7
英国 HPI ⁴	46.0	32.0	3.1	(8.2)	(32.4)
英国基準金利 ³	0.5	0.5	0.7	2.8	4.0
米国 GDP ²	4.2	3.3	1.9	0.4	(3.4)
米国失業率 ³	3.0	3.5	3.9	5.3	8.5
米国 HPI ⁴	37.1	23.3	3.0	0.5	(19.8)
米国フェデラル・ファンド金利 ³	1.5	1.5	1.7	3.0	3.5
2019年6月30日現在					
英国 GDP ²	4.5	3.1	1.7	0.3	(4.1)
英国失業率 ³	3.4	3.9	4.3	5.7	8.8
英国 HPI ⁴	46.4	32.6	3.2	(0.5)	(32.1)
英国基準金利 ³	0.8	0.8	1.0	2.5	4.0
米国 GDP ²	4.8	3.7	2.1	0.4	(3.3)
米国失業率 ³	3.0	3.4	3.7	5.2	8.4
米国 HPI ⁴	36.9	30.2	4.1	-	(17.4)
米国フェデラル・ファンド金利 ³	2.3	2.3	2.7	3.0	3.5

1 英国GDP=季節調整済実質GDP成長率; 英国失業率=英国失業率(16歳以上); 英国HPI=ハリファックス・オール・ハウジズ、オール・バイヤーズ・インデックス;
米国GDP=季節調整済実質GDP成長率; 米国失業率=米国民間失業率(16歳以上); 米国HPI=FHFA住宅価格指数。2020年度第3四半期以降の20四半期を基
準とした予測期間。

2 上方シナリオでは季節調整済年率換算後の最高年間平均成長率、ベースライン・シナリオでは5年平均、下方シナリオでは季節調整済四半期年率換算後の最
低年間平均成長率。

3 上方シナリオでは最低年間平均; ベースラインでは5年平均; 下方シナリオでは最高年間平均。

4 上方シナリオでは累積上昇率(最低最高間); ベースラインでは5年平均; 下方シナリオでは累積下落率(最高最低間)。

信用リスク

マクロ経済変数(5年平均)¹

	上方 シナリオ ₂ (%)	上方 シナリオ ₁ (%)	ベースライ ン・シナリオ (%)	下方 シナリオ ₁ (%)	下方 シナリオ ₂ (%)
2020年6月30日現在					
英国 GDP	8.9	7.2	5.4	5.2	2.8
英国失業率	4.0	4.3	4.9	6.2	7.2
英国 HPI	7.8	5.0	2.3	(1.4)	(5.5)
英国基準金利	0.4	0.3	0.2	0.1	0.1
米国 GDP	5.9	4.4	3.3	2.7	1.8
米国失業率	4.4	5.1	6.3	8.4	10.9
米国 HPI	5.8	3.9	2.3	(0.5)	(3.1)
米国フェデラル・ファンド金利	0.6	0.5	0.3	0.3	0.3

2019年12月31日現在

英国 GDP	3.2	2.4	1.6	0.8	(0.7)
英国失業率	3.5	3.9	4.2	5.4	7.7
英国 HPI	7.9	5.7	3.1	(1.1)	(6.5)
英国基準金利	0.5	0.5	0.7	2.5	3.7
米国 GDP	3.5	2.8	1.9	1.0	(0.5)
米国失業率	3.1	3.6	3.9	5.0	7.5
米国 HPI	6.5	4.3	3.0	1.3	(3.7)
米国フェデラル・ファンド金利	1.6	1.7	1.7	2.9	3.4

2019年6月30日現在

英国 GDP	3.4	2.6	1.7	0.9	(0.6)
英国失業率	3.7	4.0	4.3	5.1	7.9
英国 HPI	7.9	5.8	3.2	0.9	(6.4)
英国基準金利	0.8	0.8	1.0	2.3	3.7
米国 GDP	3.7	3.0	2.1	1.1	(0.5)
米国失業率	3.1	3.5	3.7	4.7	7.4
米国 HPI	6.5	5.4	4.1	2.4	(2.6)
米国フェデラル・ファンド金利	2.3	2.3	2.7	3.0	3.4

¹ 英国GDP = 季節調整済実質GDP成長率; 英国失業率 = 英国失業率(16歳以上); 英国HPI = ハリファックス・オール・ハウジズ、オール・バイヤーズ・インデックス;
米国GDP = 季節調整済実質GDP成長率; 米国失業率 = 米国民間失業率(16歳以上); 米国HPI = FHFA住宅価格指数。GDPおよびHPIについては、数字は季節調整済四半期年率換算後の平均値。2020年度第3四半期以降の20四半期を基準とした予測期間。

市場リスク

管理 VaR の分析

下表は、リスク要因別の分散ベースの管理 VaR 合計を示しています。管理 VaR 合計にはパークレイズ・バンク・グループ内の CIB および財務活動の全トレーディング・ポジションが含まれており、1 日保有した場合の VaR が計算されています。

各リスク要因 VaR および管理 VaR 合計には上限が適用され、この上限はリスク管理者によりさらに各事業部門に割り振られません。

資産種別管理 VaR (95%)

	2020 年 6 月 30 日に終了した半期			2019 年 12 月 31 日に終了した半期			2019 年 6 月 30 日に終了した半期		
	日次平均 (百万ポンド)	最大 ¹ (百万ポンド)	最小 ¹ (百万ポンド)	日次平均 (百万ポンド)	最大 ¹ (百万ポンド)	最小 ¹ (百万ポンド)	日次平均 (百万ポンド)	最大 ¹ (百万ポンド)	最小 ¹ (百万ポンド)
信用リスク	22	38	10	13	17	11	11	14	8
金利リスク	9	17	6	7	11	5	5	9	3
株式リスク	15	35	6	11	22	5	9	16	5
ベースス・リスク	9	14	7	9	11	7	7	9	6
スプレッド・リスク	5	9	3	4	5	3	4	5	3
為替リスク	4	7	2	3	5	2	3	5	2
コモディティ・リスク	1	1	-	1	2	-	1	1	-
インフレ・リスク	1	2	1	1	2	1	2	3	2
分散効果 ¹	(31)	n/a	n/a	(25)	n/a	n/a	(21)	n/a	n/a
管理 VaR 合計	35	57	17	24	29	18	21	26	16

¹ 分散効果は異なる資産または異なる事業から予想される損失が同時に発生する可能性が低いことを認識しています。このため予想損失総額は各エリアにおける予想損失の合計を下回ります。これらの評価においては損失間の過去の相関性が考慮されています。区分ごとに報告されている最大および最小の VaR 値は、全体として報告されている最大および最小の VaR と必ずしも同日に発生したものではありません。従って、最大および最小の VaR 値にかかる分散効果は意味が無く、上表では省略されています。

平均管理 VaR は、市場のボラティリティが上昇した結果、信用リスクと株式リスクが増加したため、2020 年度上半期において 46% 増の 3,500 万ポンド(2019 年度下半期: 2,400 万ポンド)となりました。

財務および資本リスク

資金調達および流動性

概要

顧客預り金の増加と現在の環境下で慎重な資金調達および流動性ポジションを維持するための行動により、余剰流動性は2,340億ポンドに増加しました(2019年12月:1,690億ポンド)。

流動性管理の目的上、バークレイズ・バンク・ピーエルシーおよびその子会社であり英国のブローカー・ディーラー企業であるバークレイズ・キャピタル・セキュリティーズ・リミテッドは、バークレイズ・バンク・ピーエルシーの DOL サブグループの取り決めに基づき、結合ベースにて PRA に監視されています。

流動性リスク・ストレス・テスト

流動性リスクのストレス評価では、一定の範囲のシナリオにおける潜在的な契約上および偶発的なストレス時の資金流出を測定します。これは次に、ストレスが生じた場合に期待資金流出を満たすのに直ちに利用可能な余剰流動性の規模を決定するのに使用されます。シナリオには、30日間のバークレイズ特有のストレス事象、90日間の市場全体のストレス事象、ならびにバークレイズ特有のストレス事象と市場全体のストレス事象の両方から成る30日間の結合シナリオが含まれます。

CRR(CRR IIによる改正を含む)の流動性カバレッジ比率(LCR)要件では、様々な資金調達源の相対的な安定性とストレス時の潜在的な追加資金需要を考慮したものです。LCRは、30日間にわたる深刻なストレス・シナリオで生き残るために十分な適格流動資産を保有することで、銀行の流動性リスク・プロファイルの短期的な耐性を向上させることを目的としたものです。

2020年6月30日現在、バークレイズ・バンク・ピーエルシーのDOLサブグループは、内部および規制上の要件に対してストレス時の資金流出純額の100%を大幅に上回る適格流動性資産を保有していました。現金および中央預け金、国債ならびにその他の適格証券の間の余剰流動性比率は、バークレイズ・グループに概ね類似しています。

余剰流動性のほとんどがバークレイズ・バンク・ピーエルシーおよびバークレイズ・バンク・アイルランド・ピーエルシーに所在していました。残余余剰流動性の大半は米国子会社に所在し、各事業体固有のストレス時の資金流出および当該国の規制上の要件に対して保有されています。

	2020年 6月30日 現在 (億ポンド)	2019年 12月31日 現在 (億ポンド)
バークレイズ・バンク・グループの余剰流動性	2,340	1,690
	(%)	(%)
バークレイズ・バンク・ピーエルシーのDOLサブグループにおける流動性カバレッジ比率	166	141

財務および資本リスク

資本およびレバレッジ

パークレイズ・バンク・ピーエルシーは現在、単独連結ベースにてPRAの規制を受けています。単独連結ベースのパークレイズ・バンク・ピーエルシーは、PRAの承認を条件として、パークレイズ・バンク・ピーエルシーおよび一部の子会社から構成されます。以下の開示は、単独連結ベースのパークレイズ・バンク・ピーエルシーの主要な資本メトリックスを示しています。詳細については、home.barclays/investor-relations/reports-and-events/latest-financial-resultsで閲覧可能となる2020年8月14日に公表予定のパークレイズ・ピーエルシーの2020年度上半期ピラー3レポートをご参照下さい。

2019年6月27日にCRRを改正したCRR IIが発効しました。改正規制であるため、CRR IIによる改正の対象外についてはCRRの既存の規定が適用されます。CRR IIの一部は、欧州銀行監督機構(EBA)が策定し、欧州委員会が採用し、英国がそのルールを実施する最終的な技術基準に依存します。

2020年6月27日にCRRはさらに改正され、特定のCRR IIの措置の前倒しおよび修正されたIFRS第9号の経過措置の計算方法が公表されました。従来は、2021年6月に実施される予定だった前倒しされた措置は、主に追加的な決済ネットティングを含むCRRレバレッジの計算に関するものであり、リスク調整後資産の計算に関する変更は限定的でした。

IFRS第9号の経過措置ルールに基づくアレンジメントは2年間延長され、新しく修正された計算方法が導入されました。2020年1月1日から2020年および2021年にかけてのステージ1およびステージ2の引当金の増加に対して100%、2022年には75%、2023年には50%、2024年には25%の経過措置が適用され、2025年からは経過措置は適用されません。2018年1月1日から2019年12月31日までの間に、IFRS第9号の「day 1」の影響に係る経過措置の段階的廃止、ならびにステージ1とステージ2の引当金の増加は、修正後の計算では変更されず、引き続き2020年を通じて70%、2021年は50%、2022年は25%の経過措置の適用対象となり、2023年からは経過措置は適用されません。

また、2020年6月30日から2020年12月31日までの自己資本に影響を与えるその他の改訂は、特定の追加的評価調整に適用される分散係数の増加など、健全性評価に関する規制上の計算方法の改訂によるものです。

以下のセクションの開示は、現行のルールおよびガイダンスのパークレイズの解釈を反映しています。

資本比率 ^{1,2,3}	2020年6月30日	2019年12月31日
	現在	現在
CET1	14.3%	13.9%
Tier 1 (T1)	17.8%	18.1%
規制上の自己資本合計	21.0%	22.1%

資本要素	(百万ポンド)	(百万ポンド)
CET1 資本	27,197	22,080
T1 資本	33,781	28,600
規制上の自己資本合計	39,965	34,955

レバレッジ比率 ^{1,4}	(百万ポンド)	(百万ポンド)
CRR レバレッジ比率	4.1%	3.9%
T1 資本	33,781	28,600
CRR レバレッジ・エクスポージャー	817,372	731,715

1 資本、リスク調整後資産、およびレバレッジは、CRR(報告日時点で適用される CRR IIによる改正を含む)の経過措置ルールに基づくアレンジメントを適用して算出されています。これには IFRS 第 9 号の経過措置ルールに基づくアレンジメントならびに CRR および CRR II 非適格資本商品を適用対象外とすることも含まれています。

2 完全施行ベースの CET1 資本比率は 13.8%、CET1 資本は 261 億 1,600 万ポンド、リスク調整後資産は 1,891 億 5,000 万ポンドであり、CRR(報告日時点で適用される CRR IIによる改正を含む)の経過措置ルールに基づくアレンジメントを適用せずに算出されています。

3 パークレイズ・バンク・ピーエルシーの Tier2 コンティンジェント・キャピタル・ノートにおける転換トリガーに対する評価に関連するパークレイズ・ピーエルシーの CET1 資本比率は 14.2%でした。この算出のため、CET1 資本およびリスク調整後資産は IFRS 第 9 号の経過措置ルールに基づくアレンジメントを含む CRR の経過措置ルールに基づくアレンジメントを適用して算出されています。CRD IV の実施に関連する経過措置規定の金融サービス機構(FSA)による 2012 年 10 月の解釈の恩典は 2017 年 12 月に失効しました。

4 単独連結ベースのパークレイズ・バンク・ピーエルシーは CRR レバレッジ比率を開示しており、2020 年 6 月 30 日現在、拘束力のある要件を有していません。CRR II と同様に適格中央銀行債権を除外する英国のレバレッジ・ルールが適用されていたとすると、6 月 30 日のレバレッジ・エクスポージャーは 7,132 億ポンドに減少し、比率は 4.6%に上昇します。CRR II に基づく適格中央銀行債権の除外は、すべての英国の銀行に対する PRA 承認の対象となり、2020 年 6 月 30 日現在、この承認は与えられていません。

取締役の責任に関する声明

取締役(取締役の氏名は以下に記載)は、適切でない場合を除き、継続企業ベースで財務諸表を作成することを要求されます。この継続企業の前提の評価を行うにあたり、取締役は現在および将来の状況に関する情報を検討しました。各々の取締役は、各人が知る限りにおいて、英語原文 19 ページから 24 ページに掲載されている要約連結中間財務書類が欧州連合(EU)の採用した国際会計基準(IAS)第 34 号「期中財務報告」に準拠して作成されており、また、本書の経営陣の中間報告書には、「開示および透明性規則」4.2.7(改正)および 4.2.8(改正)に要求される以下の情報の適正なレビューが含まれていることを認めています。

- 2020 年 6 月 30 日に終了した 6 カ月間において発生した重要な事象の兆候およびそれらが要約連結中間財務書類に及ぼす影響、ならびに当事業年度の残り 6 カ月間における主要なリスクおよび不確実性の記載
- 2020 年 6 月 30 日に終了した 6 カ月間における関連当事者取引のうち、当該期間におけるバークレイズ・バンク・グループの財政状態または業績に重要な影響を及ぼしたすべての取引および直近の英文年次報告書に記載された関連当事者取引に関する変更のうち、2020 年 6 月 30 日に終了した 6 カ月間におけるバークレイズ・バンク・グループの財政状態または業績に重要な影響を及ぼす可能性があったすべての変更

2020 年 7 月 28 日に以下の者が取締役会を代表して署名を行いました。

ジェームズ・E・ステイリー

バークレイズ・バンク・グループ財務担当取締役

スティーブン・ユワート

バークレイズ・バンク・グループ財務担当取締役

バークレイズ・バンク・ピーエルシー取締役会:

会長

ナイジェル・ヒギンズ

業務執行取締役

ジェームズ・E・ステイリー

トゥーシャー・モーザリア

業務執行権のない取締役

マイク・アシュレー

ティム・ブリードン CBE

メアリー・アン・シトリーノ

モハメッド・A・エル・エリアン

ドーン・フィッツパトリック

メアリー・フランシス CBE

ダイアン・シュエネマン

パークレイズ・バンク・ピーエルシーに対する独立監査人のレビュー報告書

結論

私どもは、貴社の委嘱により、2020年6月30日に終了した6カ月間の中間決算報告書に含まれている、以下からなる一連の要約財務書類のレビューを行いました。

- 2020年6月30日に終了した期間における要約連結損益計算書および要約連結包括利益計算書
- 2020年6月30日現在の要約連結貸借対照表
- 同日に終了した期間における要約連結株主資本変動表
- 同日に終了した期間における要約連結キャッシュフロー計算書
- 関連する注記

私どものレビューに基づき、2020年6月30日に終了した6カ月間の中間決算報告書に含まれている一連の要約財務書類が、EUが採用したIAS第34号「期中財務報告」および英国の金融行為監督機構(英国FCA)の「開示および透明性規則」(DTR)に準拠して作成されていないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められませんでした。

レビュー範囲

私どもは、監査実務委員会が英国での使用のために公表した、国際レビュー業務基準(英国およびアイルランド)第2410号「事業体の独立監査人が実施する中間財務情報のレビュー」に準拠してレビューを実施しました。中間財務情報のレビューには、主として財務および会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続およびその他のレビュー手続が適用されます。私どもは、中間決算報告書に含まれるその他の情報を通読し、当該情報に明白な虚偽表示または一連の要約財務書類中の情報との重要な不整合が含まれているかどうかを検討しました。

レビューは国際監査基準(英国)に準拠して実施される監査に比べて相当程度限定された手続であるため、私どもは、監査において識別されると考えられる重要な事項のすべてを認識しているという保証を得ることができません。したがって、私どもは監査意見を表明いたしません。

取締役の責任

中間決算報告書の作成責任は取締役であり、また、取締役により承認されています。取締役は、英国FCAのDTRに準拠して中間決算報告書を作成する責任を有しています。

注記1「作成の基礎」に開示の通り、パークレイズ・バンク・グループの英文年次財務書類は、EUが採用した国際財務報告基準に準拠して作成されています。取締役は、EUが採用したIAS第34号に準拠して中間決算報告書に含まれる一連の要約財務書類の作成責任を負っています。

私どもの責任

私どもの責任は、私どものレビューに基づき、貴社に対して中間決算報告書に含まれている一連の要約財務書類に対する結論を表明することです。

私どものレビュー手続の目的および私どもが責任を負うもの

本報告書は、貴社が英国FCAのDTRの要件を満たすにあたり貴社を支援する私どもの契約条項に従い、貴社のためにのみ作成されています。私どものレビューは、私どもがこの報告書に記載する必要があるこれらの事項を貴社に対して表明するために実施されたものであり、他の目的はありません。法律で認められる限りにおいて、私どもは、私どものレビュー手続、本報告書、または私どもが達した結論について、貴社以外のいかなる者に対しても責任を負うまたは引き受けるものではありません。

ミシェル・ヒンチリフ

ケーピーエムジー エルエルピー(ユーケイ)を代表して

勅許会計士

E14 5GL、ロンドン、カナダ・スクエア 15

2020年7月28日

要約連結財務書類

要約連結損益計算書(未監査)

	注記 ¹	2020年 6月30日に 終了した半期 (百万ポンド)	2019年 6月30日に 終了した半期 (百万ポンド)
受取利息等		3,173	3,938
支払利息等		(1,502)	(2,117)
利息収入純額		1,671	1,821
受取手数料		3,818	3,790
支払手数料		(939)	(961)
手数料収入純額	3	2,879	2,829
トレーディング収益純額		4,225	2,093
投資収益純額		(146)	337
その他の収益		8	42
収益合計		8,637	7,122
信用に係る減損費用		(2,674)	(510)
営業収益純額		5,963	6,612
人件費		(2,191)	(2,354)
インフラおよび一般管理費		(2,357)	(2,488)
訴訟および特定行為		(19)	(68)
営業費用		(4,567)	(4,910)
関連会社および合併企業の税引後損益に対する持分		1	13
子会社、関連会社および合併企業の売却益		126	10
税引前利益		1,523	1,725
税金	4	(230)	(260)
税引後利益		1,293	1,465
以下に帰属するもの:			
親会社の株主		960	1,171
その他の持分商品保有者		333	294
税引後利益		1,293	1,465

¹ 財務書類に対する注記は英語原文の25ページから44ページをご参照ください。

要約連結財務書類

要約連結包括利益計算書(未監査)

	注記 ¹	2020年 6月30日に 終了した半期 (百万ポンド)	2019年 6月30日に 終了した半期 (百万ポンド)
税引後利益		1,293	1,465
損益に振替えられる可能性のあるその他の包括利益/(損失)²			
為替換算再評価差額	12	1,386	232
その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融商品の再評価差額	12	137	359
キャッシュフロー・ヘッジ再評価差額	12	1,065	612
その他		(6)	-
利益に振替えられる可能性のあるその他の包括利益		2,582	1,203
損益に振替えられないその他の包括利益/(損失)			
退職給付の再測定	9	645	(140)
当グループ自身の信用度に関連する損益	12	496	44
損益に振替えられないその他の包括利益/(損失)		1,141	(96)
当期その他の包括利益		3,723	1,107
当期包括利益合計		5,016	2,572

1 財務書類に対する注記は英語原文の25ページから44ページをご参照ください。

2 税引後の金額で報告されています。

要約連結財務書類

要約連結貸借対照表(未監査)

資産	注記 ¹	2020年	2019年
		6月30日現在 (百万ポンド)	12月31日現在 (百万ポンド)
現金および中央銀行預け金		155,792	125,940
現金担保および決済残高		130,873	79,486
貸付金(償却原価ベース)		150,203	141,636
リバース・レボ取引およびその他類似の担保付貸付		19,811	1,731
トレーディング・ポートフォリオ資産		109,461	113,337
損益計算書を通じて公正価値で測定する金融資産		155,540	129,470
デリバティブ		307,650	229,641
その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産		55,161	45,406
関連会社および合併企業に対する投資		30	295
のれんおよび無形資産		1,250	1,212
有形固定資産		1,654	1,631
未収還付税		984	898
繰延税金資産	4	2,639	2,460
退職給付資産	9	2,848	2,108
その他の資産		2,062	1,421
資産合計		1,095,958	876,672
負債			
預り金(償却原価ベース)		245,737	213,881
現金担保および決済残高		113,341	67,682
レボ取引およびその他類似の担保付借入		4,033	2,032
発行債券		50,496	33,536
劣後負債	7	36,965	33,425
トレーディング・ポートフォリオ負債		50,378	35,212
公正価値で測定すると指定された金融負債		222,142	204,446
デリバティブ		307,989	228,940
未払税金		310	320
繰延税金負債	4	1,084	80
退職給付債務	9	319	313
その他の負債		5,385	5,239
引当金	8	1,085	951
負債合計		1,039,264	826,057
株主資本			
払込済株式資本および株式払込剰余金	10	2,348	2,348
その他の持分商品	11	8,323	8,323
その他の剰余金	12	6,319	3,235
利益剰余金		39,704	36,709
株主資本合計		56,694	50,615
負債および株主資本合計		1,095,958	876,672

¹ 財務書類に対する注記は英語原文の25ページから44ページをご参照ください。

要約連結財務書類

要約連結株主資本変動表(未監査)

	払込済株式 資本および株式 払込剰余金 ¹ (百万ポンド)	その他の 持分商品 ¹ (百万ポンド)	その他の 剰余金 ¹ (百万ポンド)	利益剰余金 (百万ポンド)	合計 (百万ポンド)
2020年6月30日に終了した半期					
2020年1月1日現在残高	2,348	8,323	3,235	36,709	50,615
税引後利益	-	333	-	960	1,293
為替換算の変動	-	-	1,386	-	1,386
その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融商品の再評価差額	-	-	137	-	137
キャッシュフロー・ヘッジ	-	-	1,065	-	1,065
退職給付の再測定	-	-	-	645	645
当グループ自身の信用度に関連する剰余金	-	-	496	-	496
その他	-	-	-	(6)	(6)
当期包括利益合計	-	333	3,084	1,599	5,016
その他の持分商品に係るクーポン支払額	-	(333)	-	-	(333)
持分決済型株式制度	-	-	-	475	475
持分決済型株式制度に基づくパークレイズ・ピーエルシー株式の権利確定	-	-	-	(289)	(289)
配当金支払額	-	-	-	(263)	(263)
配当金支払額 - 優先株式	-	-	-	(28)	(28)
パークレイズ・ピーエルシーからの資本拠出	-	-	-	1,500	1,500
その他の変動	-	-	-	1	1
2020年6月30日現在残高	2,348	8,323	6,319	39,704	56,694
2019年12月31日に終了した半期					
2019年7月1日現在残高	2,348	9,402	4,608	36,252	52,610
税引後利益	-	366	-	949	1,315
為替換算の変動	-	-	(776)	-	(776)
その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融商品の再評価差額	-	-	(200)	-	(200)
キャッシュフロー・ヘッジ	-	-	(101)	-	(101)
退職給付の再測定	-	-	-	(54)	(54)
当グループ自身の信用度に関連する剰余金	-	-	(296)	-	(296)
その他	-	-	-	16	16
当期包括利益合計	-	366	(1,373)	911	(96)
その他の持分商品の発行および交換	-	(1,079)	-	(395)	(1,474)
その他の持分商品に係るクーポン支払額	-	(366)	-	-	(366)
持分決済型株式制度	-	-	-	194	194
持分決済型株式制度に基づくパークレイズ・ピーエルシー株式の権利確定	-	-	-	(9)	(9)
配当金支払額	-	-	-	(233)	(233)
配当金支払額 - 優先株式	-	-	-	(14)	(14)
その他の変動	-	-	-	3	3
2019年12月31日現在残高	2,348	8,323	3,235	36,709	50,615

¹ 株式資本、その他の持分商品およびその他の剰余金の詳細は英語原文の25ページから44ページに記載されています。

要約連結財務書類

要約連結株主資本変動表(未監査)

2019年6月30日に終了した半期	払込済株式 資本および				合計	非支配持分	株主資本 合計
	株式払込 剰余金 ¹	その他の 持分商品 ¹	その他の 剰余金 ¹	利益 剰余金			
	(百万ポンド)	(百万ポンド)	(百万ポンド)	(百万ポンド)	(百万ポンド)	(百万ポンド)	(百万ポンド)
2019年1月1日現在残高	2,348	7,595	3,361	34,405	47,709	2	47,711
税引後利益	-	294	-	1,171	1,465	-	1,465
為替換算の変動	-	-	232	-	232	-	232
その他の包括利益を通じて公正価値で測定する 金融商品の再評価差額	-	-	359	-	359	-	359
キャッシュフロー・ヘッジ	-	-	612	-	612	-	612
退職給付の再測定	-	-	-	(140)	(140)	-	(140)
当グループ自身の信用度に関連する剰余金	-	-	44	-	44	-	44
当期包括利益合計	-	294	1,247	1,031	2,572	-	2,572
その他の持分商品の発行または交換	-	1,807	-	(11)	1,796	-	1,796
その他の持分商品に係るクーポン支払額	-	(294)	-	-	(294)	-	(294)
持分決済型株式制度	-	-	-	198	198	-	198
持分決済型株式制度に基づくパークレイズ・ピー エルシー株式の権利確定	-	-	-	(340)	(340)	-	(340)
配当金支払額 - 優先株式	-	-	-	(27)	(27)	-	(27)
パークレイズ・ピーエルシーからの資本拠出	-	-	-	995	995	-	995
その他の変動	-	-	-	1	1	(2)	(1)
2019年6月30日現在残高	2,348	9,402	4,608	36,252	52,610	-	52,610

¹ 株式資本、その他の持分商品およびその他の剰余金の詳細は英語原文の25ページから44ページに記載されています。

要約連結財務書類

要約連結キャッシュフロー計算書(未監査)

	2020年 6月30日に 終了した半期 (百万ポンド)	2019年 6月30日に 終了した半期 (百万ポンド)
税引前利益	1,523	1,725
非現金項目の調整	301	314
貸付金(償却原価ベース)の純増加	(11,096)	(6,368)
預り金(償却原価ベース)の純増加	32,357	15,553
発行債券の純増加	16,960	3,188
その他の営業資産および負債の変動	4,825	(16,727)
法人税等支払額	(270)	(260)
営業活動からのキャッシュ純額	44,600	(2,575)
投資活動からのキャッシュ純額	(7,022)	(9,094)
財務活動からのキャッシュ純額	653	2,552
現金および現金同等物に係る為替レートの影響	7,813	652
現金および現金同等物の純増加/(減少)	46,044	(8,465)
現金および現金同等物 期首残高	156,016	167,357
現金および現金同等物 期末残高	202,060	158,892

財務書類に対する注記

1. 作成の基礎

2020年6月30日に終了した6か月間のこれらの要約連結中間財務書類は、英国の金融行為監督機構(FCA)の「開示および透明性規則」(DTR)および国際会計基準審議会(IASB)が公表し欧州連合(EU)が採用したIAS第34号「期中財務報告」に準拠して作成されています。要約連結中間財務書類は、IASBが公表しEUが採用したIFRSに準拠して作成された2019年12月31日終了事業年度の年次財務書類と合わせて読むべきです。

これらの要約連結中間財務書類で使用した会計方針および計算方法は、バークレイズ・バンク・ピーエルシーの2019年度の英文年次報告書で使用したものと同じです。

1. 継続事業の前提

取締役は、バークレイズ・バンク・グループおよび親会社が予測可能な将来において事業を継続するための資源を有していると確信しているため、財務書類は継続企業の前提に基づいて作成されています。この評価を行うにあたり、取締役会は、収益性、自己資本要件および資本資源に係る将来の予測を含む、現在および将来の状況に関する幅広い情報を検討しました。

2. その他の開示

英語原文6ページから13ページの「信用リスクの開示」は、中間財務書類の一部を構成しています。

財務書類に対する注記

2. セグメント別報告

事業部門別業績の内訳

	コーポレート・アンド・ インベストメント・ バンク (百万ポンド)	コンシューマー、 カードおよび決済 事業 (百万ポンド)	本社 (百万ポンド)	パークレイズ・ バンク・ グループ (百万ポンド)
2020年6月30日に終了した半期				
収益合計	6,973	1,742	(78)	8,637
信用に係る減損費用	(1,320)	(1,299)	(55)	(2,674)
営業収益／(費用)純額	5,653	443	(133)	5,963
営業費用	(3,458)	(1,053)	(37)	(4,548)
訴訟および特定行為	(4)	(8)	(7)	(19)
営業費用合計	(3,462)	(1,061)	(44)	(4,567)
その他の収益／(費用)純額 ¹	12	115	-	127
税引前利益／(損失)	2,203	(503)	(177)	1,523
2020年6月30日現在				
資産合計	10,171	660	129	10,960
2019年6月30日に終了した半期				
収益合計	5,149	2,193	(220)	7,122
信用に係る減損費用	(96)	(396)	(18)	(510)
営業収益／(費用)純額	5,053	1,797	(238)	6,612
営業費用	(3,589)	(1,207)	(45)	(4,841)
訴訟および特定行為	(26)	(4)	(39)	(69)
営業費用合計	(3,615)	(1,211)	(84)	(4,910)
その他の収益／(費用)純額 ¹	15	16	(8)	23
税引前利益／(損失)	1,453	602	(330)	1,725
2019年12月31日現在				
資産合計	7,996	657	114	8,767

¹ その他の収益／(費用)純額は、関連会社および合弁企業の税引後損益に対する持分、子会社、関連会社および合弁企業の売却益(損)、ならびに買収による利益を表します。

収益の地域別内訳¹

	2020年 6月30日に 終了した半期 (百万ポンド)	2019年 6月30日に 終了した半期 (百万ポンド)
英国	2,835	2,089
欧州	1,240	783
米州	3,872	3,680
アフリカおよび中東	23	41
アジア	667	529
合計	8,637	7,122

¹ 地域別の分析は、過年度においては取引相手の拠点に基づいていましたが、現在は取引が計上された事業所の所在地に基づいています。このアプローチは2019年度末に変更され、構造改革を受けて、事業の地域別の観点との整合性を高めるものです。過年度の比較数値は修正再表示されています。

財務書類に対する注記

3. 手数料収入純額

手数料収入の内訳は以下の通りであり、IFRS 第 15 号「顧客との契約から生じる収益」の適用範囲に含まれる手数料の合計を含んでいます。

2020年6月30日に終了した半期	コーポレート・アンド・ インベストメント・ バンク (百万ポンド)	コンシューマー、 カードおよび決済 事業 (百万ポンド)	本社 (百万ポンド)	合計 (百万ポンド)
手数料の種類				
トランザクション	177	968	-	1,145
アドバイザー	260	46	-	306
仲介および実行	654	31	-	685
株式引受および組成	1,468	-	-	1,468
その他	35	100	19	154
顧客との契約から生じる収益合計	2,594	1,145	19	3,758
契約以外の手数料から生じるその他の収益	57	3	-	60
受取手数料	2,651	1,148	19	3,818
支払手数料	(441)	(497)	(1)	(939)
手数料収入純額	2,210	651	18	2,879

2019年6月30日に終了した半期	コーポレート・アンド・ インベストメント・ バンク (百万ポンド)	コンシューマー、 カードおよび決済 事業 (百万ポンド)	本社 (百万ポンド)	合計 (百万ポンド)
手数料の種類				
トランザクション	185	1,168	-	1,353
アドバイザー	364	41	-	405
仲介および実行	512	24	-	536
株式引受および組成	1,240	-	-	1,240
その他	62	124	16	202
顧客との契約から生じる収益合計	2,363	1,357	16	3,736
契約以外の手数料から生じるその他の収益	54	-	-	54
受取手数料	2,417	1,357	16	3,790
支払手数料	(350)	(611)	-	(961)
手数料収入純額	2,067	746	16	2,829

トランザクションに係る手数料は、預金口座のサービス料、現金管理サービスおよびトランザクション処理にかかる手数料です。これには、クレジットカードおよび銀行カードの使用により発生するインターチェンジ・フィーおよび加盟店手数料の受取が含まれます。

アドバイザーに係る手数料は、アセット・マネジメント・サービスおよび合併、買収および財務再編に関連するアドバイザー・サービスにより発生します。

仲介および実行に係る手数料は、取引所や店頭市場における顧客取引の実行、ならびに取引決済時における顧客支援により稼得されます。

株式引受および組成に係る手数料は、顧客の持分証券や債券の販売、ならびにローン・シンジケーションのアレンジメントおよび管理により稼得されます。この手数料には、ローンによる資金調達の提供に係るコミットメント・フィーが含まれます。

財務書類に対する注記

4. 税金

2020 年度上半期の税金は 2 億 3,000 万ポンド(2019 年度上半期: 2 億 6,000 万ポンド)であり、実効税率は 15.1%(2019 年度上半期:15.1%)でした。

	2020 年 6 月 30 日現在 (百万ポンド)	2019 年 6 月 30 日現在 (百万ポンド)
繰延税金資産および負債		
米国	2,168	2,052
その他の地域	471	408
繰延税金資産	2,639	2,460
繰延税金負債 - 英国	(1,084)	(80)
繰延税金資産の内訳		
一時差異	2,184	1,937
税務上の欠損金	455	523
繰延税金資産	2,639	2,460

5. 普通株式配当金

	2020 年 6 月 30 日に 終了した半期 (百万ポンド)	2019 年 6 月 30 日に 終了した半期 (百万ポンド)
当期の配当金支払額		
普通株式	263	-
優先株式	28	27
合計	291	27

2020 年 3 月 25 日にバークレイズ・バンク・ピーエルシーは親会社であるバークレイズ・ピーエルシーに 2 億 6,300 万ポンドの配当支払を実施しました。これは、COVID-19 のパンデミックによる非常事態に対応するために PRA が 2020 年 3 月 31 日にバークレイズに対し、顧客およびクライアントにサービスを提供するために資本を維持すべきであると通達する以前の事象です。この通達への対応の一環として、バークレイズ・ピーエルシーは、2020 年度上半期においてバークレイズ・バンク・ピーエルシーに対し 15 億ポンドに及ぶ追加資本を提供しています。

財務書類に対する注記

6. 金融商品の公正価値

このセクションは、適用された会計方針、公正価値の算定に用いられた評価方法、評価の監視を管理する評価統制の枠組みに関する詳細が記載されている、バークレイズ・バンク・ピーエルシーの 2019 年度の英文年次報告書の注記 16「金融商品の公正価値」および本書英語原文 25 ページの注記 1「作成の基礎」とあわせて読むべきです。適用された会計方針または用いられた評価方法に変更はありませんでした。

評価

以下の表は、バークレイズ・バンク・グループの公正価値で保有する資産および負債を評価技法（公正価値ヒエラルキー）および貸借対照表上の分類別に表示したものです。

	評価技法に使用			合計 (百万ポンド)
	取引相場価格 (レベル1) (百万ポンド)	観察可能 インプット (レベル2) (百万ポンド)	重要な 観察不能 インプット (レベル3) (百万ポンド)	
2020 年 6 月 30 日現在				
トレーディング・ポートフォリオ資産	49,106	57,277	3,078	109,461
損益計算書を通じて公正価値で測定する金融資産	1,824	148,894	4,822	155,540
デリバティブ	8,761	291,142	7,747	307,650
その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産	13,172	41,642	347	55,161
投資不動産	-	-	10	10
資産合計	72,863	538,955	16,004	627,822
トレーディング・ポートフォリオ負債	(31,333)	(19,045)	-	(50,378)
公正価値で測定すると指定された金融負債	(123)	(221,664)	(355)	(222,142)
デリバティブ	(8,445)	(290,612)	(8,932)	(307,989)
負債合計	(39,901)	(531,321)	(9,287)	(580,509)
2019 年 12 月 31 日現在				
トレーディング・ポートフォリオ資産	59,968	51,105	2,264	113,337
損益計算書を通じて公正価値で測定する金融資産	10,300	115,008	4,162	129,470
デリバティブ	5,439	221,048	3,154	229,641
その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産	11,577	33,400	429	45,406
投資不動産	-	-	13	13
資産合計	87,284	420,561	10,022	517,867
トレーディング・ポートフォリオ負債	(19,645)	(15,567)	-	(35,212)
公正価値で測定すると指定された金融負債	(82)	(204,021)	(343)	(204,446)
デリバティブ	(5,305)	(219,646)	(3,989)	(228,940)
負債合計	(25,032)	(439,234)	(4,332)	(468,598)

財務書類に対する注記

以下の表は、バークレイズ・バンク・グループの公正価値で保有するレベル 3 の資産および負債を商品タイプ別に表示したものです。

	2020 年 6 月 30 日現在		2019 年 12 月 31 日現在	
	資産 (百万ポンド)	負債 (百万ポンド)	資産 (百万ポンド)	負債 (百万ポンド)
金利デリバティブ	4,152	(3,772)	605	(812)
為替デリバティブ	655	(588)	291	(298)
クレジット・デリバティブ	193	(456)	539	(342)
エクイティ・デリバティブ	2,730	(4,099)	1,710	(2,528)
コモディティ・デリバティブ	17	(17)	9	(9)
社債	516	-	521	-
リバース・レポ取引およびレポ取引	-	(176)	-	(167)
非アセット・バック・ローン	4,827	-	3,280	-
資産担保証券	740	-	756	-
エクイティ現物商品	1,145	-	1,228	-
プライベート・エクイティ投資	126	-	112	-
その他 ¹	903	(179)	971	(176)
合計	16,004	(9,287)	10,022	(4,332)

¹ その他には、商業不動産ローン、ファンドおよびファンドリンク型商品、アセット・バック・ローン、発行債券、コマーシャル・ペーパー、政府保証債ならびに投資不動産が含まれています。

レベル 1 とレベル 2 の間での資産および負債の組替

当期において、レベル 1 とレベル 2 の間での重要な振替はありません(2019 年 12 月に終了した期間:レベル 1 とレベル 2 の間での重要な振替はありません)。

レベル 3 の変動分析

以下の表は、当期におけるレベル 3 の資産および負債の残高の変動を要約したものです。この表は利益および損失を示しており、当期においてレベル 3 へ、またレベル 3 から振替られた、すべての公正価値で保有する資産および負債の金額を含んでいます。振替は当年度期首に実施したものと反映しています。

レベル 2 とレベル 3 の間の資産および負債の移動は、主に i) インプットに関連する観察可能な市場取引の増加もしくは減少、または ii) 観察不能なインプットの重要性の変化に起因しており、観察不能なインプットが重要とみなされる場合、当該資産および負債はレベル 3 に分類されます。

財務書類に対する注記

レベル3の変動分析

	2020年 1月1日 現在 (百万 ポンド)	購入 (百万 ポンド)	売却 (百万 ポンド)	発行 (百万 ポンド)	決済 (百万 ポンド)	損益計算書に認識 された当期利益 および損失合計		その他の 包括利益 に認識され た利益およ び損失 合計 (百万 ポンド)	振替		2020年 6月30 日現在 (百万 ポンド)
						トレーディ ング収益 (百万 ポンド)	その他 の収益 (百万 ポンド)		レベル3 へ (百万 ポンド)	レベル3 から (百万 ポンド)	
社債	120	25	-	-	-	(26)	-	-	4	(17)	106
非アセット・バック・ローン	974	1,927	(740)	-	(4)	(111)	-	-	97	(320)	1,823
資産担保証券	656	249	(224)	-	(76)	(12)	-	-	41	(11)	623
エクイティ現物商品	392	2	(4)	-	-	(67)	-	-	28	(4)	347
その他	122	47	-	-	-	2	-	-	8	-	179
トレーディング・ポートフォリオ資産	2,264	2,250	(968)	-	(80)	(214)	-	-	178	(352)	3,078
非アセット・バック・ローン	1,964	1,050	(270)	-	(112)	110	-	-	-	-	2,742
エクイティ現物商品	835	14	-	-	-	(22)	(29)	-	-	-	798
プライベート・エクイティ投資	113	1	(2)	-	-	2	4	-	20	(12)	126
その他	1,250	1,865	(2,017)	-	(13)	(8)	55	-	24	-	1,156
損益計算書を通じて公正価値で 測定する金融資産	4,162	2,930	(2,289)	-	(125)	82	30	-	44	(12)	4,822
非アセット・バック・ローン	343	79	-	-	(157)	-	-	(3)	-	-	262
資産担保証券	86	-	(1)	-	-	1	-	(1)	-	-	85
その他の包括利益を通じて公正 価値で測定する金融資産	429	79	(1)	-	(157)	1	-	(4)	-	-	347
投資不動産	13	-	(1)	-	-	-	(2)	-	2	(2)	10
トレーディング・ポートフォリオ負債	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
発行債券	(146)	-	-	(3)	-	-	-	-	(22)	14	(157)
その他	(197)	-	-	-	-	(12)	(1)	-	-	12	(198)
公正価値で測定すると指定された 金融負債	(343)	-	-	(3)	-	(12)	(1)	-	(22)	26	(355)
金利デリバティブ	(206)	17	-	-	10	268	1	-	300	(10)	380
為替デリバティブ	(7)	-	-	-	(12)	89	-	-	5	(8)	67
クレジット・デリバティブ	198	(258)	11	-	(376)	151	1	-	2	8	(263)
エクイティ・デリバティブ	(820)	(447)	(1)	-	17	(90)	-	-	(5)	(23)	(1,369)
コモディティ・デリバティブ	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
デリバティブ純額¹	(835)	(688)	10	-	(361)	418	2	-	302	(33)	(1,185)
合計	5,690	4,571	(3,249)	(3)	(723)	275	29	(4)	504	(373)	6,717

1 デリバティブは純額ベースで表示されています。総額ベースのデリバティブ金融資産は77億4,700万ポンドであり、同デリバティブ金融負債は89億3,200万ポンドでした。

財務書類に対する注記

レベル3の変動分析

	2019年 1月1日 現在 (百万 ポンド)	購入 (百万 ポンド)	売却 (百万 ポンド)	発行 (百万 ポンド)	決済 (百万 ポンド)	損益計算書に認識さ れた当期利益および 損失合計		振替		2019年 6月30日 現在 (百万 ポンド)
						トレーディ ング収益 (百万 ポンド)	その他の 収益 (百万 ポンド)	レベル3 へ (百万 ポンド)	レベル3 から (百万 ポンド)	
政府および政府保証債	14	2	-	-	-	-	-	-	(14)	2
社債	388	70	(24)	-	(31)	14	-	32	(74)	375
非アセット・バック・ローン	2,263	1,235	(1,260)	-	(19)	12	-	19	(90)	2,160
資産担保証券	664	81	(127)	-	-	5	-	16	(29)	610
エクイティ現物商品	136	48	(13)	-	-	(2)	-	116	(20)	265
その他	148	-	-	-	(1)	(10)	-	-	(1)	136
トレーディング・ポートフォリオ資産	3,613	1,436	(1,424)	-	(51)	19	-	183	(228)	3,548
非アセット・バック・ローン	1,836	2	-	-	(132)	70	-	-	(1)	1,775
エクイティ現物商品	559	9	-	-	(10)	4	178	-	-	740
プライベート・エクイティ投資	191	4	(3)	-	(1)	-	(6)	-	-	185
その他	2,064	2,334	(2,619)	-	(2)	17	9	24	(840)	987
損益計算書を通じて公正価値で 測定する金融資産	4,650	2,349	(2,622)	-	(145)	91	181	24	(841)	3,687
非アセット・バック・ローン	353	48	-	-	(55)	-	-	-	(218)	128
資産担保証券	-	40	-	-	-	-	-	-	-	40
エクイティ現物商品	2	-	-	-	-	-	-	-	-	2
その他の包括利益を通じて公正 価値で測定する金融資産	355	88	-	-	(55)	-	-	-	(218)	170
投資不動産	9	-	-	-	-	-	(1)	-	-	8
トレーディング・ポートフォリオ負債	(3)	-	-	-	-	2	-	(5)	-	(6)
譲渡性預金証書、コマーシャル・ ペーパーおよびその他の短期金 融商品	(10)	-	-	-	1	-	(1)	(11)	-	(21)
発行債券	(251)	-	-	(16)	1	5	-	(3)	1	(263)
公正価値で測定すると指定された 金融負債	(261)	-	-	(16)	2	5	(1)	(14)	1	(284)
金利デリバティブ	22	(3)	-	-	76	116	-	(107)	145	249
為替デリバティブ	7	-	-	-	(12)	(41)	-	(51)	17	(80)
クレジット・デリバティブ	1,050	(63)	4	-	(3)	86	-	2	3	1,079
エクイティ・デリバティブ	(607)	(122)	(5)	-	23	89	-	(16)	292	(346)
コモディティ・デリバティブ	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
デリバティブ純額¹	472	(188)	(1)	-	84	250	-	(172)	457	902
合計	8,835	3,685	(4,047)	(16)	(165)	367	179	16	(829)	8,025

1 デリバティブは純額ベースで表示されています。総額ベースのデリバティブ金融資産は57億100万ポンドであり、同デリバティブ金融負債は47億9,900万ポンドでした。

財務書類に対する注記

レベル3の金融資産および金融負債に係る未実現利益および損失

以下の表は、期末現在で保有されるレベル3の金融資産および負債から生じ、当期において認識された未実現利益および損失を開示しています。

	2020年6月30日に終了した半期				2019年6月30日に終了した半期			
	損益計算書			合計 (百万 ポンド)	損益計算書			合計 (百万 ポンド)
	トレーディング 収益 (百万 ポンド)	その他の 収益 (百万 ポンド)	その他の 包括利益 (百万 ポンド)		トレーディング 収益 (百万 ポンド)	その他の 収益 (百万 ポンド)	その他の 包括利益 (百万 ポンド)	
トレーディング・ポートフォリオ資産	(177)	-	-	(177)	21	-	-	21
損益計算書を通じて公正価値で測定する金融資産	126	(24)	-	102	75	178	-	253
その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産	-	-	(2)	(2)	-	-	-	-
投資不動産	-	(2)	-	(2)	-	(1)	-	(1)
トレーディング・ポートフォリオ負債	-	-	-	-	2	-	-	2
公正価値で測定すると指定された金融負債	(16)	(1)	-	(17)	6	-	-	6
デリバティブ純額	248	-	-	248	212	-	-	212
合計	181	(27)	(2)	152	316	177	-	493

評価技法および感応度分析

感応度分析は、合理的に可能な様々な代替評価を行うために、重要な観察不能インプットを有する(レベル3)商品に対して実施されます。適用される感応度分析の手法では、使用した評価技法の性質、また、観察可能な比較対象および過去のデータの入手可能性および信頼性ならびに代替モデルの使用による影響を考慮しています。

観察不能インプットを用いた評価の感応度分析

	2020年6月30日現在				2019年12月31日現在			
	有利な変動		不利な変動		有利な変動		不利な変動	
	損益計算書 (百万 ポンド)	株主資本 (百万 ポンド)	損益計算書 (百万 ポンド)	株主資本 (百万 ポンド)	損益計算書 (百万 ポンド)	株主資本 (百万 ポンド)	損益計算書 (百万 ポンド)	株主資本 (百万 ポンド)
金利デリバティブ	138	-	(256)	-	44	-	(127)	-
為替デリバティブ	7	-	(11)	-	5	-	(7)	-
クレジット・デリバティブ	127	-	(109)	-	73	-	(47)	-
エクイティ・デリバティブ	151	-	(158)	-	114	-	(119)	-
コモディティ・デリバティブ	-	-	-	-	-	-	-	-
社債	23	-	(23)	-	11	-	(16)	-
非アセット・バック・ローン	159	4	(322)	(4)	125	8	(228)	(8)
エクイティ現物商品	164	-	(206)	-	123	-	(175)	-
プライベート・エクイティ投資	18	-	(19)	-	16	-	(25)	-
その他 ¹	2	-	(2)	-	1	-	(1)	-
合計	789	4	(1,106)	(4)	512	8	(745)	(8)

¹ その他には、商業不動産ローン、ファンドおよびファンドリンク型商品、アセット・バック・ローン、発行債券、コマーシャル・ペーパー、政府保証債ならびに投資不動産が含まれています。

代替モデルを用いる影響を考慮して、合理的に可能な様々な代替方法について観察不能インプットにストレスを負荷した影響は、最大7億9,300万ポンド(2019年12月:5億2,000万ポンド)の公正価値の増加または最大11億1,000万ポンド(2019年12月:7億5,300万ポンド)の公正価値の減少をもたらす、実質的にすべての潜在的な影響は剰余金ではなく損益に及ぶこととなります。

財務書類に対する注記

重要な観察不能インプット

公正価値で認識され、レベル 3 に分類される資産および負債についての評価技法および重要な観察不能インプットは、パークレイズ・バンク・ピーエルシーの 2019 年度の英文年次報告書の注記 16「金融商品の公正価値」と一致しています。パークレイズ・バンク・ピーエルシーの 2019 年度の英文年次報告書の注記 16「金融商品の公正価値」には、重要な観察不能インプット、ならびに重要な観察不能インプットの増加に対する、レベル 3 の資産または負債に分類される金融商品の公正価値測定の感応度についても記載されています。

公正価値の調整

貸借対照表上の主要な評価調整は以下の通りです。

	2020 年 6 月 30 日 現在 (百万ポンド)	2019 年 12 月 31 日 現在 (百万ポンド)
市場のビッド・オファーの спреッドによる出口価格調整	(564)	(420)
担保が付されていないデリバティブによる資金調達	(181)	(57)
デリバティブ信用評価調整	(378)	(135)
デリバティブ自己信用評価調整	148	155

- 市場のビッド・オファーの спреッドにより導き出された出口価格調整は、市場のビッド・オファーの спреッドの変動により 1 億 4,400 万ポンド増加して 5 億 6,400 万ポンドになりました。
- 担保が付されていないデリバティブによる資金調達は、資金調達 спреッドインプットの拡大と手法の更新により、1 億 2,400 万ポンド増加し、1 億 8,100 万ポンドとなりました。
- デリバティブ信用評価調整は、取引相手の信用 спреッドインプットの拡大を受けて 2 億 4,300 万ポンド増加し、3 億 7,800 万ポンドとなりました。
- デリバティブ自己信用評価調整は、パークレイズ・バンク・ピーエルシーのクレジット・spreッドインプットの拡大と手法の更新により、700 万ポンド減少し、1 億 4,800 万ポンドとなりました。

ポートフォリオの適用除外

パークレイズ・バンク・グループは、金融資産および金融負債グループの公正価値の測定に、IFRS 第 13 号「公正価値測定」のポートフォリオの適用除外を利用しています。金融商品は、現在の市況において、貸借対照表日現在の市場参加者間の秩序ある取引において、特定のリスク・エクスポージャーについての正味ロング・ポジション(すなわち資産)の売却、または特定のリスク・エクスポージャーについての正味ショート・ポジション(すなわち負債)の移転に対して受取ると考えられる価格を用いて測定されます。このためパークレイズ・バンク・グループは、市場参加者が測定日現在の正味リスク・エクスポージャーの価格を決定する方法と整合した方法で、金融資産および金融負債グループの公正価値を測定しています。

観察不能インプットを用いた評価モデルの使用の結果生じる未認識利益

取引価格(当初認識時の公正価値)と、当初認識時に観察不能なインプットを用いる評価モデルが使用された場合に発生していたと考えられる金額との差額に関して収益にまだ認識されていない金額から、その後認識された金額を控除した額は、公正価値で測定する金融商品について 1 億 100 万ポンド(2019 年 12 月:1 億ポンド)、償却原価で計上される金融商品については 3,100 万ポンド(2019 年 12 月:3,100 万ポンド)でした。公正価値で測定する金融商品については 1,100 万ポンド(2019 年 12 月:4,000 万ポンド)の増加と 1,000 万ポンド(2019 年 12 月:6,700 万ポンド)の償却および戻入があり、償却原価で計上される金融商品については 100 万ポンド(2019 年 12 月:200 万ポンド)の増加と 100 万ポンド(2019 年 12 月:200 万ポンド)の償却および戻入があります。

第三者による信用補完

パークレイズ・バンク・グループが発行したストラクチャードおよびブローカード譲渡性預金証書は、預金者 1 人当たり 250,000 米ドルを上限に、米国の連邦預金保険公社(FDIC)による保険が掛けられています。FDIC はパークレイズ・バンク・グループおよびその他の銀行が支払う預金保険の保険料から資金を得ています。IFRS 第 9 号の公正価値オプションに基づき公正価値で測定すると指定されたこれらの発行済譲渡性預金の帳簿価額には、この第三者による信用補完が含まれています。これらのブローカード譲渡性預金証書の貸借対照表上の価額は、31 億 6,200 万ポンド(2019 年 12 月:32 億 1,800 万ポンド)でした。

財務書類に対する注記

公正価値で保有されない資産および負債の帳簿価額と公正価値の比較

償却原価で測定される金融資産および負債の公正価値の計算に用いた評価技法は、バークレイズ・バンク・ピーエルシーの2019年度の英文年次報告書の開示と一致しています。

以下の表は、バークレイズ・バンク・グループの貸借対照表において償却原価で測定される金融資産および金融負債の公正価値をまとめたものです。

	2020年6月30日現在		2019年12月31日現在	
	帳簿価額 (百万ポンド)	公正価値 (百万ポンド)	帳簿価額 (百万ポンド)	公正価値 (百万ポンド)
金融資産				
貸付金(償却原価ベース)	150,203	149,511	141,636	141,251
リバース・レポ取引およびその他類似の担保付貸付	19,811	19,811	1,731	1,731
金融負債				
預り金(償却原価ベース)	(245,737)	(245,758)	(213,881)	(213,897)
レポ取引およびその他類似の担保付借入	(4,033)	(4,033)	(2,032)	(2,032)
発行債券	(50,496)	(50,568)	(33,536)	(33,529)
劣後負債	(36,965)	(37,675)	(33,425)	(34,861)

7. 劣後負債

	2020年 6月30日に 終了した半期 (百万ポンド)	2019年 12月31日 終了事業年度 (百万ポンド)
1月1日現在残高	33,425	35,327
発行	3,162	6,785
償還	(2,814)	(7,804)
その他	3,192	(883)
期末残高	36,965	33,425

31億6,200万ポンドの発行は、バークレイズ・ピーエルシーからのグループ内借入金30億8,200万ポンド、ならびにバークレイズ・バンク・ピーエルシーの子会社により第三者に発行された米ドル建変動利付債8,000万ポンドで構成されています。

28億1,400万ポンドの償還は、バークレイズ・ピーエルシーからのグループ内借入金25億1,800万ポンド、ならびにバークレイズ・バンク・ピーエルシーの子会社により第三者に発行された米ドル建変動利付債2億6,600万ポンドおよび米ドル建固定利付債3,000万ポンドで構成されています。

その他の変動には主に、外国為替および公正価値ヘッジ調整額が含まれています。

8. 引当金

	2020年 6月30日 現在 (百万ポンド)	2019年 12月31日 現在 (百万ポンド)
顧客に対する補償	27	71
法律、競争および当局関連	250	374
人員削減および事業再編	34	63
未実行のコミットド・ファシリティおよび提供された保証	593	252
有償契約	9	20
その他引当金	172	171
合計	1,085	951

財務書類に対する注記

9. 退職給付

2020年6月30日現在、パークレイズ・バンク・グループのIAS第19号に基づく全制度にわたる年金積立超過額は25億ポンド(2019年12月:18億ポンド)となりました。グループの主要な制度である英国退職基金(UKRF)のIAS第19号に基づく年金積立超過額は、28億ポンド(2019年12月:21億ポンド)となりました。UKRFの変動は、割引率の低下によって部分相殺されたものの、期待収益率が仮定を上回ったこと、および長期的な価格インフレ率を予測が下回ったことによるものです。

UKRFの積立評価

UKRFの直近の3年毎の数理評価は2019年9月30日付で実施され、2020年2月に完了しました。この評価の結果、積立不足は23億ポンド、積立水準は94.0%でした。積立不足回収計画の改訂は、パークレイズ・バンク・ピーエルシーが2019年に5億ポンド、2020年に5億ポンド、2021年に7億ポンド、2022年に2億9,400万ポンド、2023年に2億8,600万ポンドの積立不足削減のための拠出金を要求することに合意しました。これらの積立不足削減のための拠出金は、毎年発生する給付費用のグループ負担分に対応するための通常の拠出金の他に支払われるものです。

2020年6月12日、パークレイズ・バンク・ピーエルシーは2020年分として合意された5億ポンドの積立不足削減のための拠出金を支払い、同時にUKRFは英国ギルツ(シニア債)を担保とする非譲渡性上場上位固定利付債7億5,000万ポンドを引き受けました。これらのシニア債は、UKRFに半年毎に5年間のクーポン支払、および2023年、2024年、および2025年の最終満期における3つの均等なトランシュでの現金での全額返還を認める権利を付与するものです。シニア債は、IFRS第10号に基づきパークレイズ・バンク・グループ内で連結される事業体ヘロン・イシューア・ナンバー2・リミテッド(ヘロン2)により発行されました。シニアノートへの投資の結果、2020年6月12日に支払われた5億ポンドの積立不足削減のための拠出金に係る規制上の自己資本への影響は、2023年、2024年および2025年のノートの満期にわたり及ぶものです。UKRFによるシニアノートへの2億5,000万ポンドの追加投資は、2020年にはプラスの資本影響をもたらし、2023年、2024年、および2025年にはノートの満期に対して均等に減少します。ヘロン2は、シニアノートの発行資金の調達用として、パークレイズ・バンク・ピーエルシーから合計7億5,000万ポンドのギルツを取得しました。

次回のUKRFの3年毎の数理評価は2022年9月30日付で、2023年に完了予定です。

10. 払込済株主資本

普通株式

2020年6月30日現在、パークレイズ・バンク・ピーエルシーの発行済普通株式資本は、1株1ポンドの普通株式23億4,200万株(2019年12月:23億4,200万株)で構成されていました。

優先株式

2020年6月30日現在、パークレイズ・バンク・ピーエルシーの発行済優先株式資本600万ポンド(2019年12月:600万ポンド)は、1株1ポンドのポンド建優先株式1,000株(2019年12月:1,000株)、1株100ユーロのユーロ建優先株式31,856株(2019年12月:31,856株)、1株100米ドルの米ドル建優先株式58,133株(2019年12月:58,133株)で構成されていました。

2020年6月30日までの6カ月間において、普通株式や優先株式の発行または償還はありませんでした。

11. その他の持分商品

その他の持分商品83億2,300万ポンド(2019年12月:83億2,300万ポンド)は、パークレイズ・ピーエルシーに発行したAT1証券です。パークレイズ・ピーエルシーは市場発行による資金を、パークレイズ・バンク・ピーエルシーからAT1証券を購入するために利用しています。当期において、発行または償還はありませんでした。

AT1証券は、満期日が設定されていない永久債であり、関連する発行日時時点で適用される資本規制に基づくAT1商品として適格となるように構成されています。AT1証券は無期限であり、パークレイズ・バンク・ピーエルシーの選択により、当初繰上償還日または当初繰上償還日から5年毎にいつでも全額償還可能です。またAT1証券は、その税金または規制上の取り扱いに一定の変更があった場合は、パークレイズ・バンク・ピーエルシーの選択により全額償還可能です。償還には、PRAによる事前の同意が必要で

財務書類に対する注記

12. その他の剰余金

	2020年 6月30日現在 (百万ポンド)	2019年 12月31日現在 (百万ポンド)
為替換算再評価差額	4,769	3,383
その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融商品の再評価差額	(2)	(139)
キャッシュフロー・ヘッジ再評価差額	1,453	388
当グループ自身の信用度に関連する剰余金	123	(373)
その他の剰余金	(24)	(24)
合計	6,319	3,235

為替換算再評価差額

為替換算再評価差額は、ヘッジ効果考慮後のパークレイズ・バンク・グループの外国事業に対する純投資の再換算に係る累積損益を表します。

2020年6月30日現在、為替換算再評価差額の貸方に47億6,900万ポンド(2019年12月:貸方に33億8,300万ポンド)が計上されています。この貸方残高の13億8,600万ポンドの変動は主に、期末に米ドルの為替レートが英ポンドに対して上昇したことを反映しています。

その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融商品の再評価差額

その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融商品の再評価差額は、その他の包括利益を通じて公正価値で測定する投資の当初認識時からの未実現損益を表しています。

2020年6月30日現在、その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融商品の再評価差額の借方に200万ポンド(2019年12月:借方に1億3,900万ポンド)が計上されています。この1億3,700万ポンドの利得は主に、国債利回りの低下によって国債の公正価値が増加したことによる利得2億7,700万ポンドによるものです。この一部は、損益計算書に振替えられた正味利得1億1,400万ポンドおよび税費用4,200万ポンドによって相殺されています。

キャッシュフロー・ヘッジ再評価差額

キャッシュフロー・ヘッジ再評価差額は、有効なキャッシュフロー・ヘッジ手段に係る累積損益を表し、ヘッジ対象取引が損益に影響を及ぼす時点で損益計算書上の損益に振替えられます。

2020年6月30日現在、キャッシュフロー・ヘッジ再評価差額の貸方に14億5,300万ポンド(2019年12月:貸方に3億8,800万ポンド)が計上されています。この10億6,500万ポンドの増加は主に、主要金利フォワード・カーブの下方シフトによってヘッジ目的で保有する金利スワップの公正価値が15億8,700万ポンド増加したことを反映したものです。この一部は、損益計算書に振替えられた利得1億1,700万ポンドおよび税費用4億800万ポンドによって相殺されています。

当グループ自身の信用度に関連する剰余金

当グループ自身の信用度に関連する剰余金は、公正価値で測定する金融負債の当グループ自身の信用度に関連する損益累計額を反映しています。当グループ自身の信用度に関連する剰余金の金額は、将来の期間において損益に振替えられることはありません。

2020年6月30日現在、当グループ自身の信用度に関連する剰余金の貸方に1億2,300万ポンド(2019年12月:借方に3億7,300万ポンド)が計上されています。この4億9,600万ポンドの変動は主に、パークレイズの調達スプレッドの拡大による利得8億4,500万ポンドによるものです。この一部は、その他の変動2億900万ポンドおよび税費用1億4,400万ポンドによって相殺されています。

その他の剰余金

2020年6月30日現在、パークレイズ・バンク・グループが発行し、償還した普通株式および優先株式に帰属する剰余金が、その他の剰余金として借方に2,400万ポンド(2019年12月:借方に2,400万ポンド)計上されています。

財務書類に対する注記

13. 偶発債務および契約債務

	2020年 6月30日現在 (百万ポンド)	2019年 12月31日現在 (百万ポンド)
偶発債務		
担保に供された保証および信用状	15,825	17,006
履行保証、支払承諾および裏書	6,589	6,771
合計	22,414	23,777
契約債務		
荷為替信用状およびその他の短期的な貿易関連取引	1,162	1,291
スタンドバイ・ファシリティ、信用供与枠およびその他の契約債務	264,376	268,736
合計	265,538	270,027

上記に加え、注記 14「法律、競争および当局関連」では、パークレイズ・バンク・グループに対する潜在的な財務上の影響の見積りを開示することが現実的でない場合の追加的な偶発債務について詳述しています。

14. 法律、競争および当局関連

パークレイズ・バンク・グループが直面している法律上、競争上および規制上の課題の多くは、パークレイズの統制が及ばないものです。これらの事項が与える影響の程度は必ずしも予測可能ではなく、パークレイズの事業、経営成績、財政状態ならびに財務予測に重要な影響を及ぼす可能性があります。一連の類似の状況から生じる事項により、関連する事実および状況によっては偶発債務または引当金のいずれか、あるいはこの両方が生じる場合があります。

こうした事項に関連する引当金の認識には、注記 8「引当金」に記載されている関連する会計方針に従って重要な会計上の見積りおよび判断を行うことが含まれます。現時点では、偶発債務によってパークレイズ・バンク・グループが受ける潜在的な財務上の影響の見積りを開示することは現実的でないため、開示していません。本注記において詳述している様々な事項では、金額を特定しない損害賠償を求めています。一部の事項では賠償請求額が確定していますが、こうした請求額は、これらの事項に関するパークレイズ・バンク・グループの潜在的な財務エクスポージャーを必ずしも反映したものではありません。

特定のアドバイザリー・サービス契約およびその他の案件に対する調査ならびに民事訴訟

FCA の手続

2008年に、パークレイズ・バンク・ピーエルシーとカタル・ホールディングス・エルエルシーは、2件のアドバイザリー・サービス契約(両契約)を締結しました。金融行為監督機構(FCA)は、両契約が2008年6月および11月のパークレイズ・ピーエルシーの資本調達(本資本調達)に関連していた可能性があったことから、本資本調達に関するアナウンスメントまたは公表書類において開示すべきであったかどうかについて調査を行いました。2013年に、FCAは、パークレイズ・ピーエルシーおよびパークレイズ・バンク・ピーエルシーが軽率な行動をとって開示に関連する特定の上場規則に違反し、さらにパークレイズ・ピーエルシーが上場原則3に違反したと結論付ける警告通知書(本通知書)を発行しました。本通知書に記載されている罰金は5,000万ポンドです。パークレイズ・ピーエルシーおよびパークレイズ・バンク・ピーエルシーは引き続きこの認定に異議を唱えています。パークレイズの一部の元役員に対する英国重大不正捜査局(SFO)手続が終了し、無罪となったため、停止していたFCAの手続が再開されました。SFOが両契約に関してパークレイズ・ピーエルシーおよびパークレイズ・バンク・ピーエルシーに提起したすべての請求は2018年に却下されました。

民事訴訟

PCPキャピタル・パートナーズLLPおよびPCPインターナショナル・ファイナンス・リミテッド(PCP)は、パークレイズ・バンク・ピーエルシーに対し、虚偽表示および詐欺に関する約16億ポンドの損害賠償を求める申立てを起しました。これは、2008年11月の資金調達において、PCPを含むとされる潜在的投資家に対して発行した有価証券の条件に関連してパークレイズ・バンク・ピーエルシーがPCPに対して虚偽の説明を行ったとされるものです。パークレイズ・バンク・ピーエルシーはこの申立てに対して抗弁を行っており、裁判は2020年6月に開始しました。

LIBOR および他のベンチマークに関する調査および関連する民事訴訟

特定の競争当局を含む、複数政府の規制当局および法執行機関が、LIBORなどの特定の金融ベンチマーク操作の疑いにおけるパークレイズ・バンク・ピーエルシーの関与に関して調査を実施しました。SFOは調査を終了し、パークレイズ・グループに対する措置はありませんでした。様々な管轄区域における複数の個人および法人が、パークレイズ・グループおよびその他の銀行に対してLIBORおよび/またはその他のベンチマーク操作の疑いに関する民事訴訟を提起する兆候があるか、あるいは提起しています。一部の訴訟は、引き続き審理中です。

財務書類に対する注記

米ドル建 LIBOR に関する民事訴訟

米国内の様々な管轄区域で提起されている米ドル建 LIBOR に係る訴訟の大半は、ニューヨーク州南部地区連邦地方裁判所 (SDNY)における公判前手続の目的上、併合されています。訴状はほぼ同様に、特に米ドル建 LIBOR の金利の操作を行うことにより、パークレイズ・ピーエルシー、パークレイズ・バンク・ピーエルシー、パークレイズ・キャピタル・インク (BCI) および他の金融機関が個別に、また共同で、米国シャーマン反トラスト法 (反トラスト法)、米国商品取引法 (CEA 法)、威力脅迫および腐敗組織に関する連邦法 (RICO 法)、1934 年証券取引法ならびに様々な州法の規定に違反したと主張しています。

集団訴訟および個別訴訟を意図した訴訟では、金額を特定しない損害賠償を求めています。3 件の訴訟では、原告らが、パークレイズ・バンク・ピーエルシーを含む全被告に対する実際の損害賠償およびその他の懲罰的損害賠償として総額約 9 億米ドルを求めています。これらの一部の訴訟では、反トラスト法および RICO 法に基づき 3 倍の損害賠償も求めています。パークレイズは過去に一部の請求について和解しています。集団訴訟の和解のうち、パークレイズがそれぞれ 2,000 万米ドルおよび 710 万米ドルを支払った 2 件は引き続き、裁判所の最終承認を受けること、および/または、集団構成員が当該和解から離脱し自ら訴訟を提起する権利を条件としています。

英ポンド建 LIBOR に関する民事訴訟

2016 年に、パークレイズ・バンク・ピーエルシー、BCI およびその他の英ポンド建 LIBOR のパネル銀行を相手取り、特に、被告が反トラスト法、CEA 法および RICO 法に違反して英ポンド建 LIBOR の金利操作を行ったと主張する、SDNY において提起された集団訴訟を意図した 2 件の訴訟が併合されました。請求の却下を求める被告の申立ては、2018 年 12 月に認められました。原告は却下について控訴しています。

日本円建 LIBOR に関する民事訴訟

2012 年に、取引所で取引されるデリバティブに関与した原告代表および日本銀行協会のユーロ円東京銀行間取引金利 (ユーロ円 TIBOR) パネルのメンバーにより、パークレイズ・バンク・ピーエルシーおよびその他の円建 LIBOR のパネル銀行を相手取った集団訴訟を意図した訴訟が SDNY において提起されました。訴状では特に、ユーロ円 TIBOR および円建 LIBOR の金利操作ならびに CEA 法および反トラスト法の違反を主張しています。2014 年に、裁判所は反トラスト法に係る原告の請求全体を棄却しましたが、CEA 法に係る原告の請求は、引き続き審理中です。

2015 年に、パークレイズ・ピーエルシー、パークレイズ・バンク・ピーエルシーおよび BCI に対して上記の集団訴訟と同様の主張をする第二の集団訴訟を意図した訴訟が SDNY に提起されました。2017 年に、この訴訟全体が却下され、原告は却下について控訴しました。控訴裁判所は却下を破棄し、当該事項は下級裁判所に差し戻されました。

SIBOR/SOR に関する民事訴訟

パークレイズ・ピーエルシー、パークレイズ・バンク・ピーエルシー、BCI およびその他の被告を相手取って SDNY に提起された、シンガポール銀行間取引金利 (SIBOR) およびシンガポール・スワップ・オファー・レート (SOR) の金利操作を主張する集団訴訟を意図した訴訟が、2016 年に提起されました。2018 年 10 月に、裁判所はパークレイズ・ピーエルシー、パークレイズ・バンク・ピーエルシーおよび BCI に対するすべての請求を却下しました。原告は却下について控訴しています。

ICE LIBOR に関する民事訴訟

2019 年に、パークレイズ・ピーエルシー、パークレイズ・バンク・ピーエルシー、BCI、被告であるその他の金融機関、およびインターコンチネンタル・エクステンジ・インクとその一部の関連会社 (ICE) を相手取った、集団訴訟を意図した複数の訴訟が SDNY で提起されました。当該訴訟では、被告らが ICE への申告により米ドル建 LIBOR を操作したとして反トラスト法に係る請求権を主張しています。これらの訴訟は併合されました。却下を求める被告の申立ては、2020 年 3 月に認められました。原告は却下について控訴しています。

米国外のベンチマークに関する民事訴訟

英国において、LIBOR、EURIBOR およびその他のベンチマークを操作したという主張に関連する訴訟 (下記の「地方当局による LIBOR に関する民事訴訟」で言及している請求を含みます) が、パークレイズ・バンク・ピーエルシー (および一部の訴訟においてはパークレイズ・バンク UK ピーエルシー) に対して提起されている、あるいは提起される兆候があります。欧州における他の複数の管轄区域およびイスラエルにおいても訴訟が提起されています。ほかにもその他の管轄区域における訴訟が将来において提起される可能性があります。

外国為替に関する調査および関連する民事訴訟

2015 年に、パークレイズ・グループは、外国為替市場における一部の売却および取引の慣行に対する調査に関連して、米国の様々な連邦および州の当局ならびに FCA との和解に達しました。和解の合計額は約 23 億 8,000 万米ドルです。2017 年 1 月に裁判所の最終承認を受けた、米国司法省 (DoJ) との関連する司法取引に従い、パークレイズ・グループは執行猶予期間を 3 年間とすることに同意しました。当該執行猶予期間は 2020 年 1 月に失効しました。また、パークレイズ・グループは引き続き、関連する情報を一部の当局に提供します。

欧州委員会は、外国為替市場における一部の取引慣行に対する調査を現在も実施している複数の当局のうちの 1 つです。欧州委員会は 2019 年 5 月に 2 件の和解を発表し、パークレイズ・グループは合計で約 2 億 1,000 万ユーロの課徴金を支払いました。

財務書類に対する注記

2019年6月にスイス競争委員会は2件の和解を発表し、パークレイズ・グループは合計で約2,700万スイス・フランの課徴金を支払いました。上記の進行中の事項がパークレイズ・バンク・グループの経営成績、キャッシュフローまたは財政状態に及ぼす財務上の影響に重要性はないと考えています。

様々な管轄区域における複数の個人および法人も、パークレイズ・グループおよびその他の銀行に対して外国為替市場操作の疑いに関する民事訴訟を提起する兆候がある、あるいは提起しているか、将来において提起する可能性があります。一部の訴訟は、引き続き審理中です。

和解から離脱した原告による外国為替に関する民事訴訟

2018年に、パークレイズ・バンク・ピーエルシーおよびBCIは、外国為替市場を操作したと主張してSDNYに提起された併合訴訟(外国為替に関する併合訴訟)について、合計3億8,400万米ドルで和解しました。また2018年に、外国為替に関する併合訴訟の和解を選択しなかった原告のグループが、パークレイズ・ピーエルシー、パークレイズ・バンク・ピーエルシー、BCIおよびその他の被告を相手取り、SDNYに訴訟を提起しました。原告の請求の一部は2020年5月に却下されました。

リテールベースに関する民事訴訟

2015年に、銀行の支店においてリテールベースで為替取引を行った個人の集団を代表して、パークレイズ・ピーエルシーおよびBCIを含む複数の国際銀行を相手取った1件の集団訴訟を意図した訴訟(リテールベースに関する請求)が提起されました。SDNYは、リテールベースに関する請求は、外国為替に関する併合訴訟における和解契約の対象ではないと判断しました。裁判所はその後、パークレイズ・グループおよびその他のすべての被告に対するリテールベースに関する請求をすべて却下しました。原告らは修正訴状を提出しました。

州法に基づく外国為替に関する民事訴訟

2017年に、SDNYは、(a)上場投資信託の受益者および外国為替商品の間接投資家とされる他の者、ならびに(b)外国為替市場を操作していないとされる外国為替のディーラーまたはブローカーを通じて外国為替商品の取引を行った投資家からなる原告の集団を代表して、連邦法および様々な州の法律に基づき提起された集団訴訟を意図した併合訴訟を却下しました。パークレイズ・バンク・ピーエルシーおよびBCIは、裁判所の承認を受けることを条件として当該請求について和解しました。

米国外の外国為替に関する民事訴訟

上記の訴訟の他に、英国、欧州のその他複数の管轄区域、イスラエルおよびオーストラリアにおいて、外国為替操作の疑いに関連する訴訟がパークレイズ・ピーエルシー、パークレイズ・バンク・ピーエルシー、BCIおよびパークレイズ・エグゼキューション・サービス・リミテッド(BX)に対して提起されている、あるいは提起される兆候があり、その他にも訴訟が将来において提起される可能性があります。

金属に関する調査および関連する民事訴訟

パークレイズ・バンク・ピーエルシーは過去に、金属および金属に基づく金融商品に対する調査に関連してDoJ、米国商品先物取引委員会およびその他当局への情報提供を行いました。

原告の集団をそれぞれ代表する複数の米国の民事訴訟が併合され、SDNYに移送されました。これらの民事訴訟では、パークレイズ・バンク・ピーエルシーおよびその他のロンドン・ゴールド・マーケット・フィクシング・リミテッドのメンバーが、米国反トラスト法ならびにその他の連邦法に違反して金および金デリバティブ契約の価格を操作したと主張しています。集団訴訟を意図したこの併合訴訟は、引き続き審理中です。米国では、原告集団により、パークレイズ・バンク・ピーエルシー、BCIおよびBXを含む複数の銀行に対して、CEA法、反トラスト法ならびに州の反トラスト法および消費者保護法に違反して銀の価格を操作したと主張する別の民事訴訟が提起されていましたが、パークレイズのグループ企業に対する当該訴訟は却下されました。原告らは、控訴に対する裁判所承認を求めることができます。

またカナダの裁判所では、パークレイズ・ピーエルシー、パークレイズ・バンク・ピーエルシー、パークレイズ・キャピタル・カナダ・インクおよびBCIに対して、金銀の価格を操作したと主張する民事訴訟が原告の集団を代表して提起されました。

米国の住宅モーゲージ関連民事訴訟

米国の住宅モーゲージ・バック証券(RMBS)に関連して様々な民事訴訟が審理中です。これは、特定のRMBSに関して受託者が提起した未解決の買戻請求から生じた4件の訴訟を含みます。当該訴訟では、パークレイズ・バンク・ピーエルシーおよび/または2007年に取得した子会社(取得子会社)が行った様々なローン・レベルに対する表明および保証(R&W)の違反を主張しています。2019年12月31日現在で受けている未解決の買戻請求の当初の未払元本残高は約21億米ドルでした。受託者はまた、過去に行った未解決の買戻請求で示した貸付金の金額を上回る(が、未確定の)金額の貸付金に関して、関連するR&Wに違反があった可能性があるかと主張しています。

これらの買戻しに関する訴訟は進行中です。買戻しに関する1件の訴訟では、ニューヨーク州上訴裁判所が、一部のR&Wに関連する請求は時効になっていないと認定しました。パークレイズ・バンク・ピーエルシーは、買戻しに関する訴訟のうちの2件につき、裁判所の最終承認を受けることを条件として和解しました。上記の和解がパークレイズ・バンク・グループの経営成績、キャッ

財務書類に対する注記

シュフローまたは財政状態に及ぼす財務上の影響に重要性はないと考えています。買戻しに関する残り 2 件の訴訟は審理中です。

政府証券および政府機関債に関する民事訴訟および関連事項

一部の政府当局は、様々な市場における一部の政府証券および政府機関債に関する活動に対して調査を実施しています。パークレイズ・グループはこうした調査に協力し、情報を提供しています。また、以下に記載の通り、同様の主張に基づく民事訴訟が提起されています。

米国財務省オークション証券に関する民事訴訟

パークレイズ・バンク・ピーエルシー、BCI およびその他の金融機関を相手取り、反トラスト法および州のコモンローに基づき、集団訴訟を意図した併合訴訟が米国連邦裁判所に提起されています。当該訴訟は、被告が(i)共謀して米国財務省証券の市場を操作した、および/または(ii)共謀して特定の取引プラットフォームへの参加を拒否することにより、または参加を拒否すると脅迫することにより、そのプラットフォームの構築を妨害したと主張するものです。被告は却下を求める申立てを行いました。

さらに、一部の原告は、BCI およびその他一部の金融機関に対して、関連する直接訴訟を提起しました。この訴訟では、被告が共謀して、反トラスト法、CEA 法および州のコモンローに違反して米国財務省証券の市場を固定し、操作したと主張しています。

国際機関債、ソブリン債および政府機関債に関する民事訴訟

SDNY およびトロントにあるカナダ連邦裁判所において、パークレイズ・バンク・ピーエルシー、BCI、BX、パークレイズ・キャピタル・セキュリティ・リミテッドと、カナダで提起された訴訟においてはパークレイズ・キャピタル・カナダ・インク、ならびにその他一部の金融機関を相手取り、被告が共謀して、米ドル建国際機関債、ソブリン債および政府機関債の市場の価格を固定して競争を妨害したと主張する、反トラスト法に基づく民事訴訟が提起されています。

SDNY に提起された訴訟のうち 1 件については、裁判所が原告による請求の却下を求める被告の申立てを認めましたが、原告はこれに対して控訴しています。原告は、SDNY におけるその他の訴訟については自主的に取り下げています。

償還条項付変動利付債に関する民事訴訟

パークレイズ・バンク・ピーエルシーおよび BCI ならびにその他の金融機関を相手取り、被告が共謀または結託して、償還条項付変動利付債 (VRDO) に設定された金利を人為的に引き上げたことと主張する民事訴訟が提起されています。VRDO は、周期的に (通常は週次で) 更改される金利が付された地方債です。州裁判所では、イリノイ州およびカリフォルニア州を代表する民間の原告による 2 件の訴訟が提起されています。集団訴訟を意図した 2 件の訴訟は併合され、SDNY において提起されました。

政府債に関する民事訴訟

2019 年に SDNY に提起された集団訴訟を意図した訴訟において、原告は、BCI およびその他の特定の債券ディーラーが共謀して米国の政府支援企業債の価格を固定したとして、米国の反トラスト法違反を主張しています。BCI は 8,700 万米ドルで和解することに合意し、これは 2020 年 6 月に裁判所の最終承認を受けました。これとは別に、ルイジアナ州検事総長およびバトン・ルージュ市を含むルイジアナ州における様々な主体が、パークレイズ・バンク・ピーエルシーおよびその他の金融機関を相手取り、集団訴訟の原告と同様の主張をする訴訟を提起しています。

2018 年に、パークレイズ・ピーエルシー、パークレイズ・バンク・ピーエルシー、BCI、パークレイズ・バンク・メキシコ S.A.、およびパークレイズ・バンク・グループのその他の子会社を含む複数の金融機関に対する別の集団訴訟を意図した訴訟が、SDNY において併合されました。原告は、メキシコ国債の価格が共謀して固定されたとして、反トラスト法および州法に基づく請求を主張しています。パークレイズ・ピーエルシーは、裁判所の承認を受けることを条件として、当該請求について 570 万米ドルで和解しました。

BDC ファイナンス・エルエルシー

2008 年に BDC ファイナンス・エルエルシー (BDC) は、パークレイズ・バンク・ピーエルシーが、ISDA マスター契約によって規定されるトータル・リターン・スワップのポートフォリオに関連する契約 (本契約) に違反したと主張し、2 億 9,800 万米ドルの損害賠償を求める訴訟をニューヨーク州地方裁判所において提起しました。特定の責任問題に関する裁判の後、裁判所は 2018 年 12 月に、パークレイズ・バンク・ピーエルシーは違反を行った当事者ではない旨の判決を下し、この判決は控訴審において支持されました。パークレイズ・バンク・ピーエルシーによる BDC への反訴は、引き続き審理中です。

2011 年に、BDC の投資顧問会社である BDCM ファンド・アドバイザー・エルエルシーおよびその親会社であるブラック・ダイヤモンド・キャピタル・ホールディングス・エルエルシーも、パークレイズ・バンク・ピーエルシーと BCI を相手取り、本契約に関連するパークレイズ・バンク・ピーエルシーの行為によって被ったとされる金額未確定の損害賠償を求める訴えをコネチカット州裁判所に起こしました。当該訴訟では、コネチカット州不正取引慣行法の違反ならびにビジネスおよび将来的なビジネス関係の不法な妨害に関する請求を主張しています。この訴訟は現在停止しています。

米国反テロリズム法に関する民事訴訟

パークレイズ・バンク・ピーエルシーおよびその他複数の銀行を相手取り、4,000 名超の原告を代表する複数の民事訴訟がニューヨーク州東部地区連邦地方裁判所 (EDNY) および SDNY において提起されています。これらの訴訟では概して、パークレイズ・バンク・ピーエルシーおよびその他の銀行が共謀してイラン政府およびイランの多数の銀行が米ドル建で取引できるよう便宜を図

財務書類に対する注記

たために、これによって資金を得たテロ行為で原告または原告の家族が負傷または死亡したと主張しています。原告は、米国反テロリズム法の規定に基づく苦痛、身体的苦痛および精神的苦痛に関する損害の回復を求めており、同法では認定された損害の3倍の賠償を認めています。

裁判所は、EDNYにおける3件の訴訟の却下を求める被告の申立てを認めました。原告は1件の訴訟について控訴しています。裁判所は、SDNYにおける別の訴訟の却下を求める被告の申立てについても認めました。残りの訴訟は、これらの訴訟における判決を待って停止しています。

金利スワップおよびクレジット・デフォルト・スワップに関する米国の民事訴訟

パークレイズ・ピーエルシー、パークレイズ・バンク・ピーエルシーおよびBCI、ならびに金利スワップ(IRS)のマーケット・メーカーの役割を務めるその他の金融機関は、2016年にSDNYにおいて併合された複数の反トラスト法集団訴訟の被告とされています。訴状では、被告が共謀してIRSの取引所の発展を妨げたとして、金額を特定しない損害賠償を求めています。

2018年に、trueEX エルエルシーは、パークレイズ・ピーエルシー、パークレイズ・バンク・ピーエルシーおよびBCIを含む複数の金融機関を相手取り、trueEX エルエルシーのIRSプラットフォームの発展に関する同様の主張に基づく反トラスト法集団訴訟をSDNYにおいて提起しました。2017年に、テラ・グループ・インクは反トラスト法に基づく別の民事訴訟をSDNYにおいて提起しました。当該訴訟は、IRS訴訟にて主張されている一部の行為によって、原告もクレジット・デフォルト・スワップ市場に関する損害を被ったと主張するものです。2018年11月および2019年7月に、裁判所は不当利得および不法な妨害に関する両訴訟の一部の請求をそれぞれ棄却しましたが、係争中の連邦および州の反トラスト法に基づく請求の棄却を求める申立ては却下しました。

単元未済社債に関する反トラスト法集団訴訟

2020年に、BCIおよびその他の金融機関は、集団訴訟を意図した訴訟の被告とされました。この請求では、端株取引や価格操作のための電子取引プラットフォームを共謀して開発したと主張しています。原告は、金額を特定しない金銭的賠償を求めています。

無担保貸付の回収に関する調査

2018年2月より、FCAは、パークレイズ・グループが回収に関する有効なシステムおよび統制を整備したか、また債務不履行および延滞している顧客の利益について十分に検討したかに関して、調査を続けています。FCAの調査は進展しています。

英国付加価値税に関する英国歳入税関庁(HMRC)の評価

2018年にHMRCは、英国で事業を行う一部の海外子会社をパークレイズの英国VATグループ(ここでは、グループ・メンバー間の取引に係るVATが通常は免除されます)から除外する効力をもつ通知を発行しました。この通知は遡及適用され、1億8,100万ポンド(利息を含みます)の評価に相当します。このうち約1億2,800万ポンドがパークレイズ・バンクUKピーエルシーに、5,300万ポンドがパークレイズ・バンク・ピーエルシーに帰属するとパークレイズは予想しています。第一層審判所(租税部)におけるHMRCの決定に対し控訴がなされています。

地方当局によるLIBORに関する民事訴訟

上記の「LIBORおよび他のベンチマークに関する調査および関連する民事訴訟」で言及した特定のベンチマーク金利の提出に関する政府による様々な調査についてパークレイズ・バンク・ピーエルシーが和解した後、英国では、一部の地方当局が、LIBOR関連の行為に関してパークレイズ・バンク・ピーエルシーが行った虚偽表示に依拠してローンを締結したと主張して、パークレイズ・バンク・ピーエルシー(および一部の訴訟についてはパークレイズ・バンクUKピーエルシー)を相手取って訴訟を提起しました。パークレイズはこれらの申立ての削除を申請しています。

一般事項

パークレイズ・バンク・グループは、英国、米国およびその他の海外の複数の管轄区域において、その他の様々な法律、競争および規制関連事項に関与しています。パークレイズ・バンク・グループは、通常の営業活動の一環として随時生じる、契約、有価証券、債権回収、消費者信用、不正行為、信託、顧客資産、競争、データ管理および保護、マネーロンダリング、金融犯罪、雇用、環境ならびにその他の制定法およびコンプライアンス上の問題を含め(ただしこれらに限定されません)、パークレイズ・バンク・グループが提起した、またはパークレイズ・バンク・グループに対して提起された訴訟の対象となっています。

また、パークレイズ・バンク・グループは、パークレイズ・バンク・グループが現在、または以前から関与している消費者保護対策、法規制遵守、ホールセール取引活動ならびに銀行業務および事業活動のその他の分野(これらに限定されません)に関連する、規制当局、政府機関またはその他の公共機関による聴取および検査、情報請求、監査、調査および訴訟ならびにその他の手続の対象となっています。パークレイズ・バンク・グループは、関連当局と協力し、これらの事項および本注記に記載のその他の事項に関して、継続的にすべての関連機関に適宜概要報告を行っています。

現時点において、パークレイズ・バンク・ピーエルシーは、これらその他の案件の最終的な解決がパークレイズ・バンク・ピーエルシーの財政状態に重大かつ不利な影響を与えるとは予想していません。しかしながら、こうした案件および本注記において具体的に記載されている案件に伴う不確実性の観点から、特定の1案件または複数の案件(以前に扱われていた案件や本注記の作成日以降に発生した案件を含みます)の結果が、特定の期間におけるパークレイズ・バンク・ピーエルシーの経営成績またはキャ

財務書類に対する注記

ツシュフローにとって重要でないという保証はありません。これは、特に、かかる案件によって生じる損失の金額または当該報告期間に計上される利益の金額によって異なります。

15. 関連当事者取引

2020年6月30日に終了した半期における関連当事者取引は、パークレイズ・ピーエルシーの2019年度の英文年次報告書で開示された取引内容と同様の性質でした。

パークレイズ・バンク・グループの財務書類に含まれているその他のパークレイズ・グループ会社との金額は、以下の通りです。

	2020年6月30日に終了した半期		2019年6月30日に終了した半期	
	親会社 (百万ポンド)	兄弟会社 (百万ポンド)	親会社 (百万ポンド)	兄弟会社 (百万ポンド)
収益合計	(346)	31	(275)	32
営業費用	(34)	(1,443)	(46)	(1,546)

	2020年6月30日現在		2019年12月31日現在	
	親会社 (百万ポンド)	兄弟会社 (百万ポンド)	親会社 (百万ポンド)	兄弟会社 (百万ポンド)
資産合計	5,793	1,952	2,097	2,165
負債合計	27,262	2,531	24,876	1,600

上記を除き、2020年6月30日に終了した半期に生じた関連当事者取引のうち、パークレイズ・バンク・グループの当期の財政状態または業績に重要な影響を及ぼすものではありません。

財務書類に対する注記

16. バークレイズ・バンク・ピーエルシーの親会社要約貸借対照表

	2020年 6月30日現在 (百万ポンド)	2019年 12月31日現在 (百万ポンド)
資産		
現金および中央銀行預け金	128,461	112,287
現金担保および決済残高	115,391	75,822
貸付金(償却原価ベース)	186,606	161,663
リバース・レポ取引およびその他類似の担保付貸付	22,926	4,939
トレーディング・ポートフォリオ資産	73,646	79,079
損益計算書を通じて公正価値で測定する金融資産	187,575	162,500
デリバティブ	304,807	229,338
その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産	53,475	43,760
関連会社および合併企業に対する投資	16	119
子会社に対する投資	16,653	16,105
のれんおよび無形資産	114	115
有形固定資産	419	426
未収還付税	1,045	946
繰延税金資産	1,203	1,115
退職給付資産	2,797	2,062
その他の資産	1,234	845
資産合計	1,096,368	891,121
負債		
預り金(償却原価ベース)	268,286	240,631
現金担保および決済残高	94,744	59,448
レポ取引およびその他類似の担保付借入	9,778	9,185
発行債券	34,926	19,883
劣後負債	36,937	33,205
トレーディング・ポートフォリオ負債	53,953	45,130
公正価値で測定すると指定された金融負債	234,510	207,765
デリバティブ	306,288	225,607
未払税金	287	221
繰延税金負債	1,083	80
退職給付債務	105	104
その他の負債	3,297	2,807
引当金	885	630
負債合計	1,045,079	844,696
株主資本		
払込済株式資本および株式払込剰余金	2,348	2,348
その他の持分商品	11,089	11,089
その他の剰余金	2,763	678
利益剰余金	35,089	32,310
株主資本合計	51,289	46,425
負債および株主資本合計	1,096,368	891,121

2020年度上半期において、バークレイズ・バンク・ピーエルシーは、バークレイカード・インターナショナル・ペイメント・リミテッド、エンターカード・グループ AB、カーネギー・ホールディングス・リミテッドおよびバークレイズ・マーカンタイル・ビジネス・ファイナンス・リミテッドへの投資をそれぞれ1億200万ポンド、2億9,200万ポンド、1億8,800万ポンドおよび1億5,400万ポンドの公正価値で、兄弟会社のバークレイズ・プリンシパル・インベストメント・リミテッドに売却しました。

バークレイズ・バンク・ピーエルシーはこれらの取引に関して、それぞれ5,600万ポンド、1億9,200万ポンド、1億3,300万ポンドおよび2,300万ポンドの売却益を計上しました。バークレイズ・バンク・グループでは、それぞれ4,500万ポンド、1,300万ポンド、5,700万ポンドおよび1,100万ポンドの売却益を計上しました。

バークレイズ・バンク・ピーエルシーは、子会社に対する投資の帳簿価額は全額回収可能であると考えています。

その他の情報

決算報告スケジュール¹

2020年度の英文年次報告書

発表日

2021年2月11日

為替レート ²	増減率(%) ³				
	2020年 6月30日	2019年 12月31日	2019年 6月30日	2019年 12月31日	2019年 6月30日
期末日-米ドル/英ポンド	1.24	1.33	1.27	(7%)	(2%)
6カ月平均-米ドル/英ポンド	1.26	1.26	1.29	-	(2%)
3カ月平均-米ドル/英ポンド	1.24	1.29	1.29	(4%)	(4%)
期末日-ユーロ/英ポンド	1.10	1.18	1.12	(7%)	(2%)
6カ月平均-ユーロ/英ポンド	1.14	1.14	1.15	-	(1%)
3カ月平均-ユーロ/英ポンド	1.13	1.16	1.14	(3%)	(1%)

お問い合わせ

インベスター・リレーションズ

クリス・マナーズ +44 (0) 20 7773 2136

メディア・リレーションズ

トーマス・ホスキンス +44 (0) 20 7116 4755

パークレイズ・バンク・ピーエルシーの詳細は当社のホームページ(home.barclays)にて閲覧可能です。

登録事務所

1 Churchill Place, London, E14 5HP, United Kingdom. 電話: +44 (0) 20 7116 1000 会社番号: 1026167.

¹ 発表日は現時点で予定されているものであり、変更になる場合があります。

² 上記の平均為替レートは、各期間における日次のスポット・レートの平均です。

³ 増減率は英ポンドの数字に対する影響に基づくものです。

バークレイズ・バンク・ピーエルシー、 バークレイズ・バンク・ピーエルシー・グループおよびバークレイズ・グループ

バークレイズ・バンク・ピーエルシー（以下「**当行**」といい、その子会社と総称して「**バークレイズ・バンク・ピーエルシー・グループ**」といいます。）は、イングランドおよびウェールズにおいて登録されている公開有限責任会社（登録番号：1026167）です。当行のメンバーの責任は限定的です。当行の登録上の本社は、英国ロンドン市 E14 5HP チャーチル・プレイス1（電話番号：+44 (0)20 7116 1000）に所在します。当行は 1925 年植民地銀行法に基づき 1925 年8月7日に設立され、1971 年 10 月4日、会社法（1948 年から 1967 年法）に基づき株式会社として登録されました。1985 年1月1日、当行は 1984 年バークレイズ銀行法に基づき公開有限責任会社として再登録され、名称が「バークレイズ・バンク・インターナショナル・リミテッド」から「バークレイズ・バンク・ピーエルシー」に変更されました。当行の発行済普通株式資本は全て、バークレイズ・ピーエルシーが実質的に所有しています。バークレイズ・ピーエルシー（以下その子会社と総称して「**バークレイズ・グループ**」又は「**バークレイズ**」といいます。）は、バークレイズ・グループの最終持株会社です。当行の主な活動は、大手の法人顧客、ホールセール顧客および国際的に銀行業務を行う顧客向けの商品およびサービスを提供することです。

バークレイズは、多様かつ一貫性のある事業ポートフォリオを有する英国の総合銀行であり、リテールおよびホールセールのお客様・顧客に対して世界的にサービスを提供しています。バークレイズ・グループの事業には、世界中でのコンシューマー・バンキング業務および決済業務、ならびにトップレベルかつフルサービスの世界的な消費者向け銀行および投資銀行としての業務が含まれます。バークレイズ・グループは、バークレイズ UK 部門（以下「**バークレイズ UK**」といいます。）およびバークレイズ・インターナショナル部門（以下「**バークレイズ・インターナショナル**」といいます。）の2つの部門により運営されています。これらは2つの銀行子会社において（すなわち、バークレイズ UK は、バークレイズ・バンク・UK ピーエルシーにおいて、バークレイズ・インターナショナルはバークレイズ・バンク・ピーエルシーにおいて）運営されており、バークレイズ・エクセキューション・サービス・リミテッドによって支援されています。バークレイズ・エクセキューション・サービス・リミテッドは、バークレイズ・グループの事業全体に対して技術、業務および実務のサービスを提供する、全バークレイズ・グループ規模のサービス会社です。

バークレイズ・バンク・ピーエルシーは、短期無担保債務の格付けにおいて、S&P グローバル・レーティングス・ヨーロッパ・リミテッドから A-1、ムーディーズ・インベスターズ・サービス・リミテッドから P-1、およびフィッチ・レーティングス・リミテッドから F1 をそれぞれ取得しています。また、長期非劣後の無担保債務の格付けでは、S&P グローバル・レーティングス・ヨーロッパ・リミテッドから A、ムーディーズ・インベスターズ・サービス・リミテッドから A1、フィッチ・レーティングス・リミテッドから A+をそれぞれ取得しています。

バークレイズ・バンク・ピーエルシー・グループの 2019 年 12 月 31 日を期末日とする年度の監査済みの財務情報において、バークレイズ・バンク・ピーエルシー・グループの資産合計は 876,672 百万ポンド（2018 年：877,700 百万ポンド）、貸付金（償却原価ベース）は 141,636 百万ポンド（2018 年：136,959 百万ポンド）、預り金合計額は 213,881 百万ポンド（2018 年：199,337 百万ポンド）および株主資本合計額は 50,615 百万ポンド（2018 年：47,711 百万ポンド）（非支配持分0百万ポンド（2018 年：2百万ポンド）を含みます。）となりました。バークレイズ・バンク・ピーエルシー・グループの 2019 年 12 月 31 日を期末日とする年度の税引前利益は、信用に関する減損費用として 1,202 百万ポンド（2018 年：643 百万ポンド）を控除後、3,112 百万ポンド（2018 年：1,286 百万ポンド）でした。本項における財務情報は、発行会社の 2019 年 12 月 31 日を期末日とする年度の監査済みの連結財務諸表から引用したものです。

バークレイズ・バンク・ピーエルシー・グループの 2020 年6月 30 日に終了した6か月間の未監査の財務情報において、バークレイズ・バンク・ピーエルシー・グループの資産合計は 1,095,958 百万ポンド、貸付金純額合計は 150,203 百万ポンド、預り金合計額は 245,737 百万ポンドおよび株主資本合計額は 56,694 百万ポンド（非支配持分0百万ポンドを含みます。）となりました。バークレイズ・バンク・ピーエルシー・グループの 2020 年6月 30 日に終了した6か月間の税引前利益は、信用に関する減損費用およびその他の引当金として 2,674 百万ポンド（2019 年6月 30 日：510 百万ポンド）を控除後、1,523 百万ポンド（2019 年6月 30 日：1,725 百万ポンド）でした。本項における財務情報は、発行会社の 2020 年6月 30 日に終了した6か月間の未監査の要約連結中間財務諸表から引用したものです。

買収、処分および最近の進展

2020 年8月5日時点において該当なし

事業内容の概要及び主要な経営指標等の推移

定義

本書において、以下のとおりとする。

- 「バークレイズ」又は「バークレイズ・グループ」とは、バークレイズ・ピーエルシー及びその子会社をいう。
- 「バークレイズ・バンク・グループ」又は「当行グループ」とは、バークレイズ・バンク・ピーエルシー及びその連結子会社をいう。
- 「当行」とは、バークレイズ・バンク・ピーエルシーをいう。

1 事業内容の概要

バークレイズ・バンク・ピーエルシーは、イングランド及びウェールズにおいて登録されている公開有限責任会社（登録番号：1026167）である。当行のメンバーの責任は限定的である。当行の登録上の本社は、英国ロンドン市 E14 5HP チャーチル・プレイス 1（電話番号：44 (0)20 7116 1000）に所在する。当行は1925年植民地銀行法に基づき1925年8月7日に設立され、1971年10月4日、会社法（1948年法・1967年法）に基づき株式会社として登録された。1985年1月1日、当行は1984年バークレイズ銀行法に基づき公開有限責任会社として再登録され、名称が「バークレイズ・バンク・インターナショナル・リミテッド」から「バークレイズ・バンク・ピーエルシー」に変更された。当行の発行済普通株式資本は全て、バークレイズ・ピーエルシーが実質的に所有している。バークレイズ・ピーエルシーは、バークレイズ・グループの最終持株会社である。当行の主要な業務は、大企業、ホールセール及び国際的顧客を対象とした商品及びサービスを提供することである。

バークレイズ・バンク・ピーエルシーは、バークレイズ・ピーエルシーの完全子会社であり、コーポレート・アンド・インベストメント・バンク（以下「CIB」という。）、コンシューマー・カード・アンド・ペイメント（以下「CC&P」という。）及び本社で構成されている。

CIB

CIB は、資金調達、資金管理、アドバイザー及びリスク管理に係る商品及びサービスに関する、世界有数のプロバイダーである。同事業は、資金運用者、金融機関、政府及び法人顧客とグローバルに協働し、その改革及び成長の手助けを行っている。

CC&P

CC&P には以下の主要事業が含まれる：

英国では、決済業務によって、中小企業から大企業にわたるまで幅広い顧客の支払いの実行及び支払いの受け取りを可能にしている。大企業や中小企業を対象としたコーポレート・カードの有数の発行者であり、企業間のサプライヤー決済ソリューションの提供にも進出している。また、企業が顧客からの支払いを店舗内、アプリ内又はオンラインで受け付けるための手助けも行っている。さらに、小売業者にとって英国最大のファイナンス・パートナーの1つであり、消費者に対して店頭でのファイナンス・ソリューションを提供している。

米国では、提携カード事業によって消費者に対してクレジットカードを提供している。提携先には、アメリカン航空、ジェットブルー航空、ウインダム・ホテルズ・アンド・リゾーツが含まれる。

ドイツでは、市場をリードする消費者向けクレジットカードを提供する一方で、貸付関連商品の展開を継続している。

プライベート・バンクは、投資、信用及び資金の管理に係るソリューションを含む、個人及び機関投資家向けの多様な資産管理商品及びサービスをグローバルに提供している。

2 主要な経営指標等の推移

最近5連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移

	パークレイズ・バンク・グループ					パークレイズ・バンク・ピーエルシー				
	2019年	2018年	2017年	2016年	2015年	2019年	2018年	2017年	2016年	2015年
主要損益計算書データ ^{1,2}	百万ポンド	百万ポンド	百万ポンド	百万ポンド	百万ポンド	百万ポンド	百万ポンド	百万ポンド	百万ポンド	百万ポンド
利息収入純額	3,907	3,130	3,876	4,776	11,363					
手数料収入純額	5,672	5,607	5,698	5,589	6,883					
収益合計	14,151	13,600	13,730	14,202	22,808					
営業収益純額	12,949	12,957	12,177	12,725	21,046					
税引後利益／(損失)	2,780	1,010	(980)	3,729	1,238					
親会社の株主に帰属するもの	2,120	363	(1,763)	2,867	566					
当期包括利益／(損失) 合計	2,476	1,597	(1,299)	7,186	303					
主要貸借対照表データ										
非支配持分を除く株主資本合計	50,615	47,709	65,733	67,433	64,105	46,425	43,637	58,034	57,998	57,524
資産合計	876,672	877,700	1,129,343	1,213,955	1,120,727	891,121	893,396	1,125,000	1,119,747	1,077,317
主要キャッシュフロー・データ ³										
営業活動からのキャッシュ純額	(8,035)	653	57,321	9,959	14,650	(12,035)	6,263	61,705	7,622	10,455
投資活動からのキャッシュ純額	789	(37,191)	6,492	36,214	(6,551)	(8)	(42,262)	10,337	39,425	(6,019)
財務活動からのキャッシュ純額	(750)	(4,248)	1,392	(1,611)	110	(915)	(1,703)	1,398	(1,239)	617
現金及び現金同等物 期末現在	156,016	167,357	204,452	143,932	86,556	143,332	159,043	193,693	122,150	66,938
平均従業員数(常勤相当)	20,500	22,400	21,800	42,500	129,400					

- 2006年会社法第408条において認められているように、パークレイズ・バンク・ピーエルシー単体の損益計算書又は包括利益計算書は表示していない。
- 2019年以降、国際会計基準(以下「IAS」という。)第12号の更新により、資本商品に関連する支払いに係る税控除は、損益計算書の税金費用に計上されているが、従前は利益剰余金に計上されていた。比較対象数値は修正再表示されており、2018年の税金費用を175百万ポンド及び2017年は174百万ポンド減少させた。2016年及び2015年の数値は修正再表示されていないため、2019年、2018年及び2017年の数値と比較することはできない。
- 2018年4月1日付のパークレイズ・バンク・グループによる英国銀行事業売却後、2017年及び2016年の継続事業は、英国銀行事業を非継続事業として開示するために修正再表示されている。非継続事業の詳細については、2019年アニュアル・レポートの連結財務書類に対する注記39を参照のこと。2015年の数値は修正再表示されていないため、2019年、2018年、2017年及び2016年の数値と比較することはできない。